

 トップメッセージ
 P.1

 ゆうちょ銀行のパーパス
 P.2

 ゆうちょ銀行が目指すサステナビリティ
 P.3

 事業の概況
 P.4

中期経営計画(2021年度~2025年度)

<u>重点戦略 1</u> リアルとデジタルの相互補完による 新しいリテールビジネスへの変革

重点戦略 2 デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上

重点戦略3 多様な枠組みによる地域への資金循環と

地域リレーション機能の強化

中小企業の経営のサポートのための取り組み

TOPICS

さらなる地域貢献を目指し「Σビジネス」に挑戦

重点戦略 4 ストレス耐性を意識した市場運用・

リスク管理の深化

重点戦略 5 一層信頼される銀行となるための

経営基盤の強化

 2022年度中間期業績(単体)
 P.8

 会社データ
 P.9

役員等一覧 株式について 組織の概要

財務データ(連結)	P.11
財務データ(単体)	P.27
自己資本の充実の状況(連結)	P.57
自己資本の充実の状況(単体)	P.69
開示項目一覧	P.81
日本郵政グループ経営理念	P.91

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成されたディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)であり、当行の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。また、本誌には当行の見通し・目標等の将来の業績に関する記述が含まれています。これらは本誌の作成時点において入手可能な情報、予測や作成時点における仮定に基づいた当行の判断等によって記述されたものであり、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものです。そのため、今後、経営環境に関する前提条件の変更、経済情勢や景気動向、法令規制の変化、大規模災害の発生、保有資産等の価値変動、風評・風説等、その他の幅広いリスク・要因の影響を受け、実際の経営成績等が本誌に記載された内容と異なる可能性があることにご留意ください。本誌内の財務に関する計数等について、数値およびパーセント表示は、単位未満の端数を切り捨てて表示しています。また、これにより、合計数字が合わない場合があります。

本誌内の数値およびパーセント表示は、特別な表示のある場合を除き、2022 年9月30日現在のものです。本誌は、個別に注記している場合および資料編に ある財務データ(連結)、自己資本の充実の状況(連結)セクションを除き、単体 数値を記載しています。

ゆうちょ銀行の概要

名称	株式会社ゆうちょ銀行
設立年月日	2006年9月1日*1
取締役兼代表執行役社長	池田憲人
本社所在地	〒100-8793 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 TEL: 03-3477-0111(日本郵政グループ代表)
総資産	2,266,006億円
純資産	94,276億円
資本金	35,000億円
従業員数* ²	12,138人
証券コード	7182

※1 2007年10月1日に「株式会社ゆうちょ」から「株式会社ゆうちょ銀行」に商号変更。

※2 従業員数は、当行から他社への出向者を含まず、他社から当行への出向者を含んでいます。 また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む)は含んでいません。

格付情報 (2022年9月末現在)

Moody's	Δ1	D_1	ς <u>β</u> , ρ	Λ	Λ_1
	長期	短期		長期	短期

日頃よりゆうちょ銀行をご愛顧いただき、 誠にありがとうございます。

当行は、2021年度より「信頼を深め、金融革新に 挑戦」する中期経営計画を推進しています。

取締役兼代表執行役社長





2022年度中間期の業績、 通期の業績予想および株主還元

2022年度中間期の業績は、市場環境が大きく変化する中、親会社株主に帰属する中間純利益1,586億円、通期業績予想3,200億円に対する進捗率はおおむね50%と堅調な推移となりました。

今回の中間期の業績や市場動向等を踏まえ、3,200億円の通期業績予想を維持するとともに、期末配当予想についても期初予想の50円を維持します。引き続き、通期業績予想・期末配当予想の達成に向けて、全社一丸となって取り組んでまいります。

私の考える3つの成長エンジンと今後の展望

2007年の民営化以降、当行は変わらぬパーパス・経営理念のもと、経営環境の変化に対応し、ビジネスラインを不断に強化してきました。足許では大きく3つのビジネスラインを成長エンジンとして、よりダイナミックでサステナブルなビジネスモデルの構築に挑戦しています。

まず、第1のエンジン「リテールビジネス」では、役務取引等利益のさらなる拡大に向け、2022年5月には、お客さまのライフプランや資産の状況の変化等に合わせて最適な資産運用ポートフォリオを提供する「ゆうちょファンドラップ」の取り扱いを始めたほか、利用と同時に口座から即時に引き落とされる、現金感覚で使える便利なキャッシュカードー体型のVisaデビットカード「ゆうちょデビット」の発行開始といった新サービスの導入を進めました。また、デジタル革命や新しい生活様式への変化など、多様化するお客さまニーズにお応えするため、今後は通帳アプリや家計簿・家計相談アプリを起点に、多くの事業者と連携し、お客さまに金融サービスと非金融サービスを融合した最適なサービスを提供するオープンな「共創プラットフォーム」を構築していきます。

次に、第2のエンジン「マーケットビジネス」では、国内の 低金利環境が定着する中、収益向上のために国際分散投 資へと大きく舵を切り、適切なリスク管理のもとで外国証 券を中心としたリスク性資産に投資を振り向けてきました。 中でも、2016年に開始したプライベートエクイティ*1ファンドや不動産ファンドなど戦略投資領域への投資は、現中期経営計画期間に入り、収益に本格的に貢献してきています。中期経営計画の最終年度である2025年度末には、リスク性資産残高を110兆円、うち戦略投資領域残高を10兆円まで拡大する予定であり、市場運用・リスク管理の深化に一層努めてまいります。

最後に、第3のエンジンとして掲げるのは、将来の経営基盤のひとつとなり得る新たな法人ビジネス $\left[\Sigma \left(\text{シグマ} \right) \right]$ ビジネス $\left[\text{への挑戦です} \right]$

Σビジネスとは、これまで当行が取り組んできた、地域活性化ファンドへの出資などエクイティ性資金の地域への資金循環機能と当行の強みである全国に跨る店舗ネットワークをつなぎ合わせた、「投資を通じた新しい法人ビジネス」です。

具体的には、子会社のJPインベストメント株式会社を中核としたGP*2業務の本格化を通じて、全国津々浦々に展開するネットワークを活用した、投資先候補の情報収集等のソーシング業務や、令和3年銀行法改正により解禁された地域活性化等支援業務をつなぎ合わせ、地域金融機関等と協働して、当行のパーパスである「社会と地域の発展に貢献する」とともに、当行の企業価値向上を図る「ゆうちょならでは」の新しい法人ビジネスの創出に挑戦いたします。

最後に

前述のとおり、当行は第1、第2のエンジンを主力のエンジンとしつつ、第3のエンジンの収益化に向けた地固めを図り、3つのエンジンを軸とするサステナブルな収益基盤の構築を目指してまいります。

こうした当行の成長ストーリーを明示し、今後も、ステークホルダーの皆さまとしっかりと対話しながら、ゆうちょ銀行の企業価値を向上させていく所存ですので、引き続き、ますますのご支援・ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- ※1 プライベートエクイティ: 非上場企業の株式等。
- ※2 GP: General Partnerの略。案件選定、投資判断等を行うファンドの運営主体。

ゆうちょ銀行のパーパス(社会的存在意義)

お客さまと社員の幸せを目指し、 社会と地域の発展に貢献します。

(日本郵政グループ経営理念)

ゆうちょ銀行の経営理念

お客さまの声を明日への羅針盤とする 「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

信頼

変革

効率

専門性

法令等を遵守し、お客さまを始め、 お客さまの声・環境の変化に応じ、 お客さま志向の商品・サービスを 市場、株主、社員との信頼、 社会への貢献を大切にします 取り組んでいきます

追求し、スピードと効率性の 向上に努めます

お客さまの期待に応える

ゆうちょ銀行のミッション

日本全国あまねく誰にでも「安心・安全」で 「親切・丁寧 | な金融サービスを提供する。

多様な枠組みによる地域への資金循環や リレーション強化を通じ、地域経済の発展に貢献する。

本邦最大級の機関投資家として、健全で収益性の高い運用を 行うとともに、持続可能な社会の実現に貢献する。

> 企業価値の向上とSDGs等の 社会課題解決の両立(ESG経営)

当行は、環境課題認識・社会課題と当行の強み・事業特性を踏まえ、注力すべき重点課題(マテリアリティ) を設定しています。マテリアリティを経営戦略と連動させながら、取り組みを進めています。

4つのマテリアリティと2025年度向けKPI



日本全国あまねく誰にでも 「安心・安全」な 金融サービスを提供

具体的な取り組み

- 全国の郵便局ネットワークの活用
- ●安心・安全を最優先に、すべてのお客さまが 利用しやすいデジタルサービスの拡充
- オープンな「共創プラットフォーム」の構築
- お客さまに一層寄り添ったコンサルティング

P.4/P.5

中計KPI

通帳アプリ登録口座数

1.000万口座

・つみたてNISA稼働口座数

40万口座



環境の負荷低減

具体的な取り組み

- TCFD提言に沿った取り組み強化
- •ペーパーレス化推進、CO₂排出量削減
- ESG投資の推進

中計KPI

CO₂排出量削減率 (2030年度目標/2019年度比) **46**%

• ESGテーマ型投資残高

4兆円

「GHG排出量ネットゼロ宣言 | 発表 2050年までに自社および投融資ポートフォリオの GHG排出量のネットゼロ達成を目指します。

TOPICS

自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フォーラム への参画(2022年9月)

当行は、自然関連の財務情報を開示する枠組みの開発・提供 を目指す国際イニシアティブ「TNFD」の支援などを行う組織 「TNFDフォーラム」に参画しました。

今後、自然資本や生物多様性に対する意識の向上・取り組みの 充実を図ります。



地域経済発展への貢献

- 多様な枠組みを通じた地域への資金循環
- 「地域の金融プラットフォーム」として、 各地域の実情に応じた金融ニーズに対応
- ▶地域リレーション機能の強化



中計KPI

地域活性化ファンド出資件数

累計50件

事務共同化実施金融機関数

約20金融機関

働き方改革、 ガバナンス高度化の推進

具体的な取り組み

- 社員の働きがい向上
- ダイバーシティ・マネジメントの推進
- 柔軟な働き方の拡大、ハラスメントの根絶
- 独立性・多様性・専門性のバランスの取れた取締役会の構成

中計KPI

女性管理職比率

20%*

※ 2026年4月までの達成目標。日本郵政グループ目標は、2031年4月1日の

育児休業取得率(性別問わず)

100%(2021年度達成)

障がい者雇用率

2.7%以上

「働きやすい」企業として数々の外部評価を受けています

当行では、女性活躍推進や男性の育児休業取得推進に取り組 んでおり、その結果として多くの外部機関から「働きやすい」企 業として評価を受けています。

- ▶ 令和3年度「なでしこ銘柄」(2022年3月)
- ▶「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)ホワイト500」 (2022年3月)
- ▶ えるぼし(3段階目(最高位))(2022年1月)
- ▶ 日経xwomanDUAL

「共働き子育てしやすい企業ランキング2022」第1位(2022年5月) 上記の他、「トモニン」、「プラチナくるみん」の認定を受けています。

事業の概況

中期経営計画(2021年度~2025年度)



重点戦略

リアルとデジタルの相互補完による 新しいリテールビジネスへの変革

デジタルサービス戦略

スマートフォン上で現在高や入出金明細の確認、送金、 口座の住所変更等が可能な「ゆうちょ通帳アプリ」の登録 口座数は、2022年9月末時点で614万口座まで順調に 増加しています。さらに、2022年5月には「ゆうちょ口座 開設アプリ」もリリースしました。

今後も、安心・安全を最優先に、全国の郵便局ネットワー クでのお客さまサポート等を通じ、すべてのお客さまが 利用しやすいデジタルサービスの拡充および日本全国へ の普及を着実に進めます。

また、お客さまの資産・収支を見える化し、家計管理を 手助けする 「家計簿・家計相談アプリ」等の新たなデジタ ルサービス等を起点とした多様な事業者との連携を通じ て、お客さまに金融サービスと非金融サービスを融合し た最適なサービスを提供するオープンな「共創プラット フォーム | の構築にも一層努めていきます。

資産形成サポートビジネス

対面チャネルでは、投資信託の商品ラインアップを当行 のお客さま層に合わせて厳選するとともに、投資初心者 のお客さまには非課税制度等を利用した積立投資を提案 するなど、お客さまに一層寄り添ったライフプラン・コン サルティングを実施しています。さらに、ご自宅等からオ ンラインで資産運用等を社員に相談できる「オンライン相 談しなど、すべてのお客さまに合ったサービスの提供を推 進しています。投資信託の購入時手数料を無料化したデ ジタルチャネルにおいては、よりお客さまに便利にご利用 いただけるよう、2022年6月に当行Webサイト内の「投 資信託検索ページ | に新機能を追加するなどリニューアル しました。

また、お客さまのライフプラン等に合わせて最適な資産 運用ポートフォリオを提供する「ゆうちょファンドラップ」の 取り扱いを大和証券株式会社と共同で2022年5月から開 始しています。

新規ビジネスの推進

現金感覚で使える便利なキャッシュカードー体型の Visaデビットカード「ゆうちょデビット」の取り扱いを2022 年5月から開始しています。



通帳アプリ登録口座数

2021年3月末

約283万口座

2022年9月末

約614万口座

2026年3月末 KPI

1.000万口座



つみたてNISA稼働口座数

2021年3月末

約13万口座

2022年9月末

約20万口座



2026年3月末 KPI

重点戦略

デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上

セルフ型営業店端末「Madotab」の導入を、全国の当 行直営店で進めています。お客さまのペースに応じて、 お客さまご自身で簡単に手続きいただける端末で、新規 口座開設、住所や電話番号の変更などが可能であり、す でに導入した当行直営店では、2022年9月末時点で新規 口座開設の8割超が窓口ではなく「Madotab」で行われ るなど、お客さまの利便性の向上と、窓口社員の事務量 の削減が着実に進んでいます。今後、対象手続を拡大す る予定です。また、バックオフィスにおいても、窓口社員 の業務上の疑問点を、チャット形式で検索し、回答を得ら れる「チャットボット」の導入や、行政機関からの照会対応 や相続手続等、業務負荷の高い事務の自動化・電子化を 推進しています。

こうした業務改革を通じて、強化分野に人材をシフトし、 経営戦略に沿った態勢の整備と生産性の向上を図ってい きます。また、通帳関連コスト等の既定経費を削減すると ともに、IT戦略等の重点分野への投資の強化を推進し、経 営の効率性も高めていきます。

重点戦略

多様な枠組みによる地域への 資金循環と地域リレーション機能の強化

地域活性化のための取り組み

「社会と地域の発展に貢献する」というパーパスのもと、 地域活性化に資する投融資や金融プラットフォームの構 築等の取り組みを通じて、地域経済の発展に向けた支援 を推進しています。2022年度中間期は、2022年4月に 連結子会社のJPインベストメント株式会社が設立した「JP インベストメント地域・インパクト1号ファンド に出資する など、「地域活性化ファンド」への出資を新たに2件(累計

41件)行ったほか、2022年7月には当行初となるサステ ナビリティ・リンク・ローン*の協調融資に参加するなど、 地域活性化やSDGsへの貢献を強力に推進しています。

当行は特に地域企業等へのエクイティ性資金の供給に 力を入れており、今後も「地域活性化ファンド」や「投資・ 事業経営会社」への出資を引き続き推進し、地域経済の 発展に貢献していきます。

※融資先のサステナビリティ目標と連携したサステナビリティ・パフォーマ ンス・ターゲット(以下、「SPTs」)を設定し、金利等の貸付条件とSPTsに 対する融資先のパフォーマンスを連動させるローン。



地域活性化ファンド出資件数(累計)

2021年3月末

2022年9月末

2026年3月末 KPI

50件

中小企業の経営のサポートのための取り組み

当行では、法人や事業者を対象とした各種送金・決済サービスやインターネットバンキング(ゆうちょBizダイレクト)をご 用意しています。商品代金の受け取りや売掛金の回収に便利な通常払込み・電信振替、従業員さま向けの給与振込など、全 国を網羅するゆうちょ銀行・郵便局・ATMのネットワークを活用したサービスについて、さらなる商品性の向上に努め、業 務の効率化、スピードアップ、コスト削減などの面から、中小企業の経営者の皆さまをサポートしてまいります。

※当行では、中小企業との相対での融資を通じた経営サポートの取り組みは行っていません。

ATMネットワークの活用と事務共同化

当行のインフラを「地域の金融プラットフォーム」とし てご利用いただき、地域の利便性を高める観点から、当

行のATMネットワークの活用や事務の共同化を推進し ています。今後も、地域金融機関と連携し、多様な手段 により、全国の地方活性化を多面的に支援していきます。



事務共同化実施金融機関数

2021年3月末

3金融機関 (2貯金事務センター) 2022年9月末

5金融機関

(2貯金事務センター)

2026年3月末 KPI

(11 貯金事務センター)

5

DBUSINESS

重点戦略3 TOPICS

さらなる地域貢献を目指し「Σビジネス」に挑戦

Σビジネスの推進

「Σビジネス」とは、「投資(GP業務の本格化)を通じたゆうちょ銀行らしい新しい法人ビジネス」です。 「GP業務」を通じて、全国津々浦々に展開する当行のネットワークを活用した投資先候補のソーシング、 地域活性化等の支援業務に取り組むことで、地域金融機関等と協働し、「ゆうちょならでは」の 新しい法人ビジネスの創出を目指します。

- 連結子会社のJPインベストメント株式会社を 中核としたGP業務の本格化
- 全国津々浦々に展開する 当行のネットワークを活用

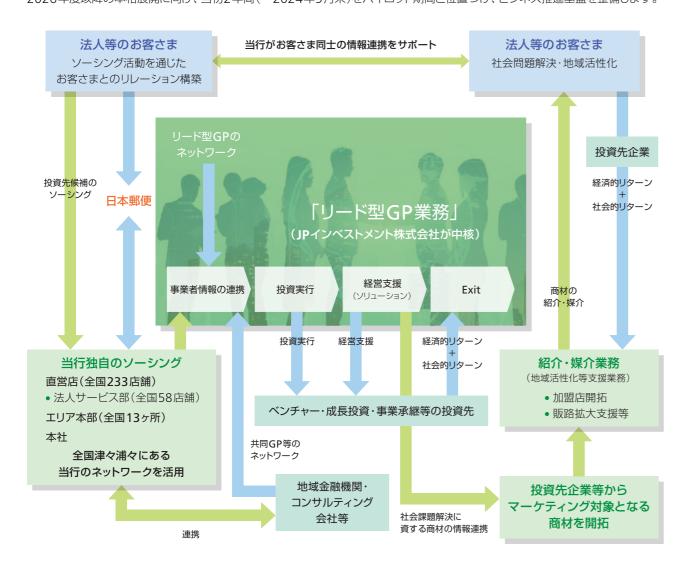
当行のネットワークを活用・地域金融機関等との協働

パーパス「社会と地域の発展に貢献する」の実現

「ゆうちょならでは」の新しい法人ビジネスの創出

新しい法人ビジネスを推進する風土醸成・人財育成への取り組みとともに、「新ビジネスへの意識・行動の統一化」を図ります。 2026年度以降の本格展開に向け、当初2年間(~2024年9月末)をパイロット期間と位置づけ、ビジネス推進基盤を整備します。

地域活性化等支援業務







重点戦略

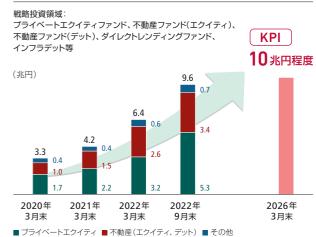
ストレス耐性を意識した 市場運用・リスク管理の深化

国内の低金利が継続する一方、海外金利の上昇に伴い 外貨調達コストが上昇するなど、市場環境が大幅に変化する中、リスク対比リターンやストレス耐性の強化を意識しつ つ、投資適格領域を中心にリスク性資産残高を2022年9 月末時点で99.8兆円まで拡大し、リスク性資産のうち、戦 略投資領域については、優良な案件への選別的な投資に 努め、残高を9.6兆円まで積み上げました。今後も、中期 経営計画で掲げるKPIの達成に向け、着実に成果を積み重 ねていきます。

リスク性資産残高



戦略投資領域残高(リスク性資産残高の内数)



外国債券の償還益減少、日本国債等の収益減少の一方、戦略投資領域の収益が本格化

重点戦略

一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化

当行は、社長を委員長とする「サービス向上委員会」を中心に、全社員によるお客さま本位の業務運営の推進をはじめとする組織風土改革と内部管理態勢の強化に継続して取り組んでいます。これまでに、直営店の業績評価等にお客さま本位の営業プロセスを反映させるしくみを新たに導入したほか、社員の意見を直接社長に届ける「社長直通意見箱」の取り組みも推進しています。

また、さらなる組織風土改革の一環として、Web形式で

の新たな社内コミュニケーションツール「ゆうちょLife ♣」 を2022年4月より開始しました。社長・役員のメッセージ 動画、各組織のロールモデル紹介等のコンテンツを配信す

ることで、他組織との 相互理解や社員のエ ンゲージメント向上 を図っています。



損益の状況

			(単位:億円)
		2021年度中間期	2022年度中間期
Ħ	養務粗利益	7,683	5,747
	資金利益	6,665	4,297
	役務取引等利益	630	742
	その他業務利益	386	707
	うち外国為替売買損益	637	511
	うち国債等債券損益	△252	193
糸	圣費 注	5,001	4,650
-	一般貸倒引当金繰入額	△0	△0
1	美務純益	2,681	1,097
Ē	高時損益 -	573	1,045
糸	圣常利益	3,255	2,143
	中間純利益	2,349	1,554

注:臨時処理分を除く。

財産の状況

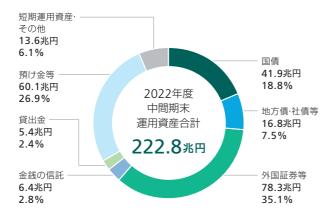
			(単位:億円)
		2021年度末	2022年度中間期末
資	産	2,329,220	2,266,006
	うち有価証券	1,395,491	1,371,560
	うち貸出金	44,419	54,230
負	·····································	2,226,585	2,171,730
	うち貯金	1,934,419	1,937,240
糾	資産	102,635	94,276
	株主資本	94,122	93,795
	評価·換算差額等	8.512	480

資産運用の状況

	2021年	度末	2022年度中	間期末
区分	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
有価証券	1,395,491	60.7	1,371,560	61.5
国債	492,597	21.4	419,994	18.8
地方債·社債等 ^{注1}	161,543	7.0	168,168	7.5
外国証券等	741,350	32.2	783,397	35.1
うち外国債券	245,096	10.6	259,247	11.6
うち投資信託注2	495,344	21.5	523,131	23.4
金銭の信託	58,282	2.5	64,483	2.8
うち国内株式	20,246	0.8	18,988	0.8
貸出金	44,419	1.9	54,230	2.4
預け金等 注3	666,228	29.0	601,446	26.9
短期運用資産・ その他 ^{注4}	132,523	5.7	136,855	6.1
運用資産合計	2,296,946	100.0	2,228,576	100.0

- 注:1「地方債・社債等」は地方債、短期社債、社債、株式。
- 2 投資信託の投資対象は主として外国債券。
- プライベートエクイティファンド等を含む。
- 3「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権。
- 4「短期運用資産・その他」はコールローン、買現先勘定等。

当行は安定的な収益を確保するため、適切なリスク管理のもと、運用の高度化・多様化を推進しています。 当中間期末の運用資産のうち国債は41.9兆円、外国証券等は78.3兆円となりました。



単体自己資本比率(国内基準)の推移

当中間期末における単体自己資本比率(国内基準)は15.26%であり、規制水準(4%、国内基準)を上回っています。

(単位:億円)

2020年度中間期末	2020年度末	2021年度中間期末	2021年度末	2022年度中間期末
15.73%	15.51%	15.76%	15.54%	15.26%

1株当たり配当金

2020年度 年間配当	2021年度 年間配当	2022年度年間配当(予想)
50円	50円	50円

役員等一覧

会社データ

(2023年1月1日現在)

取締役

池田	憲人	代表執行役社長	増田	寬也	※日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
田中	進	代表執行役副社長	矢﨑	敏幸	

社外取締役

中鉢 良治	国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問	山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ代表
竹内 敬介	元 日揮ホールディングス株式会社相談役	漆 紫穂子	学校法人品川女子学院理事長
海輪 誠	東北電力株式会社特別顧問	中澤 啓二	元 日本マクドナルド株式会社執行役員
粟飯原 理咲	アイランド株式会社代表取締役社長	佐藤 敦子	高崎経済大学経済学部国際学科准教授

河村 博 弁護士

執行役

	憲人進	代表執行役社長 ※日本郵政株式会社 代表執行役副社長		小藤田玉置	正人	専務執行役 常務執行役	牧野山田	洋子 亮太郎	執行役執行役	蓮川 吉田	浩二 浩一郎	執行役執行役
萩野	善教	※日本郵政株式会社 執行役副社長	常務執行役	田中新村	隆幸 真	常務執行役 常務執行役		英樹 光子	執行役 執行役	加藤 山本	久徳 潤	執行役 執行役
	邦夫 晴巳	執行役副社長 専務執行役		天羽	邦彦 忍	常務執行役 常務執行役	飯村當麻	幸司維也	執行役 執行役			
笠間	貴之	専務執行役		尾形 山崎	哲 勝代	常務執行役 常務執行役	傳 明 福島	四浩 克哉	執行役 執行役			
執行	役員			口山间	ו זמנו	市份刊1112	泄运	元成	₹X1 J 1X			
	ョ 清水 英哉 一成	デイビッド	常務執行役員 常務執行役員 常務執行役員	六嶋 曽根 市川	一聡 俊介 達夫	常務執行役員 常務執行役員 執行役員	中村 足立 石川	昌史 和宏 麻理	執行役員 執行役員 執行役員	松浦田中	太郎寛之	執行役員執行役員

注: 1 中鉢 良治、竹内 敬介、海輪 誠、粟飯原 理咲、河村 博、山本 謙三、漆 紫穂子、中澤 啓二、佐藤 敦子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。 2 執行役員は、会社法に定める役員には該当いたしません。

株式について

(2022年9月末現在)

• 株式数

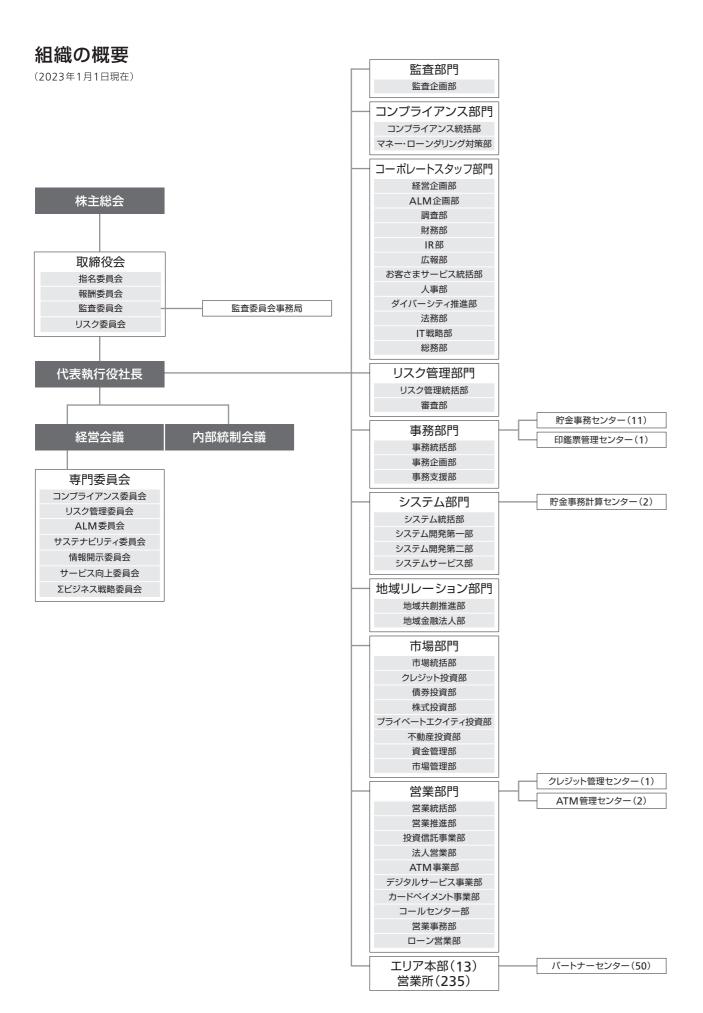
発行済株式数 3,749,545,020株

大株主の状況

順位	氏名または名称	当行への出	当行への出資状況		
川貝114	氏石または石柳	持株数(株)	持株比率(%)		
1	日本郵政株式会社	3,337,032,700	88.99		
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,881,000	1.41		
3	ゆうちょ銀行社員持株会	11,671,600	0.31		
4	STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	8,727,270	0.23		
5	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,367,200	0.22		
6	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,970,724	0.15		
7	JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,489,088	0.14		
8	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,395,674	0.11		
9	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	3,566,419	0.09		
10	JP MORGAN CHASE BANK 385771	3,090,544	0.08		

注:1 持株比率は、自己株式(70.003株)を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

² 自己株式には、株式給付信託が保有する当行株式(1,436,900株)を含めておりません。



財務データ (連結)

主要業務指標		
中間連結財務諸表		
中間連結貸借対照表	13	
中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	14	
中間連結株主資本等変動計算書	15	
中間連結キャッシュ・フロー計算書	17	
注記事項(2022年度中間期)	18	
セグメント情報等	26	
貸出	26	

ゆうちょ銀行

●直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

	2020年度中間期	2021年度中間期	2022年度中間期	2020年度	2021年度
連結経常収益	830,534	1,154,063	928,818	1,946,728	1,977,640
連結経常利益	172,020	325,604	220,140	394,221	490,891
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	124,224	235,320	158,645	280,130	355,070
連結中間包括利益(包括利益)	2,155,096	267,498	△ 632,773	2,470,383	△ 910,994
連結純資産額	11,070,839	11,479,764	9,479,384	11,394,827	10,302,261
連結総資産額	222,303,184	227,329,625	226,644,965	223,870,673	232,954,480
1株当たり純資産額(円)	2,949.12	3,054.45	2,518.60	3,033.03	2,739.60
1株当たり中間(当期)純利益(円)	33.13	62.77	42.32	74.72	94.71
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益(円)	_	_	_	_	_
連結自己資本比率(国内基準)(%)	15.75	15.79	15.29	15.53	15.56
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,757,035	1,734,305	△ 9,580,143	9,431,212	7,665,328
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,026,179	△ 1,275,688	3,308,703	△ 247,977	△ 1,585,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 87,794	△ 182,584	△ 190,244	△ 79,141	△ 181,657
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	56,243,352	60,980,549	60,141,024	60,704,486	66,602,709
従業員数(人)	12,687	12,508	12,199	12,451	12,219

注:1 当行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当行株式を中間連結財務諸表及び連結財務諸表において自己株式として計上しています。これに伴い、株式給付信 託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の中間期末(期末)発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり中間(当期)純利益の 算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

主要業務指標

中間連結財務諸表

当行の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

後掲の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づき、記載内容を一部変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

● 中間連結貸借対照表

					(単位:百万円)
科目	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)	2022年度中間期 (2022年9月30日現在)	科目	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)	2022年度中間期 (2022年9月30日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	61,045,549	60,206,024	貯金	191,593,559	193,721,259
コールローン	2,740,000	2,360,000	売現先勘定	15,270,695	17,690,278
買現先勘定	9,704,937	9,600,701	債券貸借取引受入担保金	1,315,749	1,683,721
債券貸借取引支払保証金	_	454,022	借用金	4,774,100	226,500
買入金銭債権	383,906	380,828	外国為替	431	1,152
商品有価証券	0	10	その他負債	1,825,135	3,640,371
金銭の信託	5,652,627	6,448,317	賞与引当金	7,068	6,917
有価証券	140,058,040	137,201,108	退職給付に係る負債	135,441	137,934
貸出金	4,675,069	5,423,078	従業員株式給付引当金	258	251
外国為替	89,987	160,555	役員株式給付引当金	291	345
その他資産	2,731,408	4,089,963	睡眠貯金払戻損失引当金	71,756	56,848
有形固定資産	198,879	194,580	繰延税金負債	855,372	_
無形固定資産	50,223	60,047	負債の部合計	215,849,860	217,165,581
繰延税金資産	27	66,784	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 1,033	△ 1,058	資本金	3,500,000	3,500,000
			資本剰余金	3,500,000	3,500,000
			利益剰余金	2,294,598	2,385,521
			自己株式	△ 910	△ 1,623
			株主資本合計	9,293,687	9,383,897
			その他有価証券評価差額金	2,596,666	822,833
			繰延ヘッジ損益	△ 444,903	△ 770,213
			退職給付に係る調整累計額	5,048	3,324
			その他の包括利益累計額合計	2,156,810	55,943
			非支配株主持分	29,266	39,542
			純資産の部合計	11,479,764	9,479,384
資産の部合計	227,329,625	226,644,965	負債及び純資産の部合計	227,329,625	226,644,965

13

² 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。

³ 連結自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」
(図は19年全動庁先三等10月21)目では登出しています。

⁽平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しています。 4 従業員数は、当行グループから当行グループ外への出向者を含ます、当行グループ外から当行グループへの出向者を含んでいます。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む)は含んでいません。

● 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2021年度中間期 (2021年4月1日から2021年9月30日まで)	2022年度中間期 (2022年4月1日から2022年9月30日まで)
 経常収益	1,154,063	928,818
資金運用収益	770,574	611,199
(うち貸出金利息)	5,179	4,965
(うち有価証券利息配当金)	751,924	591,427
である。	78,594	88,585
その他業務収益	69,679	100,844
その他経常収益	235,215	128,188
経常費用	828,459	708,678
資金調達費用	107,906	189,854
(うち貯金利息)	12,205	6,768
である。 一	14,924	13,555
その他業務費用	31,004	29,448
営業経費	500,239	465,263
その他経常費用	174,384	10,555
経常利益	325,604	220,140
特別利益	5,693	_
固定資産処分益	5,693	_
特別損失	464	185
 固定資産処分損	452	185
減損損失	12	0
税金等調整前中間純利益	330,832	219,954
法人税、住民税及び事業税	81,782	79,165
法人税等調整額	14,235	△ 20,242
法人税等合計	96,018	58,923
中間純利益	234,814	161,030
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△ 505	2,385
親会社株主に帰属する中間純利益	235,320	158,645

中間連結包括利益計算書

(単位:百万円)

		(羊位・ロ/川 川)
科目	2021年度中間期 (2021年4月1日から2021年9月30日まで)	2022年度中間期 (2022年4月1日から2022年9月30日まで)
中間純利益	234,814	161,030
その他の包括利益	32,684	△ 793,804
その他有価証券評価差額金	107,741	△ 562,015
繰延ヘッジ損益	△ 74 , 416	△ 231,222
退職給付に係る調整額	△ 639	△ 566
中間包括利益	267,498	△ 632,773
親会社株主に係る中間包括利益	267,947	△ 642,183
非支配株主に係る中間包括利益	△ 448	9,410

● 中間連結株主資本等変動計算書

2021年度中間期(2021年4月1日から2021年9月30日まで)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	3,500,000	4,296,514	2,750,234	△ 1,300,844	9,245,904		
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 119		△ 119		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,500,000	4,296,514	2,750,115	△ 1,300,844	9,245,785		
当中間期変動額							
剰余金の配当			△ 187,473		△ 187,473		
親会社株主に帰属する 中間純利益			235,320		235,320		
自己株式の取得				△ 195	△ 195		
自己株式の処分				251	251		
自己株式の消却		△ 1,299,878		1,299,878	_		
利益剰余金から 資本剰余金への振替		503,363	△ 503,363		_		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	_	△ 796,514	△ 455,516	1,299,933	47,902		
当中間期末残高	3,500,000	3,500,000	2,294,598	△ 910	9,293,687		

		その他の包括利益累計額				4+**********	
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配 株主持分	純資産 合計	
当期首残高	2,488,982	△ 370,486	5,687	2,124,183	24,739	11,394,827	
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 119	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,488,982	△ 370,486	5,687	2,124,183	24,739	11,394,708	
当中間期変動額							
剰余金の配当						△ 187,473	
親会社株主に帰属する 中間純利益						235,320	
自己株式の取得						△ 195	
自己株式の処分						251	
自己株式の消却						_	
利益剰余金から 資本剰余金への振替						_	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	107,683	△ 74,416	△ 639	32,627	4,526	37,154	
当中間期変動額合計	107,683	△ 74,416	△ 639	32,627	4,526	85,056	
当中間期末残高	2,596,666	△ 444,903	5,048	2,156,810	29,266	11,479,764	

2022年度中間期(2022年4月1日から2022年9月30日まで)

(単位:百万円)

		株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	3,500,000	3,500,000	2,414,349	△ 902	9,413,447			
会計方針の変更による 累積的影響額					_			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,500,000	3,500,000	2,414,349	△ 902	9,413,447			
当中間期変動額								
剰余金の配当			△ 187,473		△ 187,473			
親会社株主に帰属する 中間純利益			158,645		158,645			
自己株式の取得				△ 978	△ 978			
自己株式の処分				257	257			
自己株式の消却					_			
利益剰余金から 資本剰余金への振替					_			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	_	_	△ 28,828	△ 721	△ 29,549			
当中間期末残高	3,500,000	3,500,000	2,385,521	△ 1,623	9,383,897			

		7 0 11 0 5 1	771124 MIEL AT			
		その他の包括	古利益累計額		非支配	純資産
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	株主持分	合計
当期首残高	1,391,873	△ 538,991	3,890	856,772	32,041	10,302,261
会計方針の変更による 累積的影響額						_
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,391,873	△ 538,991	3,890	856,772	32,041	10,302,261
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 187,473
親会社株主に帰属する 中間純利益						158,645
自己株式の取得						△ 978
自己株式の処分						257
自己株式の消却						_
利益剰余金から 資本剰余金への振替						_
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△ 569,040	△ 231,222	△ 566	△ 800,829	7,501	△ 793,327
当中間期変動額合計	△ 569,040	△ 231,222	△ 566	△ 800,829	7,501	△ 822,877
当中間期末残高	822,833	△ 770,213	3,324	55,943	39,542	9,479,384

● 中間連結キャッシュ・フロー計算書

科目	2021年度中間期 (2021年4月1日から2021年9月30日まで)	2022年度中間期 (2022年4月1日から2022年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	330,832	219,954
減価償却費	18,756	17,941
減損損失	12	0
持分法による投資損益(△は益)	△ 148	△ 148
貸倒引当金の増減(△)	98	2
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 514	△ 480
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,898	3,185
従業員株式給付引当金の増減額(△は減少)		△ 263
役員株式給付引当金の増減額(△は減少)	△ 12	△ 20
睡眠貯金払戻損失引当金の増減(△)	△ 2,073	△ 1,965
資金運用収益	△ 770,574	△ 611,199
資金調達費用	107,906	189,854
有価証券関係損益(△)	181,344	△ 69,436
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 212,043	△ 53,170
温暖の信息の定/川県皿(二は定/川皿) 為替差損益(△は益)	△ 171,654	△ 1,915,687
満日左頂血(△は血) 固定資産処分損益(△は益)	△ 5,240	185
□だ真圧をガ頂亜(△16m) 貸出金の純増(△)減	15,832	△ 981,908
買出金の福宙(△)減 貯金の純増減(△)	2,005,010	282,645
用金の純増減(△)	856,600	262,043 △ 5,377,100
コールローン等の純増(△)減	△ 1,355,342	385,860
「	△ 1,555,542 —	△ 454,022
原分員自収引又払休証並の利益(△)/減 コールマネー等の純増減(△)	384,214	The state of the s
		△ 1,771,367
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 188,794	169,283
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 9,140	53,368
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 82	455
資金運用による収入	740,486	576,250
資金調達による支出	△ 169,184	△ 156,936
その他	85,958	△ 100,769
小計	1,843,867	△ 9,595,489
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△ 109,562	15,345
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,734,305	△ 9,580,143
投資活動によるキャッシュ・フロー	. 40.055.470	. 22 407 570
有価証券の取得による支出	△ 18,066,179	△ 22,497,570
有価証券の売却による収入	2,123,665	7,672,382
有価証券の償還による収入	14,632,396	18,700,379
金銭の信託の増加による支出	△ 517,105	△ 600,126
金銭の信託の減少による収入	566,553	62,013
有形固定資産の取得による支出	△ 9,293	△ 16,317
有形固定資産の売却による収入	6,836	78
無形固定資産の取得による支出	△ 12,559	△ 12,153
その他	△ 2	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,275,688	3,308,703
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 195	△ 978
自己株式の処分による収入	52	55
非支配株主からの払込みによる収入	5,064	2,013
配当金の支払額	△ 187,416	△ 187,412
非支配株主への配当金の支払額	△ 89	△ 3,922
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 182,584	△ 190,244
現金及び現金同等物に係る換算差額	30	_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	276,063	△ 6,461,685
現金及び現金同等物の期首残高	60,704,486	66,602,709
現金及び現金同等物の中間期末残高	60,980,549	60,141,024

【注記事項(2022年度中間期)】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 8社

主要な会社名

JPインベストメント株式会社

ゆうちょローンセンター株式会社

(連結の節囲の変更)

新規設立により、当中間連結会計期間から新たに2社を連結の 範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 2社

主要な会社名

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合 う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額 (持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の 財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2計

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社

主要な会社名

主要な会社名

日本ATMビジネスサービス株式会社

JP投信株式会社 (2) 持分法非適用の非連結子会社 2社

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に 見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸 表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 6社

9月末日 2社

- (2) 6月末日を中間決算日とする連結子会社については、仮決算に基 づく中間財務諸表により連結しております。
- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均 法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価 法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格 のない株式等については移動平均法による原価法により行って おります。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を 含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを 適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価 は、上記(2)①と同じ方法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資 産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物:3年~50年

その他:2年~75年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自 社利用のソフトウエアについては、当行及び連結子会社で定め る利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計ト基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒 引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監 査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先 債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類 ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸 念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のう ち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻 先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能 見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上して おります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署 等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査 定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計ト基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する 額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備え るため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備え るため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金につい て、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じ て発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結 会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式 基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差 異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内 の一定の年数(10年)による定額法により損 益処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残 存勤務期間内の一定の年数(10年)による定 額法により按分した額を、それぞれ発生の翌 連結会計年度から損益処理

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が 顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると 見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場によ る円換算額を付しております。

- (13) ヘッジ会計の方法
 - ① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の 方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行 業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24 号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジを適用しており

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債 務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジ について、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利ス ワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定 し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重 要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となる ヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなして おり、これをもって有効性の評価に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会 計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用して おります。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建 有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨 ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に 包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象 とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッ ジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、 これをもって有効性の評価に代えております。

(14) 投資信託の解約損益の計上科目

投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債 券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債 券及び債券に準ずるもの以外は「その他経常収益」又は「その他 経常費用」中の株式等売却益又は株式等売却損に計上しておりま す。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損となる 場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上しており ます。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中 間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち譲渡性預け金以外の ものであります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を 当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が 定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これに より、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託に ついて、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて 自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30 号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与 し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした 者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポ イント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定 割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式 給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設 定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取 得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用 の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しており ます。当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は956 百万円、株式数は914千株であります。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を 導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて 自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイ ントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定め る給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該 受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式 給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当 行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株 式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用 の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しており ます。当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は546 百万円、株式数は522千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

983百万円 株式. 出資金 1611百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券 及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により 貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれております が、その金額は次のとおりであります。

2.836.578百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担 保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおり であります。

(再)担保に差し入れている有価証券 27 868百万円

当中間連結会計期間末に当該処分をせずに 所有している有価証券

5,700,334百万円 3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債 権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有 価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部に ついて保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、「貸出金」、「外国 為替」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「支払承諾見返」 の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 一百万円 危険債権額 一百万円 三月以上延滞債権額 一百万円 貸出条件緩和債権額 一百万円 一百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手 続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政 状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息 の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準 ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日か ら三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債

ゆうちょ銀行

権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目 的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄そ の他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及び これらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しない

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 19,542,636百万円 担保資産に対応する債務 貯金 552,298百万円 売現先勘定 17,661,498百万円 債券貸借取引受入担保金 1,682,823百万円 226,500百万円 借用金

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担 保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

4.370.493百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差 入担保金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれて おりますが、その金額は次のとおりであります。

先物取引差入証拠金 156,877百万円 保証金 1,992百万円 金融商品等差入担保金 1,110,253百万円 中央清算機関差入証拠金 527,857百万円 その他の証拠金等 371,994百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から の融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について 違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約 であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

> 38.487百万円 融資未実行残高

うち原契約期間が1年以内のもの

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) 321百万円 なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッ シュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じ て、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、 当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の 条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額

206,142百万円 減価償却累計額

7. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益 58,187百万円 金銭の信託運用益 53,221百万円 投資事業有限責任組合等利益 14,003百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

日本郵便株式会社の銀行代理業務等

に係る委託手数料 174,297百万円

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構の

郵便局ネットワーク支援業務に係る

115,355百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

株式等売却損

4. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するもので

あります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する

(出位:工姓)

		当連結 会計年度 期首株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数		当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行	済株式					
	普通株式	3,749,545	-	-	3,749,545	
自己	株式					
	普通株式	755	997	246	1,506	(注)1,2,3

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末株式 数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、685千 株、1,436千株含まれております。
- 2. 普通株式の自己株式の増加997千株は、株式給付信託による取得による増 加997千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
- 3. 普通株式の自己株式の減少246千株は、株式給付信託による給付及び売却 による減少246千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	187,473	50.00	2022年 3月31日	2022年 6月17日

- (注) 2022年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により 信託口が所有する当行株式に対する配当金34百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発 生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係

現金預け金勘定	60,206,024百万円
譲渡性預け金	△ 65,000百万円
現金及び現金同等物	60 141 024百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過 リース料

(借手側	Ę
------	---

1年内	473百万円
1年超	2,325百万円
合計	2,799百万円
(貸手側)	
1年内	101百万円
1年超	253百万円
合計	354百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおり であります。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保 証金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済され るため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位:百万円)

			(+14.11)
	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)買入金銭債権(2)商品有価証券	380,828	380,828	-
売買目的有価証券 (3)金銭の信託(*1) (4)有価証券	10 3,617,476	10 3,617,476	-
満期保有目的の債券 その他有価証券(*1) (5)貸出金 貸倒引当金(*2)	23,153,799 113,905,741 5,423,078 \triangle 146	22,749,793 113,905,741	△ 404,00
	5,422,931	5,406,148	△ 16,78
資産計	146,480,787	146,059,998	△ 420,78
(1)貯金 (2)借用金	193,721,259 226,500	193,746,296 226,500	25,03
負債計	193,947,759	193,972,796	25,03
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されて いないもの ヘッジ会計が適用されて	(260,875)	(260,875)	-
いるもの(*4)	(1,397,188)	(1,397,188)	-
デリバティブ取引計	(1,658,064)	(1,658,064)	-

- (*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31 号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取 扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 (*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しておりま
- す。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、 合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券 と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記 載しております。
- (*4) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指 定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これ らのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」 (実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。
- (注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計 上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信 託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
金銭の信託(*1)(*2)	2,830,841
有価証券	
非上場株式(*1)	34,466
組合出資金(*2)	107,100
合計(*3)	2,972,408

- (*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企 業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開 示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価 開示の対象とはしておりません。
- (*3) 当中間連結会計期間において、1,570百万円減損処理を行っております。
- 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及 び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活 発な市場において形成される当該時価の算定の対 象となる資産又は負債に関する相場価格により算定 した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1の インプット以外の時価の算定に係るインプットを用い て算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用し て算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合 には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定 における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分		時	插	
上 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	380,828	380,828
金銭の信託(*1)	3,210,818	_	_	3,210,818
商品有価証券及び				
有価証券				
売買目的有価証券	10			10
国債 その他有価証券	10	_	_	10
国債	27,956,115	916,105	_	28,872,220
地方債	27,550,115	2,504,125	_	2,504,125
短期社債	_	1.940.967	_	1,940,967
社債	7,851	5,061,346	1,107	
その他	12,077,129	57,923,112	100,278	70,100,520
うち外国債券	12,077,129	11,001,627	100,278	23,179,035
うち投資信託(*1)	_	46,921,485	_	46,921,485
資産計	43,251,925	68,345,657	482,214	112,079,797
デリバティブ取引(*2)				
金利関連	_	103,797	_	103,797
通貨関連		(1,760,944)	_	(1,760,944)
株式関連	(1,110)		_	(1,110)
クレジット・デリバティブ	_	192	_	192
デリバティブ取引計	(1,110)	(1,656,954)	_	(1,658,064)

- (*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31 号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取 扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用し こ投資信託の中間連結貸借対照表計上額は5,417,601百万円、第24-9項の 取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は110,993百万円で あります。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しておりま す。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、 合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分		時	時価						
上 万	レベル1	レベル2	レベル3	合計					
金銭の信託 有価証券 満期保有目的の債券	-	295,663	-	295,663					
国債	12,834,113	_	_	12,834,113					
地方債	' ' –	3,180,186	_	3,180,186					
社債	-	4,048,504	_	4,048,504					
その他	429,681	2,257,307	_	2,686,988					
貸出金	_	_	5,406,148	5,406,148					
資産計	13,263,795	9,781,662	5,406,148	28,451,605					
貯金	-	193,746,296	-	193,746,296					
借用金	-	226,500	_	226,500					
負債計	_	193,972,796	_	193,972,796					

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの

買入金銭債権については、ブローカー等の第三者から提示された価 格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式 及び市場における取引価格が存在する投資信託については取引所の価 格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値に よっており、主にレベル1の時価に分類しております。また、市場にお ける取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関 して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があ る場合には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項に基づき、基準価 額を時価とみなす取扱いを適用しており、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金 銭の信託関係)」に記載しております。

ゆうちょ銀行

中間期ディスクロージャー誌 2022

商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としており、活発な市場における無調整 の相場価格を利用できるため、レベル1の時価に分類しております。

有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、 比準価格方式により算定された価額又は外部ベンダー、ブローカー等 の第三者から提示された価格を時価としております。

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式によ り算定された価額を時価とする債券のうち、主に国債・国庫短期証券は レベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。また、 外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価とす る債券は、入手した価格や価格に使用されたインプット等の市場での観 察可能性に基づき、レベル1、レベル2又はレベル3の時価に分類してお ります。

為替予約等の振当処理の対象とされた債券については、当該為替予 約等の時価を反映しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約 又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど の重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分 類しております。重要な制限がある場合には、「時価の算定に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17 日)第24-3項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用してお り、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価 証券関係)]に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映す るため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価 と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。 固定金利によるものは、貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金 の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時 価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

また、貸出金のうち貯金担保貸出等、当該貸出を担保資産の一定割 合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等に より、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

自 倩

貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、中間連結決算日に 要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としており、レベル2の時 価に分類しております。

定期貯金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・ フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の 時価に分類しております。

定額貯金については、一定の期間ごとに区分して、過去の実績から算 定された期限前解約率を反映した将来キャッシュ・フロー発生見込額を 割り引いた現在価値を時価としております。観察できないインプットの 影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できな いインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、定期貯金及び定額貯金の割引率は、新規に貯金を受け入れる 際に適用する利率を用いております。

借用金については、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を同様の借 入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としておりま す。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近 似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価 格を利用できる場合はレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相 場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引 現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それら の評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり ます。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく 価格調整を必要に応じて、加味しております。観察できないインプット を用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分 類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が 含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベ ル3の時価に分類しております。

- (注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3の時価に関する情報
- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当行自身が観察できないインプットを推計していないため、記 載しておりません。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、当期の損益に認識した評

(畄位: 古万田)

							(半亚.	日月円月
		当期の指 その他の						当期の損益に計上した額の
	期首残高	損益に計上 (*1)	その他の 包括利益に 計上(*2)	購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替(*3)	レベル3の 時価からの 振替(*4)	中間期末残高	うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び金融負債 の評価損益 (*1)
買入金銭債権	397,301	△3	△ 1,661	△ 14,807	-	-	380,828	-
有価証券								
その他 有価証券								
社債	1,837	△1	△ 0	△ 727	-	_	1,107	_
その他	213,158	3,715	△ 1,450	△ 60,855	10,529	△ 64,818	100,278	△ 154

- (*1) 主に中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。
- (*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額 金川に含まれております。
- (*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、主に外国債券についての 市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるも のであります。当該振替は会計期間の期首に行っております。
- (*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は 会計期間の期首に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価検証部署において、時価の算定に関する方針及び手続を 定めており、これに沿って各時価算定部署が時価を算定しており ます。算定された時価は、時価算定部署から独立した時価検証部 署において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの 妥当性を検証し、当該検証結果に基づき、時価のレベルの分類を 行っております。検証結果はALM委員会に報告され、時価の算 定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の金融商品の性質、特性及びリス クを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第 三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用され ている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価と の比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する 影響に関する説明

当行自身が観察できないインプットを推計していないため、記 載しておりません。

- (注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 2. その他有価証券 針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱 いを適用した基準価額を時価とみなす投資信託に関する情報
 - (1) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から中間期末 残高への調整表

(単位: 五万四)

		当期の担 その他の			投資信託の基準	松谷信託の 其准		当期の損益に 計上した額の	
	期首残高	損益に計上 (*1)	その他の 包括利益に 計上(*2)	購入、売却及び 償還の純額	価額を時価と	湿の純額 みなすこと	価額を時価と みなさないこと とした額	中間期末残高	うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する投資信託 の評価掲益
ĺ	3,252,407	50,356	1,298,408	816,429	-	-	5,417,601	-	

- (*1) 主に中間連結指益計算書の「その他経常収益」に含まれております。
- (*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額 金」に含まれております。
- (2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から中間期末 残高への調整表

(単位: 百万円)

						(ж. ш/лг/
	当期の技 その他の			投資信託の基準	投資信託の基準		当期の損益に 計上した額の
期首残高	損益に計上	その他の 包括利益に 計上(*1)	購入、売却及び 償還の純額	価額を時価とみなすこととした額	価額を時価とみなさないこととした額	中間期末残高	うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する投資信託 の評価指益
97.899	_	10.015	3.078	_	_	110.993	- P

- (*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額 金」に含まれております。
- (3) 中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容 ごとの内訳

投資信託財産の流動性が低く、投資

5,417,601百万円 信託の解約可能日の間隔が長い等

(有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預 け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表にお ける注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	7,048,532	7,077,218	28,686
時価が中間連	地方債	309,934	310,128	194
結貸借対照表	社債	569,614	573,312	3,697
計上額を超え	その他	795,028	859,101	64,073
るもの	うち外国債券	795,028	859,101	64,073
	小計	8,723,109	8,819,761	96,652
	国債	6,078,716	5,756,894	△ 321,822
時価が中間連	地方債	2,893,078	2,870,058	△ 23,019
結貸借対照表	社債	3,508,254	3,475,191	△ 33,062
計上額を超え	その他	1,950,640	1,888,389	△ 62,250
ないもの	うち外国債券	1,950,640	1,888,389	△ 62,250
	小計	14,430,690	13,990,534	△ 440,155
台	計	23,153,799	22,810,296	△ 343,503

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(注) 1 (百万円)
	債券	16,989,898	16,704,409	285,489
	国債	12,892,792	12,626,570	266,22
	地方債	1,885,019	1,879,897	5,12
中間連結貸借	短期社債	_	_	-
対照表計上額	社債	2,212,087	2,197,940	14,14
が取得原価を	その他	31,915,031	27,778,603	4,136,428
超えるもの	うち外国債券	18,809,274	16,055,508	2,753,760
	うち投資信託 (注)2	13,026,813	11,645,061	1,381,75
	小計	48,904,930	44,483,012	4,421,91
	債券	21,397,720	22,068,805	△ 671,08
	国債	15,979,428	16,622,649	△ 643,22
	地方債	619,106	620,506	△ 1,40
中間連結貸借	短期社債	1,940,967	1,940,967	-
対照表計上額	社債	2,858,218	2,884,681	△ 26,46
が取得原価を	その他	44,048,919	45,593,522	△ 1,544,60
超えないもの	うち外国債券	4,369,760	4,514,928	△ 145,16°
	うち投資信託 (注)2	39,312,272	40,708,616	△ 1,396,34
	小計	65,446,639	67,662,328	△ 2,215,68
4	計	114 351 570	112,145,340	2,206,22

- 円(収益)であります。
- 2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。
- 3. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	33,483
組合出資金	105,488
合計	138,972

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合 出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく 下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められ ないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額と するとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下 「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、 その概要は、原則として次のとおりであります。

- ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)
- 時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
 - ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準 以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間連 結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を 用いて判断しております。

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額が 取得原価を	うち中間連結 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	3,617,476	2,578,325	1,039,150	1,105,366	△ 66,215

- (注) 1. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸 借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であ
 - 2. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金から構成される その他の金銭の信託

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	2,830,841

3. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成し ている有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、 当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が 取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、 当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差 額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,281百万円であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、 その概要は、原則として次のとおりであります。

- ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)
- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準 以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間連 結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を 用いて判断しております。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内 訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,195,835
その他有価証券	△ 15,766
その他の金銭の信託	1,211,601
(△)繰延税金負債	△ 363,229
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	832,606
(△)非支配株主持分相当額	△ 9,772
(+)持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価差 額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	822,833

- (注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させ
 - た額は2,236,621百万円(収益)であります。
 2. 評価差額には、外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等14,625百万円(益)、並びに金銭の信託の信託財産構成物である 外貨建の市場価格のない株式等及び組合出資金に係る為替換算差額等 172,450百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の 対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において 定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。 なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市 場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,101,826	839,830	△ 259,973	△ 259,973
心识	売建	1,203	_	△ 6	△ 6
	買建	1,188	_	22	22
î	合計	_	_	△ 259,958	△ 259,958

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上し ております。
- (3) 株式関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数 オプション 売建	76,500	_	△ 1,110	△ 670
í	合計	_	_	△ 1,110	△ 670

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上し ております。
- (4) 債券関連取引
 - 該当ありません。
- (5) 商品関連取引
 - 該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ スワップ 売建	28.448	8.000	192	192
	合計	-	-	192	192

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計
 - 2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対 象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約 額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりで あります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取 引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計 の方法	種類	主な ヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的	金利スワップ 受取固定・ 支払変動	その他 有価証券 (国債、	4,760,000	4,710,000	△ 2,450
处理力压	受取変動 · 支払固定	外国証券) 貯金	3,701,049	3,408,772	106,248
Ĩ	合計	_	_	_	103,797

(注)繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計 の方法	種類	主な ヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他 有価証券 (外国証券)	8,983,670	7,756,035	△ 1,286,549
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	通貨スワップ 為替予約 売建	その他 有価証券 (外国証券)	445,848 1,081,713	186,492 –	△ 158,538 △ 55,897
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	満期保有 目的の債券 (外国証券)	1,023,770	978,521	(注)2
É	計	_	_	_	△ 1,500,985

- (注) 1. 主として繰延ヘッジによっております。
 - 2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一 体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証 券の時価に含めて記載しております。
- (3) 株式関連取引

該当ありません。

債券関連取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

役務取引等収益	87,384百万円
うち為替・決済関連	47,766百万円
その他経常収益	607百万円
顧客との契約から生じる収益	87,991百万円

(セグメント情報等)

【ヤグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略して おります。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が中間連結損益計算 書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した 金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記 載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中 間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の 10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略して おります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

1株当たり純資産額	2,518.60円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額	9,479,384百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	39,542百万円
(うち非支配株主持分)	39,542百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	9,439,841百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	3,748,038千株

(注)株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定 上、中間期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。 なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当中間連結会計 期間末株式数は、1,436千株であります。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益	42.32円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	158,645百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	158,645百万円
普通株式の期中平均株式数	3,748,210千株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないた め、記載しておりません。
 - 2. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たり中間純利益の 算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており

なお、1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株 式数は、1,264千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

セグメント情報等

● セグメント情報

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

● 関連情報

前中間連結会計期間

(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が 中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるた め、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する 経常収益に区分した金額が中間連結損益計算 書の経常収益の90%を超えるため、記載を省 略しています。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形 固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形 固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算 書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、 記載を省略しています。

当中間連結会計期間

(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が 中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるた め、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する 経常収益に区分した金額が中間連結損益計算 書の経常収益の90%を超えるため、記載を省 略しています。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形 固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形 固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算 書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、 記載を省略しています。

● 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

- 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

貸出

●リスク管理債権

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	_	_
危険債権	_	_
三月以上延滞債権	_	_
貸出条件緩和債権	_	_
合 計	_	_
正常債権	4,767,274	5,586,088
総計	4,767,274	5,586,088

財務データ (単体)

主要業務指標	28
中間財務諸表	29
中間貸借対照表	29
中間損益計算書	30
中間株主資本等変動計算書	31
注記事項(2022年度中間期)	33
有価証券関係	35
金銭の信託関係	37
デリバティブ取引関係	38
評価損益の状況	40
貸倒引当金の期末残高および期中増減額	41
貸出金償却額	41
証券化商品の保有状況	42
	43
預金	47
	50
証券	53
諸比率	55
その他	56

主要業務指標

●直近の3中間事業年度および2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

	2020年度中間期	2021年度中間期	2022年度中間期	2020年度	2021年度
経常収益	830,263	1,153,535	920,975	1,946,224	1,977,080
経常利益	171,844	325,572	214,376	394,325	491,459
中間(当期)純利益	123,928	234,901	155,466	279,837	354,945
資本金	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数(千株)	4,500,000	3,749,545	3,749,545	4,500,000	3,749,545
純資産額	11,048,278	11,443,969	9,427,630	11,362,133	10,263,563
総資産額	222,290,829	227,303,269	226,600,662	223,847,547	232,922,083
貯金残高	187,427,295	191,597,989	193,724,062	189,593,469	193,441,929
貸出金残高	6,870,723	4,675,069	5,423,078	4,691,723	4,441,967
有価証券残高	139,297,309	140,040,090	137,156,063	138,183,264	139,549,103
単体自己資本比率(国内基準)(%)	15.73	15.76	15.26	15.51	15.54
従業員数(人)	12,646	12,457	12,138	12,408	12,169

注:1 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。

中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、金融商品取引 法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

後掲の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づき、記載内 容を一部変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

• 中間貸借対照表

					(単位:百万円
科目	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)	2022年度中間期 (2022年9月30日現在)	科目	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)	2022年度中間期 (2022年9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	61,037,810	60,204,160	貯金	191,597,989	193,724,062
コールローン	2,740,000	2,360,000	売現先勘定	15,270,695	17,690,278
買現先勘定	9,704,937	9,600,701	債券貸借取引受入担保金	1,315,749	1,683,721
債券貸借取引支払保証金	_	454,022	借用金	4,774,100	226,500
買入金銭債権	383,906	380,828	外国為替	431	1,152
商品有価証券	0	10	その他負債	1,825,101	3,640,229
金銭の信託	5,652,627	6,448,317	未払法人税等	28,218	67,532
有価証券	140,040,090	137,156,063	資産除去債務	56	99
貸出金	4,675,069	5,423,078	その他の負債	1,796,826	3,572,597
外国為替	89,987	160,555	賞与引当金	7,068	6,917
その他資産	2,731,260	4,089,770	退職給付引当金	142,716	142,724
その他の資産	2,731,260	4,089,770	従業員株式給付引当金	258	251
有形固定資産	198,692	194,398	役員株式給付引当金	291	345
無形固定資産	49,918	59,580	睡眠貯金払戻損失引当金	71,756	56,848
繰延税金資産	_	70,230	繰延税金負債	853,140	_
貸倒引当金	△ 1,033	△ 1,056	負債の部合計	215,859,299	217,173,032
			(純資産の部)		
			資本金	3,500,000	3,500,000
			資本剰余金	3,500,000	3,500,000
			資本準備金	3,500,000	3,500,000
			利益剰余金	2,293,125	2,381,161
			その他利益剰余金	2,293,125	2,381,161
			繰越利益剰余金	2,293,125	2,381,161
			自己株式	△ 910	△ 1,623
			株主資本合計	9,292,214	9,379,537
			その他有価証券評価差額金	2,596,659	818,306
			繰延ヘッジ損益	△ 444,903	△ 770,213
			評価·換算差額等合計	2,151,755	48,092
			純資産の部合計	11,443,969	9,427,630
資産の部合計	227,303,269	226,600,662	負債及び純資産の部合計	227,303,269	226,600,662

² 単体自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」 (平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しています。

³ 従業員数は、当行から他社への出向者を含まず、他社から当行への出向者を含んでいます。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む) は含んでいません。

● 中間損益計算書

(単位:百万円)

科目	2021年度中間期 (2021年4月1日から2021年9月30日まで)	2022年度中間期 (2022年4月1日から2022年9月30日まで)
経常収益	1,153,535	920,975
資金運用収益	770,310	611,050
(うち貸出金利息)	5,179	4,965
(うち有価証券利息配当金)	751,660	591,277
役務取引等収益	78,550	88,472
その他業務収益	69,679	100,174
その他経常収益	234,995	121,279
経常費用	827,962	706,599
資金調達費用	107,906	189,847
(うち貯金利息)	12,205	6,768
役務取引等費用	15,469	14,185
その他業務費用	31,004	29,448
営業経費	499,225	464,201
その他経常費用	174,357	8,916
経常利益	325,572	214,376
特別利益	5,693	_
固定資産処分益	5,693	_
特別損失	464	185
固定資産処分損	452	185
減損損失	12	0
税引前中間純利益	330,800	214,190
法人税、住民税及び事業税	81,729	79,025
法人税等調整額	14,168	△ 20,300
法人税等合計	95,898	58,724
中間純利益	234,901	155,466

● 中間株主資本等変動計算書

2021年度中間期(2021年4月1日から2021年9月30日まで)

	株主資本					
		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	スの州谷士副令令	資本剰余金	その他利益剰余金	
		貝平华佣立	その他資本剰余金	合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,749,408	
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 119	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,749,289	
当中間期変動額						
剰余金の配当					△ 187,473	
中間純利益					234,901	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却			△ 1,299,878	△ 1,299,878		
利益剰余金から 資本剰余金への振替			503,592	503,592	△ 503,592	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	_		△ 796,285	△ 796,285	△ 456,163	
当中間期末残高	3,500,000	3,500,000	_	3,500,000	2,293,125	

	株主資本			評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	△ 1,300,844	9,244,849	2,487,770	△ 370,486	2,117,283	11,362,133	
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 119				△ 119	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 1,300,844	9,244,730	2,487,770	△ 370,486	2,117,283	11,362,013	
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 187,473				△ 187,473	
中間純利益		234,901				234,901	
自己株式の取得	△ 195	△ 195				△ 195	
自己株式の処分	251	251				251	
自己株式の消却	1,299,878	_				_	
利益剰余金から 資本剰余金への振替		_				_	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			108,888	△ 74,416	34,472	34,472	
当中間期変動額合計	1,299,933	47,484	108,888	△ 74,416	34,472	81,956	
当中間期末残高	△ 910	9,292,214	2,596,659	△ 444,903	2,151,755	11,443,969	

33

2022年度中間期(2022年4月1日から2022年9月30日まで)

ゆうちょ銀行

(単位:百万円)

	株主資本					
			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金	その他利益剰余金	
		貝平华佣立	ての他貝本利示立	合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,500,000	3,500,000	_	3,500,000	2,413,168	
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,500,000	3,500,000	_	3,500,000	2,413,168	
当中間期変動額						
剰余金の配当					△ 187,473	
中間純利益					155,466	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
利益剰余金から 資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計					△ 32,007	
当中間期末残高	3,500,000	3,500,000		3,500,000	2,381,161	

	株主資本			評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	△ 902	9,412,266	1,390,288	△ 538,991	851,297	10,263,563	
会計方針の変更による 累積的影響額		_				_	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 902	9,412,266	1,390,288	△ 538,991	851,297	10,263,563	
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 187,473				△ 187,473	
中間純利益		155,466				155,466	
自己株式の取得	△ 978	△ 978				△ 978	
自己株式の処分	257	257				257	
自己株式の消却		_				_	
利益剰余金から 資本剰余金への振替		_				_	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△ 571,982	△ 231,222	△ 803,204	△ 803,204	
当中間期変動額合計	△ 721	△ 32,728	△ 571,982	△ 231,222	△ 803,204	△ 835,933	
当中間期末残高	△ 1,623	9,379,537	818,306	△ 770,213	48,092	9,427,630	

【注記事項(2022年度中間期)】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を 含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを 適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により 処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、 上記2.(1)と同じ方法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資 産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:3年~50年

その他:2年~75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署 等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査 定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を 計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去 勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備え るため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産·負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の 方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。 外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価 証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベース で取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジ

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象と ヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指 定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これを もって有効性の評価に代えております。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

としております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務 費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの 会計処理の方法と異なっております。

中間期ディスクロージャー誌 2022

(2) 投資信託の解約損益の計上科目

投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債 券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債 券及び債券に準ずるもの以外は「その他経常収益」又は「その他 経常費用」中の株式等売却益又は株式等売却損に計上しており ます。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損と なる場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上し ております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を 当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項 に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新 たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、取 得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価 をもって貸借対照表価額とすることに変更しております。

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記 については、中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記 載しておりますので、注記を省略しております。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

市場部門管理社員に対する信託を活用した株式給付制度に関する注記 については、中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記 載しておりますので、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式. 3,250百万円 51 136百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券 及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により 貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれております が、その金額は次のとおりであります。

2,836,578百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担 保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおり であります。

(再)担保に差し入れている有価証券 27.868百万円

当中間会計期間末に当該処分をせずに

所有している有価証券 5,700,334百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債 権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証 券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部につい て保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金 融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、「貸出金」、「外国為 替」、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに「支払承諾見返」 の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	一百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手 続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政 状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息 の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準 ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日か ら三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債 権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目 的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄そ の他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及び これらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しない ものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 19.542.636百万円

担保資産に対応する債務

552.298百万円 貯余 売現先勘定 17.661.498百万円 債券貸借取引受入担保金 1,682,823百万円 226,500百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担 保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

有価証券 4,370,493百万円 また、その他の資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等 差入担保金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれ

ておりますが、その金額は次のとおりであります。 **先物取引差λ証拠金** 156 877百万円

保証金 1,855百万円 金融商品等差入担保金 1,110,253百万円 中央清算機関差入証拠金 527.857百万円 その他の証拠金等 371,994百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から の融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について 違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約 であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

> 融資未実行残高 38,487百万円

うち原契約期間が1年以内のもの

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) 321百万円 なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融 資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影 響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申 し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 6. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

(中間指益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益 58 187百万円 金銭の信託運用益 53,221百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

日本郵便株式会社の銀行代理業務等に

係る委託手数料 174.297百万円

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構の 郵便局ネットワーク支援業務に係る

拠出金 115,355百万円 3. 減価償却実施額は次のとおりであります。

10,774百万円 有形固定資産 無形固定資産 7,104百万円

4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

株式等売却損 6,558百万円

5. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するもので あります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は、該当ありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 計上額は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び出資金	54,171
関連会社株式	214
合 計	54.386

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【当中間事業年度】

有価証券関係

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりです。

中間貸借対照表

計上額

17,765,915

1 460 036

1.800.905

632.754

632,754

21,659,611

1,215,946

1.377.803

474,574

474,574

3,937,547

25,597,159 25,786,503

869,223

時価

17 952 329

1 464 235

1.812.477

636.122

636,122

21,865,164

1,209,771

867,919

1.374.146

469,501

469,501

3.921.338

中間貸借対照表の「有価証券 | のほか、「現金預け金 | 中の譲渡性預け金および「買入金銭債権 | が含まれています。

【前中間事業年度】

●満期保有目的の債券(2021年度中間期末)

国倩

社債

時価が中間貸

借対照表計上

額を超えるも

時価が中間貸

借対照表計上 額を超えない 地方信

その他

国債

社債

地方債

その他

種類

うち外国債券

うち外国債券

計

(単位: 百万円) 差額

186 414

4.198

11.572

3.367

3,367

205.553

△ 6,175

△ 1,304

△ 3,656

△ 5,072

△ 5,072

△ 16.209

189,343

●満期保有目的の債券(2022年度中間期末)

(単位: 百万円)

			(+14.11)	
	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
	国債	7,048,532	7,077,218	28,686
Dt/TT_11_BB8/\$	地方債	309,934	310,128	194
時価が中間貸 借対照表計上	社債	569,614	573,312	3,697
額を超えるも の	その他	795,028	859,101	64,073
	うち外国債券	795,028	859,101	64,073
	計	8,723,109	8,819,761	96,652
	国債	6,078,716	5,756,894	△ 321,822
n+/=/*_	地方債	2,893,078	2,870,058	△ 23,019
時価が中間貸 借対照表計上	社債	3,508,254	3,475,191	△ 33,062
額を超えないもの	その他	1,950,640	1,888,389	△ 62,250
00)	うち外国債券	1,950,640	1,888,389	△ 62,250
	計	14,430,690	13,990,534	△ 440,155
É	計	23,153,799	22,810,296	△ 343,503

● 子会社株式および関連会社株式 (2021年度中間期末)

時価のある子会社株式および関連会社株式は該当ありません。 なお、市場価格のない子会社株式および関連会社株式は次のとおり です。

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式および出資金	47,727
関連会社株式	214
合計	47,942

● 子会社株式および関連会社株式 (2022年度中間期末)

時価のある子会社株式および関連会社株式は該当ありません。 なお、市場価格のない子会社株式および関連会社株式は次のとおり

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式および出資金	54,171
関連会社株式	214
合計	54,386

ゆうちょ銀行

● その他有価証券(2021年度中間期末)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	債券	35,823,494	35,191,120	632,373
	国債	27,941,878	27,363,460	578,418
	地方債	2,910,894	2,897,111	13,783
中間貸借対照	短期社債	_	-	-
表計上額が取得原価を超え	社債	4,970,721	4,930,548	40,172
るもの	その他	63,252,391	61,096,228	2,156,162
	うち外国債券	19,351,018	18,163,447	1,187,571
	うち投資信託	43,736,296	42,768,971	967,324
	計	99,075,885	96,287,349	2,788,536
	債券	7,194,418	7,211,161	△ 16,742
	国債	3,474,806	3,489,634	△ 14,827
	地方債	304,983	305,191	△ 208
中間貸借対照	短期社債	2,442,550	2,442,550	-
表計上額が取得原価を超え	社債	972,078	973,785	△ 1,706
ないもの	その他	5,848,250	5,959,103	△ 110,852
	うち外国債券	3,401,431	3,461,309	△ 59,877
	うち投資信託	2,162,987	2,213,659	△ 50,671
	計	13,042,669	13,170,265	△ 127,595
É	計	112,118,555	109,457,614	2,660,940

- 注:1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は216,070百万円(収 益)です。
- 2 投資信託の投資対象は主として外国債券です。
- 3 上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金等

	中間貸借対照表計上額(百万円)	
非上場株式	18,028	
投資信託	2,665,195	
組合出資金	42,115	
合計	2,725,339	

● 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合 出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく 下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない ものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするととも に、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)して います。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、そ の概要は、原則として次のとおりです。

- ア 有価証券(債券および債券に準ずるものに限る)
- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下 で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間期末前 1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断してい ます。

● その他有価証券(2022年度中間期末)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	債券	16,989,898	16,704,409	285,489
	国債	12,892,792	12,626,570	266,221
	地方債	1,885,019	1,879,897	5,121
中間貸借対照	短期社債	_	-	_
表計上額が取得原価を超え	社債	2,212,087	2,197,940	14,146
るもの	その他	31,889,120	27,764,963	4,124,157
	うち外国債券	18,809,274	16,055,508	2,753,766
	うち投資信託	13,000,902	11,631,421	1,369,481
	計	48,879,019	44,469,372	4,409,647
	債券	21,397,720	22,068,805	△ 671,085
	国債	15,979,428	16,622,649	△ 643,221
	地方債	619,106	620,506	△ 1,400
中間貸借対照	短期社債	1,940,967	1,940,967	_
表計上額が取得原価を超え	社債	2,858,218	2,884,681	△ 26,463
ないもの	その他	44,048,919	45,593,522	△ 1,544,603
	うち外国債券	4,369,760	4,514,928	△ 145,167
	うち投資信託	39,312,272	40,708,616	△ 1,396,343
	計	65,446,639	67,662,328	△ 2,215,688
É	計	114,325,659	112,131,700	2,193,958

- 注:1 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2.236.621百万円(収 益)です。
- 2 投資信託の投資対象は主として外国債券です。
- 3 上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金

	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	17,283
投資信託	_
組合出資金	50,763
合計	68,046

● 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等および組合 出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落 しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの については、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評 価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、そ の概要は、原則として次のとおりです。

- ア 有価証券(債券および債券に準ずるものに限る)
 - ・時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下 で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間期末前 1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断してい

金銭の信託関係

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりです。

【前中間事業年度】

- 満期保有目的の金銭の信託(2021年度中間期末) 該当ありません。
- その他の金銭の信託(運用目的および 満期保有目的以外)(2021年度中間期末)

(単位: 百万円)

					(+14.17)
	中間 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち中間 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち中間 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	3,843,267	2,549,071	1,294,195	1,307,439	△ 13,24

- 注:1「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。
- 2 上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金等から構成されるそ の他の金銭の信託

	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	1,809,360

● 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成して いる有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金等を除く)のうち、 当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得 原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時 価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の 損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当中間期における減損処理額は、592百万円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、そ の概要は、原則として次のとおりです。

- ア 有価証券(債券および債券に準ずるものに限る)
 - ・時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下 で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間期末前 1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断してい ます。

【当中間事業年度】

- 満期保有目的の金銭の信託(2022年度中間期末) 該当ありません。
- その他の金銭の信託(運用目的および 満期保有目的以外)(2022年度中間期末)

(単位:百万円)

	中間 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち中間 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち中間 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	3,617,476	2,578,325	1,039,150	1,105,366	△ 66,215

- 注:1「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。
- 2 上表に含まれない市場価格のない株式等および組合出資金から構成されるその 他の金銭の信託

	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	2,830,841

減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成して いる有価証券(市場価格のない株式等および組合出資金を除く)のうち、当 該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原 価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価 をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損 失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当中間期における減損処理額は、3,281百万円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、そ の概要は、原則として次のとおりです。

- ア 有価証券(債券および債券に準ずるものに限る)
 - ・時価が取得原価の70%以下の銘柄
- イ 有価証券(上記ア以外)
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下 で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて中間期末前 1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断してい ます。

デリバティブ取引関係

【前中間事業年度】

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象 物の種類ごとの中間決算日における契約額または契約において定められ た元本相当額、時価および評価損益は、次のとおりです。なお、契約額等 については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すも のではありません。

● 金利関連取引(2021年度中間期末) 該当ありません。

● 通貨関連取引(2021年度中間期末)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	通貨スワップ	477,637	477,637	△ 11,977	△ 11,977
店頭	為替予約				
心 骐	売建	75,109	_	△ 1,632	△ 1,632
	買建	118,129	_	1,894	1,894
合 計				△ 11,714	△ 11,714

注:上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。

● 株式関連取引(2021年度中間期末)

該当ありません。

- 債券関連取引(2021年度中間期末) 該当ありません。
- 商品関連取引(2021年度中間期末) 該当ありません。

【当中間事業年度】

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象 物の種類ごとの中間決算日における契約額または契約において定められ た元本相当額、時価および評価損益は、次のとおりです。なお、契約額等 については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すも のではありません。

● 金利関連取引(2022年度中間期末)

該当ありません。

● 通貨関連取引(2022年度中間期末)

(単位: 百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	通貨スワップ	1,101,826	839,830	△ 259,973	△ 259,973
店頭	為替予約				
泊 頭	売建	1,203	_	△ 6	△6
	買建	1,188	_	22	22
î	合 計			△ 259,958	△ 259,958

注:上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。

● 株式関連取引(2022年度中間期末)

				(.	単位·日月円/
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金融商品	株式指数オプ ション				
取引所	売建	76,500	-	△ 1,110	△ 670
í	合 計			△ 1,110	△ 670

- 注:上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。
- 債券関連取引(2022年度中間期末)

該当ありません。

● 商品関連取引(2022年度中間期末) 該当ありません。

● クレジット・デリバティブ取引 (2021年度中間期末)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・ スワップ				
	売建	28,119	28,119	457	457
î	合 計			457	457

- 注:1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上してい
- 2「売建」は信用リスクの引受取引です。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物 の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額または契約 において定められた元本相当額および時価は、次のとおりです。なお、契 約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを 示すものではありません。

● 金利関連取引(2021年度中間期末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
	金利スワップ	その他			
原則的	受取固定· 支払変動	有価証券 (国債、	3,400,000	3,400,000	36,629
	受取変動· 支払固定	外国証券) 貯金	4,455,032	3,575,064	△ 285,246
Î	合 計				△ 248,617

注: 繰延ヘッジによっています。

● 通貨関連取引(2021年度中間期末)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計	14.87	主なヘッジ	+744-676		n+/T
の方法	種類	対象	契約額等	うち1年超	時価
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他 有価証券 (外国証券)	8,453,183	7,501,243	△ 465,008
ヘッジ対象	通貨スワップ		1,014,796	603,500	△ 43,750
に係る 損益を	為替予約	その他 有価証券			
認識する 方法	売建	(外国証券)	1,555,773	-	△ 26,266
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	満期保有 目的の債券 (外国証券)	296,729	291,660	注2
É	計				△ 535,025

注:1 主として繰延ヘッジによっています。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体と して処理されています。

● 株式関連取引(2021年度中間期末) 該当ありません。

● 債券関連取引(2021年度中間期末)

該当ありません。

● クレジット・デリバティブ取引 (2022年度中間期末)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店 頭	クレジット・ デフォルト・ スワップ				
	売建	28,448	8,000	192	192
î	≙ 計			192	192

- 注:1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上してい
- 2「売建」は信用リスクの引受取引です。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物 の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額または契約 において定められた元本相当額および時価は、次のとおりです。なお、契 約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを 示すものではありません。

● 金利関連取引(2022年度中間期末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等	うち1年超	時価
	金利スワップ	その他			
原則的 処理方法	受取固定· 支払変動	有価証券(国債、	4,760,000	4,710,000	△ 2,450
	受取変動 · 支払固定	外国証券) 貯金	3,701,049	3,408,772	106,248
É	≙ 計				103,797

注: 繰延ヘッジによっています。

● 通貨関連取引(2022年度中間期末)

(畄位: 古万四)

					(单位, 日月円)
ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等	うち1年超	時価
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他 有価証券 (外国証券)	8,983,670	7,756,035	△ 1,286,549
ヘッジ対象 に係る 損益を 認識する 方法	通貨スワップ 為替予約 売建	その他 有価証券 (外国証券)	445,848 1,081,713	186,492 –	△ 158,538 △ 55,897
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	満期保有 目的の債券 (外国証券)	1,023,770	978,521	注2
Î	計				△ 1,500,985

- 注:1 主として繰延ヘッジによっています。
- 2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体と して処理されています。
- 株式関連取引(2022年度中間期末)

該当ありません。

● 債券関連取引(2022年度中間期末)

該当ありません。

評価損益の状況

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	2021年度	中間期末	2022年度中間期末		
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	
国債	18,981,861	180,239	13,127,248	△ 293,135	
地方債	2,329,259	2,894	3,203,012	△ 22,825	
社債	3,178,708	7,915	4,077,869	△ 29,364	
その他	1,107,329	△ 1,705	2,745,669	1,822	
うち外国債券	1,107,329	△ 1,705	2,745,669	1,822	
合 計	25,597,159	189,343	23,153,799	△ 343,503	

注:評価損益は、時価から中間貸借対照表計上額を差し引いた額です。

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

		2021年度	中間期末	2022年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	
株	式	18,028	-	17,283	_	
債	券	43,017,913	615,631	38,387,619	△ 385,595	
	国債	31,416,685	563,590	28,872,220	△ 376,999	
	地方債	3,215,878	13,574	2,504,125	3,721	
	短期社債	2,442,550	_	1,940,967	_	
	社債	5,942,799	38,465	5,070,305	△ 12,317	
そ	の他	71,807,953	2,046,126	75,988,803	2,581,755	
	うち外国債券	22,752,450	1,127,693	23,179,035	2,608,599	
	うち投資信託	48,564,480	916,653	52,313,175	△ 26,862	
	合 計	114,843,894	2,661,757	114,393,705	2,196,159	

- 注:1「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」を含んでいます。
- 2 評価損益は、中間貸借対照表計上額から取得原価を差し引いた額です。
- 2 町地球団は、中国具国対照表面上額がつ取付原間を差しらいいて額です。 3 評価損益のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2022年度中間期末2,236,621百万円(収益)(2021年度中間期末216,070百万円(収益))です。 4 投資信託の投資対象は主として外国債券です。2022年度中間期末の評価損益は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)を適用しており、プライベートエクイティファンドの評価損益を含んでいます。 5 2021年度中間期および2022年度中間期における減損処理額は該当ありません。

(3)その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	2021年度	要中間期末	2022年度中間期末		
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	
その他の金銭の信託	5,652,627	1,296,298	6,448,317	1,211,601	
うち国内株式	2,092,830	1,292,415	1,898,896	1,079,801	
うち国内債券	1,355,327	△ 2,403	1,290,655	△ 53,932	

(4)ヘッジ会計(繰延ヘッジ)適用デリバティブ取引

(単位:百万円)

	2021年度	中間期末	2022年度中間期末		
	想定元本ネット繰延損益		想定元本	ネット繰延損益	
金利スワップ	7,855,032	△ 226,685	8,461,049	118,775	
通貨スワップ	8,453,183	△ 417,961	8,983,670	△ 1,230,504	
為替予約	_	_	_	_	
合 計	16,308,215	△ 644,646	17,444,720	△ 1,111,728	

注:1 ネット繰延損益は、税効果会計適用前の金額を記載しています。

(2)~(4)合計

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
評価損益合計	3,097,338	59,410

注:評価損益合計は、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除いています。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

	2021年度中間期				2022年度中間期			
	期首残高	中間増加額	中間減少額	中間期末残高	期首残高	中間増加額	中間減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	280	273	280	273	289	285	289	285
個別貸倒引当金	655	759	655	759	764	770	764	770
合 計	935	1,033	935	1,033	1,054	1,056	1,054	1,056

貸出金償却額

	2021年度中間期	2022年度中間期
貸出金償却額	_	_

注:1 評価損益は、中間貸借対照表計上額から取得原価を差し引いた額です。 2 2022年度中間期における減損処理額は3,281百万円(2021年度中間期592百万円)です。

² ヘッジ対象は、主としてその他有価証券です。

当行の保有する証券化商品の状況は、次のとおりです。

なお、当行が現在保有する証券化商品は、最終投資家としてのエクスポージャーのみであり、オリジネーターとして のエクスポージャーおよび連結対象の有無などを考慮しなければならないSPE (特別目的会社)向けエクスポージャーは 保有していません。

(単位:百万円)

			2021年度中間期末	(羊位・口/川 川
地域		取得原価	評価損益	格付
	住宅ローン証券化商品(RMBS)	1,339,320	19,286	AAA
	満期保有目的の債券	311,576	185	AAA
	その他有価証券	1,027,743	19,100	AAA
田山	法人向けローン証券化商品(CLO)	_	_	_
国内	その他の証券化商品	225,345	△ 61	AAA
	商業用不動産証券化商品(CMBS)	-	-	_
	債務担保証券(CDO)	797	23	AAA
	計	1,565,463	19,248	
	住宅ローン証券化商品(RMBS)	45,152	832	AAA
	法人向けローン証券化商品(CLO)	1,958,482	54,384	AAA
国外	満期保有目的の債券	477,637	11,050	AAA
	その他有価証券	1,480,844	43,333	AAA
	計	2,003,635	55,216	
	合 計	3,569,098	74,464	

(単位:百万円)

				(+12,17) 1/
地域			2022年度中間期末	
2624		取得原価	評価損益	格付
	住宅ローン証券化商品(RMBS)	1,282,628	△5,817	AAA
	満期保有目的の債券	326,495	△ 7,813	AAA
	その他有価証券	956,132	1,996	AAA
国内	法人向けローン証券化商品(CLO)	_	_	_
国的	その他の証券化商品	211,140	△ 225	AAA
	商業用不動産証券化商品(CMBS)	_	_	_
	債務担保証券(CDO)	604	13	AAA
	計	1,494,373	△ 6,029	
	住宅ローン証券化商品(RMBS)	31,872	5,422	AAA
	法人向けローン証券化商品(CLO)	2,022,115	480,451	AAA
国外	満期保有目的の債券	1,101,826	207,324	AAA
	その他有価証券	920,289	273,126	AAA
	at	2,053,988	485,874	
	合 計	3,548,361	479,844	

- 注:1 計表の数値は内部管理上の計数であり、財務会計上の計数とは異なります。
 2 裏付資産が複数の債務者から構成される証券化商品に限って計上しています。
 3 投資信託等のファンドで保有する商品は含んでいません。
 4 評価損益は為替ヘッジ効果を含まず、信用リスクヘッジは実施していません。

 - 5 その他の証券化商品は、主にオートローン債権を裏付とする証券化商品です。

 - 6 米国GSE等関連は含んでいません。
 - 7 国外の法人向けローン証券化商品(CLO)は、米国のローン担保証券(CLO)です。為替ヘッジ考慮後の評価損益は、次のとおりです。 満期保有目的の債券(時価ヘッジ適用対象外):2022年度中間期末△43,779百万円(2021年度中間期末628百万円) その他有価証券(時価ヘッジ適用対象):2022年度中間期末△27,226百万円(2021年度中間期末1,036百万円)

損益

● 損益の状況

(単位:百万円)

		2021年度中間期	2022年度中間期	
業務粗利益		768,316	574,789	
(除く国債等債	責券損益)	793,587	555,412	
国内	業務粗利益	293,283	322,323	
(除く	国債等債券損益)	300,562	331,890	
	資金利益	237,347	257,191	
	役務取引等利益	63,159	74,539	
	特定取引利益	_	_	
	その他業務利益	△ 7,222	△ 9,407	
	(うち国債等債券損益)	△ 7,278	△ 9,567	
国際	業務粗利益	475,033	252,466	
(除く	国債等債券損益)	493,024	223,521	
	資金利益	429,213	172,586	
	役務取引等利益	△ 78	△ 253	
	特定取引利益	-	_	
	その他業務利益	45,898	80,133	
	(うち国債等債券損益)	△ 17,991	28,945	
経費	1	△ 500,146	△ 465,015	
人件	費	△ 58,339	 △ 57,089	
物件	費	△ 412,098	△ 389,811	
税金		△ 29,709	△ 18,114	
実質業務純益	ì	268,170	109,774	
コア	業務純益	293,440	90,396	
(除く	投資信託解約損益)	220,139	49,803	
一般貸倒引当	金繰入額	6	4	
業務純益		268,176	109,778	
うち国]債等債券損益	△ 25,270	19,377	
臨時損益		57,395	104,598	
株式	等関係損益	△ 155,316	51,629	
金銭(の信託運用損益	212,043	53,170	
その	他臨時損益	669	△ 202	
経常利益		325,572	214,376	
特別損益		5,228	△ 185	
	資産処分損益	5,240	△ 185	
減損	損失	△ 12	△ 0	
税引前中間納		330,800	214,190	
	税及び事業税	△ 81,729	△ 79,025	
法人税等調整	額	△ 14,168	20,300	
中間純利益		234,901	155,466	

与信関係費用	5	3
一般貸倒引当金繰入額	5	3
貸出金償却	_	_
個別貸倒引当金繰入額	_	_
償却債権取立益	_	_

- 注:1「経費」は、営業経費から臨時処理分を除いて算出しています。
- 2 コア業務純益=実質業務純益一国債等債券損益
- 3「与信関係費用」は、金融再生法開示債権に係る費用を計上しています。
- 4 金額が損失または費用には△を付しています。

● 業務粗利益および業務粗利益率

(単位:百万円、%)

	2021年度中間期 2022年度中間	
業務粗利益	768,316	574,789
業務粗利益率	0.71	0.51

- 注:1 業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支 2 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

 - 3 業務粗利益率については年率換算しています。

● 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)

(単位:百万円)

	2021年度中間期	2022年度中間期
業務純益	268,176	109,778
実質業務純益	268,170	109,774
コア業務純益	293,440	90,396
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	220,139	49,803

● 資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支

(単位:百万円)

							(十四・口/기)/
			2021年度中間期			2022年度中間期	
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金	金運用収支	237,347	429,213	666,560	257,191	172,586	429,777
	資金運用収益	262,290	573,271	770,310	280,498	445,151	611,050
	資金調達費用	24,942	144,058	103,749	23,306	272,564	181,272
役剂	务取引等収支	63,159	△ 78	63,081	74,539	△ 253	74,286
	役務取引等収益	78,377	172	78,550	88,315	156	88,472
	役務取引等費用	15,218	250	15,469	13,775	410	14,185
特只	定取引収支	_	_	_	_	_	_
	特定取引収益	_	_	_	_	_	_
	特定取引費用	_	_	_	_	_	_
その	の他業務収支	△ 7,222	45,898	38,675	△ 9,407	80,133	70,725
	その他業務収益	323	69,355	69,679	13,288	86,885	100,174
	その他業務費用	7,546	23,457	31,004	22,696	6,752	29,448

- 注:1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引については、国際業務部門に含めています。

- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(2022年度中間期8,574百万円、2021年度中間期4,157百万円)を控除しています。
 3 国内業務部門の資金運用収益には、国際業務部門との資金貸借の利息(2022年度中間期114,599百万円、2021年度中間期65,251百万円)を含んでいます。
 4 資金運用収益および資金調達費用の一部ならびにその他業務収益およびその他業務費用の一部については、それぞれ部門別に相殺しているため、国内業務部門と国際業務部 門の合計額が合計欄と一致しない場合があります。

● 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位:百万円、%)

	内業務部門		2021年度中間期			2022年度中間期	
	171未伤印]	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資	金運用勘定	210,264,412	262,290	0.24	212,137,338	280,498	0.26
	うち貸出金	4,646,437	5,112	0.21	4,973,257	4,890	0.19
	うち有価証券	69,456,376	178,564	0.51	67,285,237	148,476	0.44
	うち預け金等	60,224,561	15,305	0.05	63,054,105	14,066	0.04
資	金調達勘定	203,417,608	24,942	0.02	206,171,509	23,306	0.02
	うち貯金	191,549,454	12,205	0.01	194,436,929	6,768	0.00
	うち債券貸借取引受入担保金	33,851	16	0.09	7,747	3	0.09

(単位:百万円、%)

]際業務部門		2021年度中間期			2022年度中間期	
	你未伤叩	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資	金運用勘定	69,915,385	573,271	1.63	75,589,035	445,151	1.17
	うち貸出金	25,571	67	0.52	28,014	74	0.53
	うち有価証券	69,757,315	573,096	1.63	75,350,555	442,801	1.17
	うち預け金等	_	_	_	_	_	_
資	金調達勘定	69,537,383	144,058	0.41	72,380,378	272,564	0.75
	うち債券貸借取引受入担保金	1,463,700	1,184	0.16	1,612,498	13,281	1.64

(単位:百万円、%)

合	計	2021年度中間期		2022年度中間期			
	ēΙ	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定		215,722,363	770,310	0.71	221,864,850	611,050	0.54
	うち貸出金	4,672,009	5,179	0.22	5,001,272	4,965	0.19
	うち有価証券	139,213,692	751,660	1.07	142,635,792	591,277	0.82
	うち預け金等	60,224,561	15,305	0.05	63,054,105	14,066	0.04
資	金調達勘定	208,497,556	103,749	0.09	212,690,364	181,272	0.16
	うち貯金	191,549,454	12,205	0.01	194,436,929	6,768	0.00
	うち債券貸借取引受入担保金	1,497,552	1,201	0.16	1,620,246	13,285	1.63

- 注:1 金銭の信託に係る収益および費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上していますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(2022年度中間期4,928,131百万円、 2021年度中間期4,106,487百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2022年度中間期4,928,131百万円、2021年度中間期4,106,487百万円) および利息(2022年度中間期8,574百万円、2021年度中間期4,157百万円)を控除しています。
- 2 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。
- 3 合計においては、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息は、相殺して記載しています。
- 4 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権です。 5 「利回り」は年率換算しています。

●受取利息および支払利息の増減

П	内光效如即	2021年度中間期			2022年度中間期		
国内業務部門		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息		31,024	△ 77,596	△ 46,572	2,354	15,853	18,208
	うち貸出金	△ 3,410	3,498	87	774	△ 996	△ 221
	うち有価証券	△ 5,232	△ 32,556	△ 37,789	△ 5,438	△ 24,649	△ 30,088
	うち預け金等	3,405	△ 3,606	△ 201	1,727	△ 2,967	△ 1,239
支	払利息	3,878	△ 13,459	△ 9,580	906	△ 2,542	△ 1,636
	うち貯金	1,664	△ 11,256	△ 9,591	535	△ 5,972	△ 5,436
	うち債券貸借取引受入担保金	△ 82	0	△ 82	△ 13	0	△ 13

(単位:百万円)

]際業務部門		2021年度中間期		2022年度中間期		
	你未伤叩	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息		16,617	249,588	266,205	115,433	△ 243,553	△ 128,120
	うち貸出金	10	△ 2	8	6	1	7
	うち有価証券	16,730	249,585	266,316	114,393	△ 244,688	△ 130,294
	うち預け金等	_	_	_	_	_	_
支	払利息	16,088	△ 32,316	△ 16,228	6,119	122,387	128,506
	うち債券貸借取引受入担保金	△ 361	△ 3,231	△ 3,592	132	11,964	12,096

(単位:百万円)

合	=+	計 2021年度中間期		2022年度中間期			
	ĒΙ	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息		19,459	208,698	228,158	60,176	△ 219,436	△ 159,260
	うち貸出金	△ 3,433	3,529	96	783	△ 997	△ 214
	うち有価証券	6,498	222,028	228,527	51,300	△ 211,683	△ 160,383
	うち預け金等	3,405	△ 3,606	△ 201	1,727	△ 2,967	△ 1,239
支	払利息	10,727	△ 28,011	△ 17,283	2,127	75,395	77,522
	うち貯金	1,664	△ 11,256	△ 9,591	535	△ 5,972	△ 5,436
	うち債券貸借取引受入担保金	△ 695	△ 2,979	△ 3,675	106	11,977	12,083

- 注:1 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。 2 2022年度中間期の受取利息および支払利息の増減は、2021年度中間期と比較しています。
- 2 2021年度中間期の受取利息および支払利息の増減は、2020年度中間期と比較しています。 4 合計においては、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息は、相殺して記載しています。

● 営業経費の内訳

(単位:百万円、%)

					(十位:口/기 17 70)
		2021年	度中間期	2022年	度中間期
		金 額	構成比	金 額	構成比
人件	費	57,418	11.50	56,275	12.12
	給与·手当	47,090	9.43	45,900	9.88
	その他	10,328	2.06	10,374	2.23
物件	費	412,098	82.54	389,811	83.97
	日本郵便株式会社の銀行代理業務等に係る委託手数料	181,737	36.40	174,297	37.54
	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・ 郵便局ネットワーク支援機構への拠出金 ^(注)	118,520	23.74	115,355	24.85
	預金保険料	27,690	5.54	13,757	2.96
	土地建物機械賃借料	5,511	1.10	5,414	1.16
	業務委託費	32,171	6.44	33,077	7.12
	減価償却費	18,700	3.74	17,879	3.85
	通信交通費	7,013	1.40	7,330	1.57
	保守管理費	7,294	1.46	8,226	1.77
	機械化関係経費	5,947	1.19	6,075	1.30
	その他	7,509	1.50	8,397	1.80
租税	公課	29,709	5.95	18,114	3.90
	合 計	499,225	100.00	464,201	100.00

注:独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の3に基づき、当行から(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に拠出金を 納付しているものです。

預金

● 預金の種類別残高

期末残高

(単位: 百万円、%)

		2021年度	使中間期末	2022年度	要中間期末
		金 額	構成比	金額	構成比
	流動性預金	106,640,928	55.65	115,290,230	59.51
	振替貯金	9,857,508	5.14	11,016,069	5.68
	通常貯金等	96,128,369	50.17	103,543,404	53.44
	貯蓄貯金	655,050	0.34	730,755	0.37
	定期性預金	84,840,539	44.28	78,318,078	40.42
国内業務部門	定期貯金	4,532,955	2.36	3,888,688	2.00
	定額貯金	80,307,584	41.91	74,429,389	38.42
	その他の預金	116,521	0.06	115,753	0.05
	計	191,597,989	100.00	193,724,062	100.00
	譲渡性預金	_	_	_	_
	合 計	191,597,989	100.00	193,724,062	100.00
国際業務部門	合 計	_	_	_	_
総	合 計	191,597,989	100.00	193,724,062	100.00
未払利子を含む残る	高合計	191,740,333		193,800,176	

平均残高

(単位: 百万円、%)

		2021年度	中間期	2022年度	中間期
		金 額	構成比	金 額	構成比
	流動性預金	104,841,195	54.73	114,505,464	58.89
	振替貯金	9,761,289	5.09	11,027,782	5.67
	通常貯金等	94,445,251	49.30	102,762,289	52.85
	貯蓄貯金	634,654	0.33	715,392	0.36
	定期性預金	86,478,741	45.14	79,704,415	40.99
国内業務部門	定期貯金	4,625,666	2.41	4,138,533	2.12
	定額貯金	81,853,074	42.73	75,565,881	38.86
	その他の預金	229,516	0.11	227,050	0.11
	計	191,549,454	100.00	194,436,929	100.00
	譲渡性預金	_	_	_	_
	合 計	191,549,454	100.00	194,436,929	100.00
国際業務部門	合 計	_	_	_	_
総	合 計	191,549,454	100.00	194,436,929	100.00
未払利子を含む残	高合計	191,718,627		194,514,698	

注: 1 通常貯金等=通常貯金+特別貯金(通常郵便貯金相当)

² 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当しま

す。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものですが、「定期性預金」に含めています。 3 特別貯金(通常郵便貯金相当)は(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの預り金のうち、同機構が日本郵政公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどです。

● 定期貯金の残存期間別残高

(単位:百万円)

			(単位・日月円)
		2021年度中間期末	2022年度中間期末
	定期貯金	1,612,741	1,527,135
3力月未満	うち固定金利定期貯金	1,612,741	1,527,135
	うち変動金利定期貯金	-	_
	うちその他の定期貯金	_	_
	定期貯金	913,476	851,642
3カ月以上	うち固定金利定期貯金	913,476	851,642
6カ月未満	うち変動金利定期貯金	-	_
	うちその他の定期貯金	_	_
	定期貯金	1,507,001	1,048,919
6力月以上	うち固定金利定期貯金	1,507,001	1,048,919
1年未満	うち変動金利定期貯金	-	-
	うちその他の定期貯金	-	_
	定期貯金	180,263	196,208
1年以上	うち固定金利定期貯金	180,263	196,208
2年未満	うち変動金利定期貯金	-	-
	うちその他の定期貯金	-	_
	定期貯金	174,810	167,618
2年以上	うち固定金利定期貯金	174,810	167,618
3年未満	うち変動金利定期貯金	_	_
	うちその他の定期貯金	-	-
	定期貯金	144,661	97,164
ったいし	うち固定金利定期貯金	144,661	97,164
3年以上	うち変動金利定期貯金	_	_
	うちその他の定期貯金	-	_
	定期貯金	4,532,955	3,888,688
	うち固定金利定期貯金	4,532,955	3,888,688
合 計	うち変動金利定期貯金	_	_
	うちその他の定期貯金	-	_

注:1 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当し、「定期貯金」は「定期預金」に相当します。 2 定期貯金の残存期間別残高は、未払利子を含んでいません。

● 定額貯金の残存期間別残高

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
1年未満	9,572,548	7,472,924
1年以上3年未満	11,184,827	11,121,057
3年以上5年未満	12,135,096	16,569,679
5年以上7年未満	24,173,572	20,251,197
7年以上	23,241,539	19,014,530
合 計	80,307,584	74,429,389

注:1 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当し、「定額貯金」は「その他の預金」に相当します。

● 都道府県別預金残高

(単位:百万円)

邻道府県名	2021年度中間期末			2022年度中間期末			
	流動性預金	定期性預金	預金計	流動性預金	定期性預金	預金計	
北海道	4,204,070	3,579,045	7,783,115	4,532,297	3,315,440	7,847,738	
青森	779,512	674,545	1,454,058	847,127	625,070	1,472,198	
岩 手	844,997	738,319	1,583,316	913,758	676,458	1,590,216	
宮城	1,741,214	1,255,108	2,996,323	1,880,692	1,161,835	3,042,527	
秋 田	632,645	550,574	1,183,220	687,518	506,057	1,193,576	
山 形	672,030	618,731	1,290,762	735,895	571,341	1,307,236	
福島	1,499,161	1,238,019	2,737,180	1,601,336	1,139,069	2,740,405	
茨 城	2,426,321	2,232,094	4,658,416	2,626,878	2,069,118	4,695,997	
栃 木	1,442,122	1,400,343	2,842,465	1,551,365	1,293,747	2,845,112	
群馬	1,389,862	1,333,144	2,723,007	1,501,390	1,219,157	2,720,547	
埼 玉	5,519,865	4,822,635	10,342,500	5,973,250	4,453,454	10,426,704	
千 葉	4,897,416	4,046,999	8,944,415	5,280,107	3,738,040	9,018,147	
神奈川	6,828,117	5,410,121	12,238,239	7,364,811	4,979,444	12,344,255	
山 梨	569,880	643,303	1,213,183	616,355	602,931	1,219,286	
東京	11,827,299	8,933,536	20,760,836	12,712,288	8,221,230	20,933,519	
新 潟	1,565,753	1,623,234	3,188,987	1,691,773	1,496,925	3,188,698	
長 野	1,344,058	1,454,874	2,798,932	1,445,316	1,338,527	2,783,843	
富山	755,347	824,369	1,579,716	818,373	766,298	1,584,672	
石 川	850,527	945,812	1,796,340	924,969	886,504	1,811,473	
福井	576,892	751,250	1,328,142	623,906	705,617	1,329,523	
岐阜	1,247,680	1,415,683	2,663,363	1,352,223	1,293,159	2,645,382	
静岡	2,174,876	2,141,750	4,316,626	2,330,062	1,958,628	4,288,690	
愛 知	5,663,873	5,100,648	10,764,522	6,126,197	4,666,604	10,792,801	
三 重	1,231,705	1,415,900	2,647,606	1,335,751	1,318,355	2,654,107	
滋賀	896,298	922,037	1,818,335	974,652	858,642	1,833,295	
京都	2,202,880	1,869,124	4,072,004	2,362,282	1,731,714	4,093,996	
大 阪	7,913,760	5,904,268	13,818,028	8,511,030	5,428,129	13,939,159	
兵 庫	4,414,361	3,827,110	8,241,471	4,731,602	3,528,822	8,260,424	
奈 良	1,135,319	1,127,528	2,262,848	1,225,002	1,050,651	2,275,653	
和歌山	787,181	954,554	1,741,736	849,638	896,294	1,745,933	
鳥取	358,583	358,276	716,860	386,239	330,499	716,739	
島根	466,290	470,795	937,085	499,601	432,222	931,824	
岡山	1,580,022	1,479,429	3,059,452	1,695,473	1,372,151	3,067,625	
広島	2,417,640	2,188,008	4,605,649	2,596,975	2,032,749	4,629,725	
ШП	1,200,412	1,048,069	2,248,481	1,286,587	969,366	2,255,953	
徳島	660,572	689,468	1,350,041	709,324	635,462	1,344,786	
香川	785,641	843,742	1,629,383	845,379	779,408	1,624,787	
愛媛	851,199	850,241	1,701,441	912,755	783,882	1,696,638	
高 知	443,590	430,370	873,961	478,564	394,620	873,185	
福岡	3,686,838	3,174,338	6,861,177	3,951,531	2,935,493	6,887,025	
佐賀	583,678	570,906	1,154,584	629,724	534,800	1,164,525	
長崎	1,048,847	971,374	2,020,222	1,130,614	900,986	2,031,601	
熊本	1,379,042	1,179,212	2,558,254	1,481,147	1,093,639	2,574,787	
大 分	907,345	851,021	1,758,367	978,498	791,561	1,770,060	
宮崎	669,866	594,192	1,264,058	719,848	548,925	1,268,773	
鹿児島	1,140,981	1,088,192	2,229,173	1,236,615	1,008,063	2,244,679	
沖縄	567,829	298,228	866,058	607,421	276,970	884,391	
合 計	96,783,419	84,840,539	181,623,959	104,274,160	78,318,078	182,592,239	

注:1「流動性預金」=通常貯金+貯蓄貯金+特別貯金(通常郵便貯金相当)

² すべて満期まで保有される前提で集計したものです。 3 定額貯金の残存期間別残高は、未払利子を含んでいません。

^{2「}定期性預金」=定期貯金+定額貯金

^{2 |} 定期性預金 | = 定期貯金 + 定額貯金 3 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当します。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものですが、「定期性預金」に含めています。 4 都道府県別預金残高は、当初口座を開設した都道府県ごとに集計された残高です。このため、預入・払出を行った都道府県と口座開設を行った都道府県が異なる場合は、口座を開設した都道府県の残高として集計されるものです。 5 都道府県別預金残高には、振替貯金11,016,069百万円(9,857,508百万円)、その他の貯金115,753百万円(116,521百万円)を含んでいません。 なお、() 内の計数は、2021年度中間期末の計数を記載しているものです。 6 都道府県別預金残高は、未払利子を含んでいません。

● 貸出金の科目別残高

手形貸付 証書貸付

当座貸越

割引手形 計

手形貸付 証書貸付

当座貸越

割引手形

計

期末残高

国内業務部門

国際業務部門

Z均残高

(単位: 百万円)

	(単位: 百万円)	<u>v</u>	7
2021年度 中間期末	2022年度 中間期末		
_	_		
4,556,774	5,304,703		
92,723	85,875		
_	_		
4,649,497	5,390,578		
_	_		
25,571	32,500		
_	_		
_	_		
25,571	32,500		
4,675,069	5,423,078		

	(十四, 口) 1/
2021年度 中間期	2022年度 中間期
_	_
4,556,425	4,892,964
90,012	80,292
_	_
4,646,437	4,973,257
_	_
25,571	28,014
_	_
_	_
25,571	28,014
4,672,009	5,001,272
	中間期 - 4,556,425 90,012 - 4,646,437 - 25,571 - 25,571

● 貸出金の残存期間別残高

合 計

			(単位:百万円)
		2021年度中間期末	2022年度中間期末
	貸出金	2,136,620	2,893,165
1年以下	うち変動金利		
	うち固定金利		
4 (= +7)	貸出金	443,436	427,176
1年超 3年以下	うち変動金利	136,205	73,847
7十以1.	うち固定金利	307,231	353,329
2 = +7	貸出金	550,854	496,820
3年超 5年以下	うち変動金利	96,630	103,510
	うち固定金利	454,223	393,309
E = +3	貸出金	210,337	251,375
5年超 7年以下	うち変動金利	8,582	14,270
7 7201	うち固定金利	201,754	237,104
7 (-17)	貸出金	555,777	516,364
7年超 10年以下	うち変動金利	10,446	23,122
10+241	うち固定金利	545,330	493,242
	貸出金	778,042	838,175
10年超	うち変動金利	17,366	20,411
	うち固定金利	760,676	817,764
#II FII O C 14 O	貸出金	-	
期間の定めの ないもの	うち変動金利	_	_
.0.0 1 0 0 0	うち固定金利	_	_
	合 計	4,675,069	5,423,078

- 注:1 (独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への貸出金のうち、利率見直し方式(5年・10年)の貸出金は、固定金利として計上しています。 2 預金者貸付(貸付期間2年以内)は、残存期間1年以下として計上しています。 3 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利・変動金利の区別をしていません。

● 担保の種類別の貸出金残高および支払承諾見返額

貸出金残高の担保別内訳

(単位: 百万円) 支払承諾見返額の担保別内訳

(単位: 百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
有価証券	_	-
債権	88,068	80,524
商品	_	-
不動産	_	-
その他	_	_
計	88,068	80,524
保証	30,303	30,951
信用	4,556,697	5,311,603
合 計	4,675,069	5,423,078
計 保証 信用	30,303 4,556,697	30,951 5,311,603

人口小山 / 10/2019(0)	(十四, 口/기 1/	
	2021年度中間期末	2022年度中間期末
有価証券	_	-
債権	_	_
商品	_	_
不動産	_	_
その他	_	_
計	_	_
保証	_	_
信用	_	_
合 計	_	_

● 使途別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	2021年度	中間期末	2022年度	中間期末
	金額 構成比		金額	構成比
設備資金	26,041	0.55	31,902	0.58
運転資金	4,649,028	99.44	5,391,175	99.41
合 計	4,675,069	100.00	5,423,078	100.00

● 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	2021年度	中間期末	2022年度	中間期末
	金 額	構成比	金額	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,649,497	100.00	5,390,578	100.00
農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_
製造業	81,575	1.75	112,990	2.09
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	126,750	2.72	131,192	2.43
卸売業、小売業	18,861	0.40	18,812	0.34
金融·保険業	702,401	15.10	554,035	10.27
建設業、不動産業	76,510	1.64	108,821	2.01
各種サービス業、物品賃貸業	87,546	1.88	87,637	1.62
国、地方公共団体	3,465,628	74.53	4,294,394	79.66
その他	90,223	1.94	82,695	1.53
- 国際及び特別国際金融取引勘定分	25,571	100.00	32,500	100.00
政府等	_	_	_	_
その他	25,571	100.00	32,500	100.00
合 計	4,675,069		5,423,078	

注: 1 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出です。
2 「金融・保険業」のうち(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構向け貸出金は、2022年度中間期末200,419百万円(2021年度中間期末293,345百万円)

●個人・中小企業等に対する貸出金残高

(単位:百万円、%)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
総貸出金残高(A)	4,675,069	5,423,078
個人·中小企業等貸出金残高(B)	92,723	85,195
(B)/(A)	1.98	1.57

注:個人・中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5,000万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人です。

● 特定海外債権残高

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
合 計	_	_
資産の総額に対する割合	_	-
国 数	_	_

●リスク管理債権

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	_	_
危険債権	_	_
三月以上延滞債権	_	-
貸出条件緩和債権	_	-
合 計	_	-
正常債権	4,767,274	5,586,088
総計	4,767,274	5,586,088

● 金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円、%)

		2021年度中間期末	2022年度中間期末
	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	_	_
	危険債権	_	-
	要管理債権	_	_
<u></u>	計(A)	_	-
I	常債権	4,767,274	5,586,088
紛	計(B)	4,767,274	5,586,088
7	克債権比率(A)/(B)	_	

証券

● 商品有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	2021年度中間期	2022年度中間期
商品国債	25	28
商品地方債	_	_
商品政府保証債	_	_
その他の商品有価証券	_	_
合 計	25	28

● 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

		2021年度中間期末							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合 計	
国債	12,213,510	13,558,522	1,602,946	4,863,073	5,258,187	12,902,306	_	50,398,546	
地方債	698,715	1,630,427	1,351,544	836,161	1,028,288	_	_	5,545,138	
短期社債	2,442,550	_	_	_	_	_	_	2,442,550	
社 債	907,988	2,498,834	2,082,711	1,297,273	1,064,005	1,270,694	_	9,121,508	
株式	_	_	_	_	_	_	21,278	21,278	
その他の証券	2,768,824	6,299,290	4,070,572	4,085,894	3,925,591	5,505,326	45,855,567	72,511,067	
うち外国債券	2,768,824	6,297,791	4,064,180	3,670,349	3,058,074	4,000,557	_	23,859,779	
うち投資信託	_	_	-	350,827	856,361	1,501,723	45,855,567	48,564,480	
うち外国株式	_	_	_	_	_	_	_	_	
合 計	19,031,589	23,987,075	9,107,775	11,082,403	11,276,073	19,678,326	45,876,845	140,040,090	

								(半位・ログ)]	
		2022年度中間期末							
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7 年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合 計	
国 債	11,253,466	7,459,388	1,856,392	1,551,683	4,290,335	15,588,204	_	41,999,469	
地方債	836,771	1,480,834	1,478,974	903,336	1,007,219	_	_	5,707,137	
短期社債	1,940,967	_	_	_	_	_	_	1,940,967	
社 債	1,152,305	2,434,426	2,311,458	1,134,246	835,442	1,280,297	_	9,148,174	
株式	_	_	_	_	_	_	20,533	20,533	
その他の証券	2,737,658	6,542,209	6,367,672	5,159,775	3,934,563	6,663,396	46,934,502	78,339,779	
うち外国債券	2,737,512	6,539,574	6,351,314	3,783,400	2,841,625	3,671,277	_	25,924,704	
うち投資信託	_	_	_	1,313,716	1,075,136	2,989,819	46,934,502	52,313,175	
うち外国株式	_	_	_	_	_	_	_	-	
合 計	17,921,169	17,916,858	12,014,497	8,749,041	10,067,560	23,531,898	46,955,036	137,156,063	

55

● 有価証券の種類別残高

期末残高 (単位: 百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末			
国内業務部門					
国債	50,398,546	41,999,469			
地方債	5,545,138	5,707,137			
短期社債	2,442,550	1,940,967			
社債	9,121,508	9,148,174			
株式	21,278	20,533			
その他の証券	790,481	2,617,239			
計	68,319,503	61,433,523			
国際業務部門					
その他の証券	71,720,586	75,722,540			
うち外国債券	23,859,779	25,924,704			
うち投資信託	47,858,153	49,794,629			
うち外国株式	_	_			
計	71,720,586	75,722,540			
合 計	140,040,090	137,156,063			

平均残高 (単位: 百万円)

	2021年度中間期	2022年度中間期			
国内業務部門					
国債	50,843,644	47,832,079			
地方債	5,559,541	5,751,842			
短期社債	2,441,525	2,400,194			
社債	9,222,502	9,218,912			
株式	13,800	20,533			
その他の証券	1,375,362	2,061,674			
計	69,456,376	67,285,237			
国際業務部門					
その他の証券	69,757,315	75,350,555			
うち外国債券	23,255,275	26,761,886			
うち投資信託	46,498,945	48,584,691			
うち外国株式	_	_			
計	69,757,315	75,350,555			
合 計	139,213,692	142,635,792			

● 運用状況

(単位:百万円、%)

		2021年度	2021年度中間期末 資産残高 構成比		使中間期末
		資産残高			構成比
預け金等	預け金等		27.18	60,144,667	26.98
コールロ	ーン	2,740,000	1.22	2,360,000	1.05
買現先勘	定	9,704,937	4.32	9,600,701	4.30
債券貸借	取引支払保証金	_	_	454,022	0.20
金銭の信	託	5,652,627	2.52	6,448,317	2.89
有価証券	ŧ	140,040,090	62.46	137,156,063	61.54
	国債	50,398,546	22.48	41,999,469	18.84
	地方債	5,545,138	2.47	5,707,137	2.56
	短期社債	2,442,550	1.08	1,940,967	0.87
社債		9,121,508	4.06	9,148,174	4.10
	株式	21,278	0.00	20,533	0.00
	その他の証券	72,511,067	32.34	78,339,779	35.15
	うち外国債券	23,859,779	10.64	25,924,704	11.63
うち投資	うち投資信託	48,564,480	21.66	52,313,175	23.47
貸出金		4,675,069	2.08	5,423,078	2.43
その他		413,885	0.18	1,270,819	0.57
	合 計	224,180,684	100.00	222,857,671	100.00

注:1「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権です。

● 外国債券の運用状況

通貨別残高 (単位:百万円、%)

	2021年度	要中間期末	2022年度中間期末		
	資産残高 構成比		資産残高	構成比	
日本円	3,769,705	15.79	3,367,478	12.98	
米ドル	15,729,260	65.92	18,220,284	70.28	
ユーロ	3,387,623	3,387,623 14.19 3,218,006	12.41		
その他	973,190 4.07		1,118,934	4.31	
合 計	23,859,779	100.00	25,924,704	100.00	

● 金銭の信託の運用状況

資産別残高 (単位: 百万円、%)

	2021年度	使中間期末	2022年度中間期末		
	資産残高 構成比		資産残高	構成比	
国内株式	2,092,830	39.82	1,898,896	30.95	
国内債券	1,355,327	25.79	1,290,655	21.04	
その他	1,806,779	34.38	2,943,912	47.99	
合 計	5,254,937	100.00	6,133,463	100.00	

诵貨別残高 (単位: 百万円. %)

受けが成ら (半位・日かけ、70)							
	2021年度	使中間期末	2022年度	使中間期末			
	資産残高 構成比		資産残高	構成比			
日本円	5,254,930	99.99	6,133,463	100.00			
米ドル	6	0.00	_	_			
ユーロ	_	_	_	_			
その他	_	_	_	_			
合 計	5,254,937	100.00	6,133,463	100.00			

諸比率

● 総資産経常利益率および資本経常利益率

(単位:%)

	2021年度中間期	2022年度中間期	
総資産経常利益率	0.28	0.18	
資本経常利益率	5.69	4.34	
• WATER TO WATER TO WATER	Lat. / [/ HD at /// // Pr + HD at //	(21100	

注:1 総資産経常利益率=経常利益/[(期首総資産+期末総資産)/2]×100 2 資本経常利益率=経常利益/[(期首純資産+期末純資産)/2]×100 3 総資産経常利益率および資本経常利益率については年率換算しています。

● 総資産中間純利益率および資本中間純利益率

(単位:%)

	2021年度中間期	2022年度中間期
総資産中間純利益率	0.20	0.13
資本中間純利益率	4.10	3.14

注:1 総資産中間純利益率=中間純利益/[(期首総資産+期末総資産)/2]×100 2 資本中間純利益率=中間純利益/[(期首純資産+期末純資産)/2]×100 3 総資産中間純利益率および資本中間純利益率については年率換算しています。

経費率(OHR)

(単位:%)

	2021年度中間期	2022年度中間期
経費率(OHR)	65.09	80.90

注: 経費率(OHR)=経費/業務粗利益×100

●利鞘

(単位:%)

2021年度中間期	2022年度中間期
0.24	0.26
0.02	0.02
0.22	0.24
1.63	1.17
0.41	0.75
1.22	0.42
0.71	0.54
0.09	0.16
0.61	0.37
	0.24 0.02 0.22 1.63 0.41 1.22 0.71 0.09

注:各利回り、利鞘については年率換算しています。

² 投資信託の投資対象は主として外国債券です。プライベートエクイティファンド等を含んでいます。

● 預貸率

(単位:百万円、%)

	2021年度中間期末			2022年度中間期末		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
貸出金(A)	4,649,497	25,571	4,675,069	5,390,578	32,500	5,423,078
貯金(B)	191,597,989	_	191,597,989	193,724,062	_	193,724,062
預貸率(A)/(B)	2.42	_	2.44	2.78	_	2.79
預貸率(期中平均)	2.42	_	2.43	2.55	_	2.57

注: 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。

● 預証率

(単位:百万円、%)

	2021年度中間期末				2022年度中間期末	₹
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
有価証券(A)	68,319,503	71,720,586	140,040,090	61,433,523	75,722,540	137,156,063
貯金(B)	191,597,989	_	191,597,989	193,724,062	_	193,724,062
預証率(A)/(B)	35.65	_	73.09	31.71	_	70.79
預証率(期中平均)	36.26	_	72.67	34.60	_	73.35

注: 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。

その他

● 国債の窓口販売状況

(単位:百万円)

	2021年度中間期	2022年度中間期
長期国債	1,731	19,962
中期国債	0	0
個人向け国債	39,077	217,757
合 計	40,809	237,720

● 内国為替取扱状況

(単位:千件、百万円)

	2021年	度中間期	2022年	度中間期
	件数	件 数 金額		金 額
仕 向(他行あての送金)	19,724	17,496,181	22,727	17,827,088
被仕向(他行からの送金)	69,921	16,690,008	82,660	18,382,582

注:全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱状況を記載しています。

自己資本の 充実の状況 (連結)

規制上の所要自己資本を下回った会社と下回った額の総額	58
自己資本の構成	58
自己資本充実度評価	59
信用リスク	62
信用リスク削減手法	65
派生商品取引·長期決済期間取引	65
証券化エクスポージャー	66
出資、株式等エクスポージャー	67
リスク·ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーの算出方法別の残高および所要自己資本の額	68
金利リスク	68

ゆうちょ銀行

規制上の所要自己資本を下回った会社と下回った額の総額

● その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって 銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己 資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本の構成

● 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	9,293,687	9,383,897
うち資本金及び資本剰余金の額	7,000,000	7,000,000
うち利益剰余金の額	2,294,598	2,385,521
うち自己株式の額(△)	910	1,623
うち社外流出予定額(△)	_	_
うち上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	5,048	3,324
うち為替換算調整勘定	_	_
うち退職給付に係るものの額	5,048	3,324
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_	_
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	274	287
うち一般貸倒引当金コア資本算入額	274	287
うち適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,779	7,908
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,307,790	9,395,417
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34,842	41,658
うちのれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	_
うちのれん及びモーゲージ·サービシング·ライツに係るもの以外の額	34,842	41,658
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
退職給付に係る資産の額	_	_
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_

(単位:百万円、%)

_	-
_	_
_	_
_	_
_	_
_	_
_	_
_	_
34,842	41,658
9,272,947	9,353,759
56,130,282	58,663,307
_	_
_	_
_	_
_	_
2,586,507	2,486,668
_	_
58,716,789	61,149,975
15.79%	15.29%
	9,272,947 56,130,282 2,586,507 - 58,716,789

注: 当行は、自己資本比率の算定に関する外部監査として、「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」(日本公認会計士協会専門業務実 務指針4465)に基づく合意された手続業務を有限責任 あずさ監査法人から受けています。なお、当該業務は連結財務諸表の監査又は財務報告に係る内部統制の監査の一部では ありません。当該業務は自己資本比率そのものや自己資本比率の算定に係る内部管理体制について意見又は結論を表明するものではなく、当行と合意した範囲において手続を 外部監査人が実施し、当行に対しその結果を報告するものです。

自己資本充実度評価

● 連結総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
信用リスクに対する所要自己資本の額(A)	516,475	502,604
標準的手法が適用されるポートフォリオ	494,092	477,098
証券化エクスポージャー	19,167	21,816
CVAリスク相当額	2,823	3,238
中央清算機関関連エクスポージャー	391	450
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに 対する所要自己資本の額 (B)	1,728,736	1,843,928
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額(C)	_	_
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(D)	103,460	99,466
基礎的手法	103,460	99,466
連結総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)+(D)	2,348,671	2,445,999

- 注: 1 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。
- 2 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に4%を乗じた額です。 3 連結総所要自己資本額は、自己資本比率算出上の分母に4%を乗じた額です。

中間期ディスクロージャー誌 2022

● 信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)

(単位:百万円)

現金	(単位:白					
2 わか国の中央政府および中央銀行向け		項 目	リスク・ウェイト			
3 外国の中央政府および中央銀行向け	1	現金	0	0	0	
4 国際決済銀行等向け	2	わが国の中央政府および中央銀行向け	0	0	0	
5 わが国の地方公社団体向け	3	外国の中央政府および中央銀行向け	0~100	7,658	7,073	
6 外田の中央政府等以外の公共部門向け 20~100 8,855 6,144 7 国際開発銀行向け 0~100 0 0 8 地方公共同体金融機構向け 10~20 2,640 2,640 9 わが国の政府関係機関向け 10~20 10,346 9,479 10 地方三公社向け 20 497 494 41 金融機関および第一種金融商品取引業者向け 20~100 81,889 76,634 12 法人等向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75 — — 14 無益機付住宅ローシ 35 — — 15 不動庫取得等事業向け 100 204 204 16 三月上延帯等 50~150 18 3 17 取立未済手形 20 — — 18 信用保証施袋活性化支援機構等による保証付 10 — — 19 技式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 10 — — 20 — — — — 13 (55重算審社資商のエクスポージャー)	4	国際決済銀行等向け	0	_	_	
7 国際開発銀行的け 0~100 0 0 8 地方公共団体金融機構向け 10~20 2,640 2,640 9 わが国の政府関係機関向け 10~20 10,346 9,479 10 地方三公社向け 20 497 494 11 金融機関および第一種金融商品取引業者向け 20~100 81,889 76,634 12 法人等向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75 - - 14 抵当権付住宅ローン 35 - - - 15 不動産取得等事業向け 100 204 204 16 三月以上延滞等 50~150 18 3 17 取立素達手形 20 - - - 18 信用保証協会等による保証付 0~10 - - - 20 (5重要な出資等のエクスポージャー) 100 3,194 3,603 (5 (5型出資等のエクスポージャー) 105 - - 上記以外 (5世出資等のエクスポージャー) 1250 - -	5	わが国の地方公共団体向け	0	0	0	
8 地方公共団体金融機構向け 10~20 2,640 2,640 9 わが国の政府関係機関向け 10~20 10,346 9,479 10 地方三公社向け 20 497 494 11 金融機関および第一種金融商品取引業者向け 20~100 81,889 76,634 12 法人等向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75 - - 14 抵当権付住宅ローン 35 - - 15 不動建取得等事業向け 100 204 204 16 三月以上逐滞等 50~150 18 3 17 取立未済手形 20 - - 18 信用保証協済等による保証付 0~10 - - 19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 10 - - 20 (5セ担資等のエクスポージャー) 1250 - - 20 (5セ担資等のエクスポージャー) 1250 - - 15 一を地資等の上海域開発等による保証付 250 25,535 22,954 15 日が長途時の出	6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	8,855	6,144	
9 わが国の政府関係機関向け 10~20 10,346 9,479 10 地方三公社向け 20 497 494 11 金融機関および第一種金融商品取引業者向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75 - - 13 中小企業等向けおよび個人向け 75 - - 14 抵当権付住宅ローン 35 - - 15 不動産取得等事業向け 100 204 204 16 三月以上延滞等 50~150 18 3 17 取立未済手形 20 - - 18 信用保証協会等による保証付 0~10 - - 19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 10 - - 20 (5出資等のエクスポージャー) 100 3,194 3,603 20 (5出資等のエクスポージャー) 100 3,194 3,603 20 (5地の金融機関等の対象資本等調達手段のおよい部分に係るエクスポージャー) 100~250 44,828 42,162 (6地の金融機関等の対象資本調達手段に該と当なもい部分に係るエクスポージャー) 250 25,535 22,954 21 した他の金融機関等の対象権所の自分の十を超える議決権を保有してしない他の金融機関等によるその他外部工人に関連調達手段に係る五代・セント基準衛生の分のを対し、を受け、のより、のより、のより、のより、のより、のより、のより、のより、のより、のより	7	国際開発銀行向け	0~100	0	0	
10 地方三公柱向け 20 497 494	8	地方公共団体金融機構向け	10~20	2,640	2,640	
11 金融機関的おび第一種金融商品取引業者向け 20~100 81,889 76,634 12 法人等向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75	9	わが国の政府関係機関向け	10~20	10,346	9,479	
12 法人等向け 20~100 279,503 287,176 13 中小企業等向けおよび個人向け 75	10	地方三公社向け	20	497	494	
13 中小企業等向けおよび個人向け	11	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	20~100	81,889	76,634	
14 抵当権付住宅ローン 35 - - 15 不動産取得等事業向け 100 204 204 16 三月以上延滞等 50~150 18 3 17 取立未済手形 20 - - 18 信用保証協会等による保証付 0~10 - - 19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 10 - - 出資等 100~1250 3,194 3,603 (55出資等のエクスポージャー) 100 3,194 3,603 (55出資等のエクスポージャー) 1250 - - 上記以外 100~250 44,828 42,162 (55他の金融機関等の対象資本等調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー) 250 25,535 22,954 以外のものに係るエクスポージャー) (55特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー) 250 10,688 10,728 21 (55数株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五クスポージャー) 150 - - (55上記以外のエクスポージャー) 100 8,605 8,480 証券化 - 19,135 21,792 (55ま下に要件適用分) - - - (55ま下に要件適用分) - - - (55ま下に乗適用分) - -	12	法人等向け	20~100	279,503	287,176	
15 不動産取得等事業向け	13	中小企業等向けおよび個人向け	75	_	_	
16 三月以上経滞等	14	抵当権付住宅ローン	35	_	_	
17 取立未済手形	15	不動産取得等事業向け	100	204	204	
18 信用保証協会等による保証付	16	三月以上延滞等	50~150	18	3	
19 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	17	取立未済手形	20	_	_	
出資等	18	信用保証協会等による保証付	0~10	_	_	
20 (うち出資等のエクスポージャー)	19	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	_	_	
(うち重要な出資のエクスポージャー)		出資等	100~1250	3,194	3,603	
上記以外	20	(うち出資等のエクスポージャー)	100	3,194	3,603	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 株式等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)		(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	_	_	
#式等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) 250 25,535 22,954 21 (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) 250 10,688 10,728 21 (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー) 250 - - (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 150 - - (うち上記以外のエクスポージャー) 100 8,605 8,480 証券化 - 19,135 21,792 (うちまTC要件適用分) - - - - (うちまTC要件適用分) - - - - (うちまTC要件適用分) - 19,135 21,792 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - - - 26 他の金融機関等に係るエクスポージャー - - - - - - <td></td> <td>上記以外</td> <td>100~250</td> <td>44,828</td> <td>42,162</td>		上記以外	100~250	44,828	42,162	
21 エクスポージャー) 250 10,688 10,728 21 (55総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー) 250 - - (55総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 150 - - (55上記以外のエクスポージャー) 100 8,605 8,480 証券化 - 19,135 21,792 (55STC 要件適用分) - - - - (55非STC 要件適用分) - - - - - 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - - -		株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの	250	25,535	22,954	
21 いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) 250 - - (55総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 150 - - (55上記以外のエクスポージャー) 100 8,605 8,480 22 (55STC要件適用分) - 19,135 21,792 23 再証券化 - 19,135 21,792 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -			250	10,688	10,728	
いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) 150 - - (5ち上記以外のエクスポージャー) 100 8,605 8,480 証券化 - 19,135 21,792 (5ちSTC要件適用分) - - - (5ち非STC要件適用分) - 19,135 21,792 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -	21	いる他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に	250	_	-	
証券化 - 19,135 21,792 22 (5ちSTC要件適用分) - - - (5ち非STC要件適用分) - 19,135 21,792 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -		いない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段 のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント	150	_	_	
22 (うちSTC要件適用分) - - - 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -		(うち上記以外のエクスポージャー)	100	8,605	8,480	
(55非STC要件適用分) - 19,135 21,792 23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -		証券化	_	-	-	
23 再証券化 - 31 24 24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -	22	(うちSTC要件適用分)	_	_	_	
24 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー - 1,728,736 1,843,928 25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 - - - 26 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 - - -		(うち非STC要件適用分)	_	19,135	21,792	
25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	23	再証券化	_			
25 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	24	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	1,728,736	1,843,928	
26 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	25	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_	_	_	
合 計 - 2,187,540 2,301,361		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る	_	_	_	
		· 合 計	_	2,187,540	2,301,361	

注:1 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。 2 リスク・ウェイトは、自己資本比率告示で定めるものです。

● 信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)

(単位:百万円)

	項目	(参考) 掛 目 (%)	2021年度 中間期末	2022年度 中間期末
1	任意の時期に無条件で取消可能または自動的に取消可能な コミットメント	0	0	0
2	原契約期間が1年以下のコミットメント	20	142	37
3	短期の貿易関連偶発債務	20	_	_
4	特定の取引に係る偶発債務	50	_	_
4	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	_	_
5	NIFまたはRUF	50	_	_
6	原契約期間が1年超のコミットメント	50	271	315
	信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	15,715	11,990
	(うち借入金の保証)	100	_	_
7	(うち有価証券の保証)	100	_	_
	(うち手形引受)	100	_	_
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	_	_
	(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	12,075	9,870
	買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等(控除後)	_	_	_
8	買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等(控除前)	100	_	_
	控除額(△)	_	_	_
9	先物購入、先渡預金、部分払込株式または部分払込債券	100	_	_
10	有価証券の貸付、現金もしくは有価証券による担保の提供または 有価証券の買戻条件付売却もしくは売戻条件付購入	100	36,443	26,977
	派生商品取引および長期決済期間取引	_	1,882	2,161
	カレント・エクスポージャー方式	_	1,882	
	派生商品取引	_	1,882	
	外為関連取引	_	4,803	
	金利関連取引	_	135	
	金関連取引	_	_	
	株式関連取引	_	_	
11	貴金属(金を除く)関連取引	_	_	
	その他のコモディティ関連取引	_	_	
	クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	_	0	
	一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)	_	3,057	
		_	0	
	SA-CCR	_		2,161
	派生商品取引	_		2,159
	長期決済期間取引	_		2
12	未決済取引	_	_	_
13	証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100	_	_
14	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	_	_	_
	合 計		54,455	41,481

² 掛目は、自己資本比率告示で定めるものです。 3 派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額は、2021年度中間期末は「カレント・エクスポージャー方式」、2022年度中間期末は「SA-CCR」により算出しています。

63

【地域別および業種別、残存期間別エクスポージャー残高等】

● 地域別および業種別、三月以上延滞エクスポージャー額

(単位:百万円)

				2021年度	中間期末		
地域	業種	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計	三月以上延滞
	農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_	_	_
	製造業	93,595	1,794,228	_	1,150	1,888,974	_
	電気・ガス等、情報通信業、運輸業	942,757	3,706,641	_	17,436	4,666,835	_
	卸売業、小売業	120,880	490,788	_	6	611,675	_
	金融·保険業	94,391,758 (367,334)	5,832,270	102,416	57,878	100,384,323 (367,334)	_
国内	建設業、不動産業	130,529	283,999	_	4	414,533	_
	各種サービス業、物品賃貸業	93,589	732,427	_	67,511	893,528	_
	国、地方公共団体	3,760,363	55,992,665	_	35,860	59,788,889	_
	その他	433,854	32,971	_	409,562	876,388	314
	計	99,967,327 (367,334)	68,865,992	102,416	589,411	169,525,148 (367,334)	314
	外国政府·地方公共団体	15,100	8,058,757	_	20	8,073,878	_
国外	外国銀行	3,592,483	4,784,483	154,006	1,133	8,532,107	_
国外	その他	3,570,902	6,168,421	3,183	215	9,742,722	_
	計	7,178,486	19,011,662	157,190	1,369	26,348,709	_
投資係	言託等	5,084,031	48,910,276	_	_	53,994,308	
	合 計	112,229,845 (367,334)	136,787,931	259,607	590,781	249,868,165 (367,334)	314

(単位:百万円)

	(学证:日川口)						
				2022年度	要中間期末		
地域	業種	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計	三月以上延滞
	農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_	_	_
	製造業	125,028	1,543,952	_	737	1,669,718	_
	電気・ガス等、情報通信業、運輸業	946,242	3,765,574	_	15,616	4,727,433	_
	卸売業、小売業	122,831	432,020	_	6	554,858	_
	金融·保険業	67,388,868 (-)	5,613,772	131,020	47,987	73,181,648 (-)	_
国内	建設業、不動産業	129,016	283,368	_	11	412,396	_
	各種サービス業、物品賃貸業	88,603	726,957	_	63,472	879,033	_
	国、地方公共団体	4,496,219	48,571,663	_	35,578	53,103,460	_
	その他	329,723	20,727	_	394,787	745,238	58
	計	73,626,532 (-)	60,958,037	131,020	558,197	135,273,788 (-)	58
	外国政府·地方公共団体	20,100	7,866,852	_	21	7,886,974	_
国外	外国銀行	1,834,053	5,059,878	144,675	809	7,039,416	_
国外	その他	1,475,299	6,572,666	8,998	147	8,057,113	_
	計	3,329,453	19,499,397	153,674	979	22,983,503	_
投資信	言託等	5,956,947	53,367,275	_	_	59,324,223	_
	合 計	82,912,932 (-)	133,824,710	284,695	559,176	217,581,516 (-)	58

- 注: 1 「貸出金・預け金等」は、貸出金、預け金、コールローンおよびデリバティブ以外のオフ・バランス資産などにより構成されています。 ()内は、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への担保の提供(オフ・バランス資産)の別掲です。

 - 「有価証券」は、国債、地方債および社債などにより構成されています。
 - 3「デリバティブ」は、通貨スワップおよび金利スワップなどにより構成されています。
 - 4「三月以上延滞」は、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーの再掲です。
- 5 エクスポージャー額は、個別貨倒引当金控除前かつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。 6 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。

● 残存期間別エクスポージャー額

(単位:百万円)

74 ~ 5088			2021年度中間期末		(羊位・口/川)
残存期間	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計
1年以下	41,576,960 (367,334)	19,092,694	4,430	85,774	60,759,860 (367,334)
1年超3年以下	823,444	23,552,001	42,280	_	24,417,727
3年超5年以下	827,249	8,838,995	199,231	46	9,865,523
5年超7年以下	286,013	10,342,632	10,850	_	10,639,496
7年超10年以下	555,777	9,715,156	2,813	_	10,273,747
10年超	778,626	16,255,604	_	_	17,034,231
期間の定めのないもの	62,297,742	80,568	_	504,960	62,883,271
投資信託等	5,084,031	48,910,276	_	_	53,994,308
合 計	112,229,845 (367,334)	136,787,931	259,607	590,781	249,868,165 (367,334)

(単位:百万円)

残存期間	2022年度中間期末						
7友1子舟1回	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計		
1年以下	12,437,388 (-)	17,705,372	9,120	91,607	30,243,488 (-)		
1年超3年以下	649,229	16,925,005	46,440	_	17,620,675		
3年超5年以下	788,322	11,408,073	141,083	39	12,337,519		
5年超7年以下	255,404	7,036,971	2,725	_	7,295,101		
7年超10年以下	516,614	8,103,187	61,968	_	8,681,769		
10年超	838,460	19,188,331	23,358	_	20,050,149		
期間の定めのないもの	61,470,564	90,493	_	467,530	62,028,588		
投資信託等	5,956,947	53,367,275	-	_	59,324,223		
合 計	82,912,932 (-)	133,824,710	284,695	559,176	217,581,516 (-)		

- 注:1「貸出金・預け金等」は、貸出金、預け金、コールローンおよびデリバティブ以外のオフ・バランス資産などにより構成されています。 ()内は、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への担保の提供(オフ・バランス資産)の別掲です。 2「有価証券」は、国債、地方債および社債などにより構成されています。

 - 3「デリバティブ」は、通貨スワップおよび金利スワップなどにより構成されています。
 - 4 エクスポージャー額は、個別貸倒引当金控除前かつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。
 - 5 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額】

(単位: 百万円)

	2021年度中間期		2022年度中間期	
	期中増減期末残高		期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	△ 5	156	△ 2	169
個別貸倒引当金	_	_	△ 0	_
特定海外債権引当勘定	_	_	_	_

- 注:1 一般貸倒引当金については、地域別および業種別の区分を行っていません。
- 2 金融再生法開示債権である貸出金等に係る貸倒引当金について記載しています。

● 地域別および業種別の個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

地域別

地域別				(単位: 百万円)
	2021年	度中間期	2022年	度中間期
	期中増減	期末残高	期中増減	期末残高
国内	_	_	△ 0	_
国外	_	_	_	_
合 計	_	_	△ 0	_

注: 金融再生法開示債権である貸出金等に係る貸倒引当金について記載しています。

業種別 (単位: 百万円)

	2021年	度中間期	2022年	度中間期
	期中増減	期末残高	期中増減	期末残高
農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_
製造業	_	_	_	_
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	_	_	_	_
卸売業、小売業	_	_	_	_
金融·保険業	_	_	_	_
建設業、不動産業	_	_	_	_
各種サービス業、物品賃貸業	_	_	_	_
国、地方公共団体	_	_	_	_
その他	_	_	△ 0	_
合 計	_	_	△ 0	_

注:金融再生法開示債権である貸出金等に係る貸倒引当金について記載しています。

【業種別の貸出金償却の額】

(単位:百万円)

		(十四・口/기 1/
	2021年度中間期	2022年度中間期
農業、林業、漁業、鉱業	_	_
製造業	_	_
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	_	_
卸売業、小売業	_	-
金融·保険業	_	_
建設業、不動産業	_	_
各種サービス業、物品賃貸業	_	_
国、地方公共団体	_	_
その他	_	0
合 計	_	0

【リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャー額】

(単位:百万円)

リフク・ウェノト	リスク・ウェイト 2021年度中間期末		2022年度	2022年度中間期末	
り入り・フェイト	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし	
0%	128,303,919	32,668,171	117,676,046	7,873,405	
2%	_	474,032	_	499,764	
4%	_	_	_	_	
10%	257,932	3,246,726	212,920	3,029,867	
20%	20,527,330	62,176	17,796,184	61,808	
35%	_	_	_	_	
50%	6,517,253	_	6,958,177	_	
75%	_	_	-	_	
100%	2,068,294	1,651,735	2,119,365	1,591,748	
150%	_	312	-	57	
250%	89,771	272,462	63,958	272,869	
1250%	_	_	-	_	
その他	_	101,071	-	101,117	
投資信託等	_	53,994,308		59,324,223	
合 計	157,764,501	92,470,998	144,826,652	72,754,863	

- 注:1 格付は適格格付機関等が付与しているものに限っています。
- 2 エクスポージャー類は、個別貸倒引当金控除前がつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。3 エクスポージャーの一部に信用リスク削減手法を適用した資産については、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイト区分に計上しています。 なお、2021年度末から担保勘案方法を包括的手法へ変更したことに伴い、適格金融資産担保を勘案した資産はエクスポージャー額自体を削減しています。
- 4「その他」は適格中央清算機関に拠出した清算基金です。
- 5 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。なお、加重平均したリスク・ウェイトは2022年度中間期末77.71% (2021年度中間期末80.04%)です。

信用リスク削減手法

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー額

(単位:百万円、%)

項目	2021年度中間期末		2022年度中間期末	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	エクスポージャー額	構成比	エクスポージャー額	構成比
適格金融資産担保	24,970,322	91.11	29,758,914	92.10
保証およびクレジット・デリバティブ	2,433,604	8.88	2,552,242	7.89
合 計	27,403,926	100.00	32,311,157	100.00

- 注: 1 当行が適格金融資産担保として利用している担保の種類は、現金、自行預金および有価証券です。
 - 2 主要な保証人は、被保証債権よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府などです。
 - 3 クレジット・デリバティブの取引相手は、参照債務よりも低いリスク・ウェイトが適用される金融機関です。
- 4 投資信託等のファンドに含まれるエクスポージャーは含みません。

派生商品取引·長期決済期間取引

● 派生商品取引・長期決済期間取引の実績

(単位:百万円)

項目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
グロスの再構築コストの額	71,231	335,551
グロスのアドオンの額	643,422	
グロスの与信相当額	714,653	1,013,981
外国為替関連取引	601,242	405,371
金利関連取引	113,283	608,277
株式関連取引	_	_
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	92	
長期決済期間取引	34	331
ネッティングによる与信相当額削減額(△)	455,012	
ネットの与信相当額	259,641	
受入担保の額	1,957	145,499
有価証券	1,957	100,568
現金	-	44,931
差入担保の額		1,608,679
有価証券		498,425
現金		1,110,253
ネットの与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案後)	259,641	285,027

- 注:1 与信相当額算出方法は2021年度末より「カレント・エクスポージャー方式」から「SA-CCR」に変更しています。 2 派生商品取引および長期決済期間取引について、与信相当額の算出を要する取引に限って計上しています。 3 投資信託等のファンドに含まれる派生商品取引・長期決済期間取引は含みません。
- 4 グロスの再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
- 4 プロスの行機・スパンの機・スペードロンのパログロになっている。。 5 2021年度中間期末の2中による信用リスク削減効果はリスク・ウェイトで勘案しているため、与信相当額では勘案していません。 6 2021年度中間期末のネッティングによる与信相当額削減額は、グロス再構築コストの合計額とグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額と同じものです。

● クレジット・デリバティブの想定元本

項目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
トータル・リターン・スワップ	40,976	_
プロテクションの購入	40,976	_
55信用リスク削減手法の効果を 勘案するために用いているもの	39,121	_
プロテクションの提供	_	_

注:投資信託等のファンドに含まれるクレジット・デリバティブは含みません。

【当行が投資家である証券化エクスポージャー】

● 証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類 別の内訳(再証券化エクスポージャーの額を除く)

206,852

163,967

3,964

57,417

1,974,516

2,406,718

2021年度中間期末 2022年度中間期末

(単位:百万円)

235,181

174,034

4,673

32,436

2,293,237

2,739,563

•	再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の	
	種類別の内訳	

		(単位・日月日)
原資産の種類	2021年度中間期末	2022年度中間期末
住宅ローン債権	797	604
オートローン債権	_	_
リース料債権	_	_
売掛債権	_	_
法人向けローン債権	_	_
その他	_	_
스 計	707	604

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
 - 2 投資信託等のファンドに含まれる再証券化エクスポージャーは含みません。

注:1 オフ・バランス取引はありません。

原資産の種類

住宅ローン債権

リース料債権

売掛債権

その他

オートローン債権

法人向けローン債権

合 計

2 投資信託等のファンドに含まれる証券化エクスポージャーは含みません。

● 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト別の残高および所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーの額を除く)

(単位:百万円)

(十座 : 口/)				
リフク・ウーノト	2021年	度中間期末	2022年度中間期末	
リスク・ウェイト	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額
15%以上20%以下	2,406,718	19,135	2,739,563	21,792
20%超45%以下	_	_	_	_
45%超70%以下	_	_	_	_
70%超140%以下	_	_	_	_
140%超225%以下	_	_	_	_
225%超420%以下	_	_	_	_
420%超1250%未満	_	_	_	_
1250%	_	_	_	_
合 計	2,406,718	19,135	2,739,563	21,792

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
- 2 投資信託等のファンドに含まれる証券化エクスポージャーは含みません。
- 3 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

● 再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト別の残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

(羊座・ログル)					
リスク・ウェイト	2021年度	度中間期末	2022年度中間期末		
929.9111	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額	
100%	797	31	604	24	
100%超1250%未満	_	_	_	_	
1250%	_	_	_	_	
合 計	797	31	604	24	

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
- 2 投資信託等のファンドに含まれる再証券化エクスポージャーは含みません。
- 3 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用はありません。 4 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

出資、株式等エクスポージャー

● 中間連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2021年度	建中間期末	2022年度中間期末	
	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	中間連結貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー(注1)	_	_	_	_
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等または株式等エクスポージャー(注2)	32,204		34,071	
合 計	32,204		34,071	

- 注:1 時価のある株式について記載しています。
- 2 市場価格のない株式について記載しています。
- 3 投資信託等のファンドに含まれるエクスポージャーは含みません。以下、同じです。

● 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		2021年度中間期	2022年度中間期
損益		△ 757	△ 1,570
	売却益	_	_
	売却損	_	_
	償却	757	1,570

注:中間連結損益計算書における株式等損益について記載しています。

● 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間 連結損益計算書で認識されない評価損益の額	_	_

注: 時価のある株式について記載しています。

● 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
中間連結貸借対照表および中間連結損益計算 書で認識されない評価損益の額	_	_

注: 時価のある関連会社の株式について記載しています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーの算出方法別の残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

		2021年度中間期末		2022年度中間期末	
算出方式	リスク・ウェイト	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額
ルック・スルー方式	_	53,830,986	1,699,596	59,061,149	1,805,531
マンデート方式	_	_	_	_	_
蓋然性方式	250%	113,379	11,337	219,485	21,948
	400%	21,087	3,373	15,722	2,515
フォールバック方式	1250%	28,856	14,428	27,865	13,932
合 計		53,994,308	1,728,736	59,324,223	1,843,928

- 注:1 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。
- 2 リスク・ウェイトは、自己資本比率告示で定めるものです。 3 ルック・スルー方式とは、自己資本比率告示第76条の5第2項に規定されるものです。
- 4 マンデート方式とは、自己資本比率告示第76条の5第6項に規定されるものです。
- 5 蓋然性方式とは、自己資本比率告示第76条の5第9項に規定されるものです。
- 6 フォールバック方式とは、自己資本比率告示第76条の5第10項に規定されるものです。

金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		イ		八	=
項番		Δ ΕVΕ		ΔNII	
		2022年度中間期末	2021年度中間期末	2022年度中間期末	2021年度中間期末
1	上方パラレルシフト	918,544	950,757	233,331	356,826
2	下方パラレルシフト	975,978	1,445,904	6,499	44,744
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	975,978	1,445,904	233,331	356,826
		· 木		^	
		2022年度	使中間期末	2021年度	中間期末
8	自己資本の額	9,353,759		9,272,947	

- 注:1 経済価値及び金利収益が減少する方向をプラスで表記しています。
- 2 ΔEVE、ΔNII算出の主な前提は、以下のとおりです。
- ALVE、AMISHALO-CARIBLEA、A FOCUSOLEY。
 ・流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金(いわゆるコア預金)については、内部モデルにより残高の推計と期日への振分けを行っています。なお、金利改定の平均満期は3.1年、最長の金利改定満期は10年です。
 ・定額貯金については、内部モデルを用いて推定した将来キャッシュ・フローによる計測を行っています。
 ・複数の通貨の集計は、ΔΕVEでは円、ドル、ユーロ、ボンド、豪ドルについては通貨ごとに算出されたΔΕVEを各々異通貨間の相関を加味して集計しており、その他の通貨につい
- ては通貨ごとに算出された Δ EVEのうち正となる通貨のみ単純合算して算出しています。 Δ NIIでは通貨ごとに計測した Δ NIIを単純合算しています。
- ・スプレッド水準を割引金利やキャッシュ・フローに含めています。
- 3 計測した金利リスクに対し、自己資本の余裕を十分に確保していることを確認しています。 4 重要性テストの適用については、当局が定めた「主要行等向けの総合的な監督指針」において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、(重要性テストに該当する場合の)監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。」とされています。
- 5 金利リスクについては、連結対象子会社の対象資産等は僅少であり、ゆうちょ銀行単体の計数を記載しています。

自己資本の充実の状況 (単体)

自己資本の構成	70
自己資本充実度評価	71
信用リスク	74
信用リスク削減手法	77
派生商品取引·長期決済期間取引	77
証券化エクスポージャー	78
出資、株式等エクスポージャー	79
リスク·ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーの算出方法別の残高および所要自己資本の額	80
金利リスク	80

自己資本の構成

● 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	9,292,214	9,379,537
うち資本金及び資本剰余金の額	7,000,000	7,000,000
うち利益剰余金の額	2,293,125	2,381,161
うち自己株式の額(△)	910	1,623
うち社外流出予定額(△)	_	-
うち上記以外に該当するものの額	_	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	273	285
うち一般貸倒引当金コア資本算入額	273	285
うち適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,292,488	9,379,823
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34,631	41,333
うちのれんに係るものの額	_	-
うちのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34,631	41,333
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	-
適格引当金不足額	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	-
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34,631	41,333

(単位:百万円、%)

自己資本					
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,257,857	9,338,489			
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額	56,122,440	58,701,899			
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	_			
うち他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_			
うち上記以外に該当するものの額	_	_			
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	_	_			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	2,586,492	2,486,012			
信用リスク・アセット調整額	_	_			
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_			
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	58,708,933	61,187,912			
自己資本比率					
自己資本比率((八)/(二))	15.76%	15.26%			

注: 当行は、自己資本比率の算定に関する外部監査として、「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」(日本公認会計士協会専門業務実務指針4465)に基づく合意された手続業務を有限責任 あずさ監査法人から受けています。なお、当該業務は財務諸表の監査又は財務報告に係る内部統制の監査の一部ではありません。当該業務は自己資本比率そのものや自己資本比率の算定に係る内部管理体制について意見又は結論を表明するものではなく、当行と合意した範囲において手続を外部 監査人が実施し、当行に対しその結果を報告するものです。

自己資本充実度評価

● 単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
信用リスクに対する所要自己資本の額 (A)	514,214	499,892
標準的手法が適用されるポートフォリオ	491,831	474,387
証券化エクスポージャー	19,167	21,816
CVAリスク相当額	2,823	3,238
中央清算機関関連エクスポージャー	391	450
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに 対する所要自己資本の額 (B)	1,730,683	1,848,183
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額(C)	_	_
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(D)	103,459	99,440
基礎的手法	103,459	99,440
単体総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)+(D)	2,348,357	2,447,516

- 注:1 信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。
 2 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に4%を乗じた額です。
 3 単体総所要自己資本額は、自己資本比率算出上の分母に4%を乗じた額です。

ゆうちょ銀行 中間期ディスクロージャー誌 2022

● 信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)

(単位:百万円)

	(単位:百万円) 					
	項 目	(参考) リスク・ウェイト (%)	2021年度 中間期末	2022年度 中間期末		
1	現金	0	0	0		
2	わが国の中央政府および中央銀行向け	0	0	0		
3	外国の中央政府および中央銀行向け	0~100	7,658	7,073		
4	国際決済銀行等向け	0	_	_		
5	わが国の地方公共団体向け	0	0	0		
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	8,855	6,144		
7	国際開発銀行向け	0~100	0	0		
8	地方公共団体金融機構向け	10~20	2,640	2,640		
9	わが国の政府関係機関向け	10~20	10,346	9,479		
10	地方三公社向け	20	497	494		
11	金融機関および第一種金融商品取引業者向け	20~100	81,827	76,619		
12	法人等向け	20~100	279,485	287,174		
13	中小企業等向けおよび個人向け	75	_	_		
14	抵当権付住宅ローン	35	_	_		
15	不動産取得等事業向け	100	204	204		
16	三月以上延滞等	50~150	0	0		
17	取立未済手形	20	_	_		
18	信用保証協会等による保証付	0~10	_	_		
19	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	_	_		
	 出資等	100~1250	843	813		
20	(うち出資等のエクスポージャー)	100	843	813		
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	_	_		
	上記以外	100~250	45,017	42,262		
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250	25,535	22,954		
	(ラѢ特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー)	250	10,886	10,839		
21	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	_	_		
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	150	_	_		
	(うち上記以外のエクスポージャー)	100	8,595	8,468		
	証券化	_	19,135	21,792		
22	(うちSTC要件適用分)	_	_	_		
	(うち非STC要件適用分)	_	19,135	21,792		
23	再証券化	_	31	24		
24	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	1,730,683	1,848,183		
25	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_		_		
26	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	_	_	_		
	合 計	_	2,187,226	2,302,904		

注:1 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。 2 リスク・ウェイトは、自己資本比率告示で定めるものです。

● 信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)

(単位:百万円)

	項目	(参考) 掛 目 (%)	2021年度 中間期末	2022年度 中間期末
1	任意の時期に無条件で取消可能または自動的に取消可能な コミットメント	0	0	0
2	原契約期間が1年以下のコミットメント	20	142	37
3	短期の貿易関連偶発債務	20	_	_
4	特定の取引に係る偶発債務	50	_	_
4	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	_	_
5	NIFまたはRUF	50	_	_
6	原契約期間が1年超のコミットメント	50	271	315
	信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	15,715	11,990
	(うち借入金の保証)	100	_	_
7	(うち有価証券の保証)	100	_	_
7	(うち手形引受)	100	_	_
	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	_	_
	(ラҕクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	12,075	9,870
	買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等(控除後)	_	_	_
8	買戻条件付資産売却または求償権付資産売却等(控除前)	100	_	_
	控除額(△)	_	_	_
9	先物購入、先渡預金、部分払込株式または部分払込債券	100	_	_
10	有価証券の貸付、現金もしくは有価証券による担保の提供または 有価証券の買戻条件付売却もしくは売戻条件付購入	100	36,443	26,977
	派生商品取引および長期決済期間取引		1,882	2,161
	カレント・エクスポージャー方式	_	1,882	
	派生商品取引	_	1,882	
	外為関連取引	_	4,803	
	金利関連取引	_	135	
	金関連取引	_	_	
	株式関連取引	_	_	
11	貴金属(金を除く)関連取引	_	_	
	その他のコモディティ関連取引	_	_	
	クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	_	0	
	一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△)	_	3,057	
	長期決済期間取引	_	0	
	SA-CCR 派生商品取引			2,161
				2,159
	長期決済期間取引			2
12	未決済取引	_	_	_
13	証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・ アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0~100	_	_
14	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	_	_	_
	合 計		54,455	41,481

² 掛目は、自己資本比率告示で定めるものです。 3 派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額は、2021年度中間期末は「カレント・エクスポージャー方式」、2022年度中間期末は「SA-CCR」により算出しています。

75

【地域別および業種別、残存期間別エクスポージャー残高等】

● 地域別および業種別、三月以上延滞エクスポージャー額

(単位:百万円)

				2021年度	中間期末		
地域	業種	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計	三月以上延滞
	農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_	_	_
	製造業	93,595	1,794,228	_	1,150	1,888,974	_
	電気・ガス等、情報通信業、運輸業	942,757	3,706,641	_	17,430	4,666,828	_
	卸売業、小売業	120,880	490,788	_	6	611,675	_
国内	金融·保険業	94,384,018 (367,334)	5,833,142	102,416	57,909	100,377,487 (367,334)	_
	建設業、不動産業	130,529	283,999	_	4	414,533	_
	各種サービス業、物品賃貸業	93,589	733,810	_	67,549	894,949	_
	国、地方公共団体	3,760,363	55,992,665	_	35,851	59,788,880	_
	その他	433,854	18,005	_	411,003	862,862	1
	計	99,959,588 (367,334)	68,853,280	102,416	590,905	169,506,191 (367,334)	1
	外国政府·地方公共団体	15,100	8,058,757	_	20	8,073,878	_
EN	外国銀行	3,592,483	4,784,483	154,006	1,133	8,532,107	_
国外	その他	3,570,902	6,121,842	3,183	192	9,696,120	_
	計	7,178,486	18,965,083	157,190	1,346	26,302,107	_
投資信	話等	5,084,031	48,959,316	_		54,043,348	
	合 計	112,222,106 (367,334)	136,777,681	259,607	592,251	249,851,646 (367,334)	1

(単位:百万円)

		2022年度中間期末						
地域	業種	(D) 1 . A . TT A . TT			10	合計	三月以上延滞	
		貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	н п		
	農業、林業、漁業、鉱業	_	_	_	_	_	_	
	製造業	125,028	1,543,952	_	737	1,669,718	_	
	電気・ガス等、情報通信業、運輸業	946,242	3,765,574	_	15,611	4,727,428	_	
	卸売業、小売業	122,831	432,020	_	6	554,858	_	
	金融・保険業	67,387,004	5,616,615	131,020	48,072	73,182,712	_	
国内		(-)				(-)		
	建設業、不動産業	129,016	283,368	_	11	412,396	_	
	各種サービス業、物品賃貸業	88,603	726,381	_	63,472	878,457	_	
	国、地方公共団体	4,496,219	48,571,663	_	35,564	53,103,446	-	
	その他	329,723	_	_	395,606	725,329	1	
	計	73,624,668	60,939,577	131,020	559,082	135,254,348	1	
		(-)				(-)		
	外国政府·地方公共団体	20,100	7,866,852	_	21	7,886,974	_	
国外	外国銀行	1,834,053	5,059,878	144,675	809	7,039,416	_	
国外	その他	1,475,299	6,521,168	8,998	147	8,005,615	_	
	計	3,329,453	19,447,898	153,674	979	22,932,005	_	
投資信	 三託等	5,956,947	53,441,295	_	_	59,398,243	_	
		82,911,068	133,828,771	284,695	560,061	217,584,597	1	
		(-)				(-)		

- 注: 1 「貸出金・預け金等」は、貸出金、預け金、コールローンおよびデリバティブ以外のオフ・バランス資産などにより構成されています。 ()内は、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への担保の提供(オフ・バランス資産)の別掲です。
 - 「有価証券」は、国債、地方債および社債などにより構成されています。
- 3「デリバティブ」は、通貨スワップおよび金利スワップなどにより構成されています。
- 4「三月以上延滞」は、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーの再掲です。
- 5 エクスポージャー額は、個別貸倒引当金控除前かつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。
- 6 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。

● 残存期間別エクスポージャー額

(単位:百万円)

					(十位:口/기)/		
定与 4088	2021年度中間期末						
残存期間	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計		
1年以下	41,576,960 (367,334)	19,092,694	4,430	85,843	60,759,929 (367,334)		
1年超3年以下	823,444	23,552,001	42,280	_	24,417,727		
3年超5年以下	827,249	8,838,995	199,231	46	9,865,523		
5年超7年以下	286,013	10,342,632	10,850	_	10,639,496		
7年超10年以下	555,777	9,715,156	2,813	_	10,273,747		
10年超	778,626	16,255,604	_	_	17,034,231		
期間の定めのないもの	62,290,003	21,278	_	506,361	62,817,643		
投資信託等	5,084,031	48,959,316	_	_	54,043,348		
合 計	112,222,106 (367,334)	136,777,681	259,607	592,251	249,851,646 (367,334)		

(単位:百万円)

建左 抑服	2022年度中間期末						
残存期間	貸出金・預け金等	有価証券	デリバティブ	その他	合 計		
1年以下	12,437,388 (-)	17,705,372	9,120	91,691	30,243,573 (-)		
1年超3年以下	649,229	16,925,005	46,440	_	17,620,675		
3年超5年以下	788,322	11,408,073	141,083	39	12,337,519		
5年超7年以下	255,404	7,036,971	2,725	_	7,295,101		
7年超10年以下	516,614	8,103,187	61,968	_	8,681,769		
10年超	838,460	19,188,331	23,358	-	20,050,149		
期間の定めのないもの	61,468,700	20,533	_	468,330	61,957,565		
投資信託等	5,956,947	53,441,295	_	_	59,398,243		
合 計	82,911,068 (-)	133,828,771	284,695	560,061	217,584,597 (-)		

- 注:1「貸出金·預け金等」は、貸出金、預け金、コールローンおよびデリバティブ以外のオフ・バランス資産などにより構成されています。 ()内は、(独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構への担保の提供(オフ・バランス資産)の別掲です。
- 2「有価証券」は、国債、地方債および社債などにより構成されています。
- 3 「デリバティブ」は、通貨スワップおよび金利スワップなどにより構成されています。 4 エクスポージャー額は、個別貸倒引当金控除前かつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。
- 5 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額】

(単位: 百万円)

	2021年	度中間期	2022年度中間期		
	期中増減	期末残高	期中増減	期末残高	
一般貸倒引当金	△ 5	155	△ 3	167	
個別貸倒引当金	_	_	_	_	
特定海外債権引当勘定	_	_	_	_	

注:1 一般貸倒引当金については、地域別および業種別の区分を行っていません。なお、一般貸倒引当金のみ計上しているので、地域別および業種別の区分の開示を行いません。 2 金融再生法開示債権である貸出金等に係る貸倒引当金について記載していることから、P41「貸倒引当金の期末残高および期中増減額」の金額とは一致しません。

【業種別の貸出金償却の額】

貸出金償却はありません。

ゆうちょ銀行 中間期ディスクロージャー誌 2022

【リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャー額】

(単位:百万円)

リフク・ウェノト	2021年度	中間期末	2022年度	使中間期末
リスク・ウェイト	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	128,303,910	32,668,171	117,676,032	7,873,405
2%	_	474,032	_	499,764
4%	_	_	-	_
10%	257,932	3,246,726	212,920	3,029,867
20%	20,519,591	62,176	17,794,320	61,808
35%	_	_	_	_
50%	6,517,246	_	6,958,172	_
75%	_	_	-	_
100%	2,068,294	1,592,255	2,119,365	1,521,637
150%	_	_	-	_
250%	89,771	274,450	63,958	273,982
1250%	_	_	-	_
その他	_	101,071	_	101,117
投資信託等	_	54,043,348	-	59,398,243
合 計	157,756,746	92,462,233	144,824,769	72,759,827

信用リスク削減手法

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー額

(単位:百万円、%)

項目	2021年度	中間期末	2022年度	使中間期末
- 現 日 -	エクスポージャー額	構成比	エクスポージャー額	構成比
適格金融資産担保	24,970,322	91.11	29,758,914	92.10
保証およびクレジット・デリバティブ	2,433,604	8.88	2,552,242	7.89
合 計	27,403,926	100.00	32,311,157	100.00

注: 1 当行が適格金融資産担保として利用している担保の種類は、現金、自行預金および有価証券です。

派生商品取引·長期決済期間取引

● 派生商品取引・長期決済期間取引の実績

(単位:百万円)

項目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
グロスの再構築コストの額	71,231	335,551
グロスのアドオンの額	643,422	
グロスの与信相当額	714,653	1,013,981
外国為替関連取引	601,242	405,371
金利関連取引	113,283	608,277
株式関連取引	_	_
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	92	_
長期決済期間取引	34	331
ネッティングによる与信相当額削減額(△)	455,012	
ネットの与信相当額	259,641	
受入担保の額	1,957	145,499
有価証券	1,957	100,568
現金	_	44,931
差入担保の額		1,608,679
有価証券		498,425
現金		1,110,253
ネットの与信相当額 (担保による信用リスク削減効果勘案後)	259,641	285,027

注:1 与信相当額算出方法は2021年度末より「カレント・エクスポージャー方式」から「SA-CCR」に変更しています。 2 派生商品取引および長期決済期間取引について、与信相当額の算出を要する取引に限って計上しています。 3 投資信託等のファンドに含まれる派生商品取引・長期決済期間取引は含みません。

- 4 グロスの再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
- 4 プロスの行機・スパンの機・スペードロンのいていたりことがあり。 5 2021年度中間期末の投保による信用リスク削減効果はリスク・ウェイトで勘案しているため、与信相当額では勘案していません。 6 2021年度中間期末のネッティングによる与信相当額削減額は、グロス再構築コストの合計額とグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク 削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額と同じものです。

● クレジット・デリバティブの想定元本

(単位:百万円)

項 目	2021年度中間期末	2022年度中間期末
トータル・リターン・スワップ	40,976	_
プロテクションの購入	40,976	_
うち信用リスク削減手法の効果を 勘案するために用いているもの	39,121	_
プロテクションの提供	_	_

注:投資信託等のファンドに含まれるクレジット・デリバティブは含みません。

注:1 格付は適格格付機関等が付与しているものに限っています。 2 エクスポージャー額は、個別貸倒引当金控除前かつ信用リスク削減手法適用後の残高を記載しています。

³ エクスポージャーの一部に信用リスク削減手法を適用した資産については、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイト区分に計上しています。

なお、2021年度末から担保勘案方法を包括的手法へ変更したことに伴い、適格金融資産担保を勘案した資産はエクスポージャー額自体を削減しています。

^{4「}その他」は適格中央清算機関に拠出した清算基金です。

⁵ 投資信託等のファンドについては「投資信託等」に計上しています。なお、加重平均したリスク・ウェイトは2022年度中間期末77.79%(2021年度中間期末80.06%)です。

² 主要な保証人は、被保証債権よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府などです。

³ クレジット・デリバティブの取引相手は、参照債務よりも低いリスク・ウェイトが適用される金融機関です。

⁴ 投資信託等のファンドに含まれるエクスポージャーは含みません。

証券化エクスポージャー

【当行が投資家である証券化エクスポージャー】

● 証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類 別の内訳(再証券化エクスポージャーの額を除く)

		(単位:百万円)
原資産の種類	2021年度中間期末	2022年度中間期末
住宅ローン債権	206,852	235,181
オートローン債権	163,967	174,034
リース料債権	3,964	4,673
売掛債権	57,417	32,436
法人向けローン債権	1,974,516	2,293,237
その他	_	_
合 計	2,406,718	2,739,563

注:1 オフ・バランス取引はありません。

2 投資信託等のファンドに含まれる証券化エクスポージャーは含みません。

● 再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の 種類別の内訳

		(单位:日月日)
原資産の種類	2021年度中間期末	2022年度中間期末
住宅ローン債権	797	604
オートローン債権	_	_
リース料債権	_	_
売掛債権	_	_
法人向けローン債権	_	_
その他	_	_
合 計	797	604

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
- 2 投資信託等のファンドに含まれる再証券化エクスポージャーは含みません。

● 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト別の残高および所要自己資本の額 (再証券化エクスポージャーの額を除く)

(単位:百万円)

(十座・口//)					
リスク・ウーノト	2021年	2021年度中間期末		2022年度中間期末	
リスク・ウェイト	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額	
15%以上20%以下	2,406,718	19,135	2,739,563	21,792	
20%超45%以下	_	_	_	_	
45%超70%以下	_	_	_	_	
70%超140%以下	_	_	_	_	
140%超225%以下	_	_	_	_	
225%超420%以下	_	_	_	_	
420%超1250%未満	_	_	_	_	
1250%	_	_	_	_	
合 計	2,406,718	19,135	2,739,563	21,792	

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
- 2 投資信託等のファンドに含まれる証券化エクスポージャーは含みません。
- 3 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

● 再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト別の残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

				(丰位・口/川 川
U2 4 4 - 4	2021年度	度中間期末	2022年度中間期末	
リスク・ウェイト	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額
100%	797	31	604	24
100%超1250%未満	_	_	_	_
1250%	_	_	_	_
合 計	797	31	604	24

- 注:1 オフ・バランス取引はありません。
- 2 投資信託等のファンドに含まれる再証券化エクスポージャーは含みません。 3 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用はありません。 4 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。

出資、株式等エクスポージャー

● 中間貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2021年度	中間期末	2022年度中間期末	
	中間貸借対照表計上額	時 価	中間貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー(注1)	_	_	_	_
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等または株式等エクスポージャー(注2)	21,076		20,331	
合 計	21,076		20,331	

- 注:1 時価のある株式について記載しています。
- 2 市場価格のない株式について記載しています。
- 3 投資信託等のファンドに含まれるエクスポージャーは含みません。以下、同じです。

● 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		2021年度中間期	2022年度中間期
損益		_	_
	売却益	_	_
	売却損	_	_
	償却	_	_

注:中間損益計算書における株式等損益について記載しています。

● 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	_	_

注: 時価のある株式について記載しています。

●中間貸借対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2021年度中間期末	2022年度中間期末
中間貸借対照表および中間損益計算書で認 識されない評価損益の額	_	_

注: 時価のある子会社・関連会社の株式について記載しています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーの算出方法別の残高および所要自己資本の額

(単位:百万円)

算出方式	リスク・ウェイト	2021年度中間期末		2022年度中間期末	
异山刀八	り入り・フェイト	残 高	所要自己資本の額	残 高	所要自己資本の額
ルック・スルー方式	_	53,880,025	1,701,543	59,110,169	1,807,286
マンデート方式	_	_	_	_	_
蓋然性方式	250%	113,379	11,337	244,485	24,448
益然任力式	400%	21,087	3,373	15,722	2,515
フォールバック方式	1250%	28,856	14,428	27,865	13,932
合 計		54,043,348	1,730,683	59,398,243	1,848,183

- 注:1 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額です。
- 2 リスク・ウェイトは、自己資本比率告示で定めるものです。
- 3 ルック・スルー方式とは、自己資本比率告示第76条の5第2項に規定されるものです。 4 マンデート方式とは、自己資本比率告示第76条の5第6項に規定されるものです。 5 蓋然性方式とは、自己資本比率告示第76条の5第9項に規定されるものです。

- 6 フォールバック方式とは、自己資本比率告示第76条の5第10項に規定されるものです。

金利リスク

(単位:百万円)

IRRBB1:	IRRBB1:金利リスク						
		1		八	Ξ		
項番		ΔΕ	VE	ΔΙ	III		
		2022年度中間期末	2021年度中間期末	2022年度中間期末	2021年度中間期末		
1	上方パラレルシフト	918,544	950,757	233,331	356,826		
2	下方パラレルシフト	975,978	1,445,904	6,499	44,744		
3	スティープ化						
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下						
7	最大値	975,978	1,445,904	233,331	356,826		
				^	\		
				2021年度	中間期末		
8	自己資本の額	9,338,489		9,257	7,857		

- 注:1 経済価値及び金利収益が減少する方向をプラスで表記しています。
- 2 AEVE、ANII算出の主な前提は、以下のとおりです。
- ・流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金(いわゆるコア預金)については、内部モデルにより残高の推計と期日への振分けを行っています。なお、 金利改定の平均満期は3.1年、最長の金利改定満期は10年です。
- ・複数の通貨の集計は、AEVEでは円、ドル、ユーロ、ボンド、豪ドルについては通貨ごとに算出されたAEVEを各々異通貨間の相関を加味して集計しており、その他の通貨については、AEVEでは円、ドル、ユーロ、ボンド、豪ドルについては通貨ごとに算出されたAEVEを各々異通貨間の相関を加味して集計しており、その他の通貨につい ては通貨ごとに算出された Δ EVEのうち正となる通貨のみ単純合算して算出しています。 Δ NIIでは通貨ごとに計測した Δ NIIを単純合算しています。
- スプレッド水準を割引金利やキャッシュ・フローに含めています。
- 3 計測した金利リスクに対し、自己資本の余裕を十分に確保していることを確認しています。
- 4 重要性テストの適用については、当局が定めた「主要行等向けの総合的な監督指針」において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務 付けられているため、(重要性テストに該当する場合の)監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。」とされています。

開示項目一覧

24. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況

行の	概況および組織に関する次に掲げる事項	
1.	寺株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
	(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	
	(2) 各株主の持株数	
	(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	
行の	主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
2. <u>ī</u>	直近の中間事業年度における事業の概況	1
3. <u>ī</u>	直近の三中間事業年度および二事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	(1) 経常収益 (2) (7) (7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
	(2) 経常利益または経常損失	
	(3) 中間純利益もしくは中間純損失または当期純利益もしくは当期純損失	
	(4) 資本金および発行済株式の総数 (5) 純資産額	
	(6) 総資産額	
	(7) 預金残高	
	(8)貸出金残高	
	(9)有価証券残高	
	(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(34に規定する単体レバレッジ比率を除く。))	
	(11)従業員数	
4. ī	直近の二中間事業年度における業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益	
_	を除く。)	
j. <u>Ī</u>	直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの	
	(1) 資金運用収支	
	(2) 役務取引等収支	
	(3)特定取引収支	
	(4) その他業務収支	
. <u>l</u>	直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定ならびに資金調達勘定の	
	(1) 平均残高 (2) 利息	
	(2) 利息 (3) 利回り	
	(4) 資金利ざや	
ī	(47) 真型がこと 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの受取利息および支払利息の増減	45
-	直近の二十間事業年度における総資産経常利益率および資本経常利益率	
	直近の二中間事業年度における総資産中間純利益率および資本中間純利益率	
-	直近の二中間事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の	
3	平均残高	
. Ī	直近の二中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	
. Ī	直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	
. Ī	直近の二中間事業年度における固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	
. <u>Ī</u>	直近の二中間事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証および信用の区分)の貸出金残高および支払承諾見返額	
-	直近の二中間事業年度における使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出金残高	
-	直近の二中間事業年度における業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	
-	直近の二中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	
-	直近の二中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	
-	直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値および期中平均値 まだの三十間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値および期中平均値	
	直近の二中間事業年度における商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分)の	
-	平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。) またの一中間事業を再に対けるも毎記業の経験別(関係、地方係、短期性係、社様、地学、内閣係業科とび内閣地学をの研究の区へ)の	
	直近の二中間事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分)の まな期間別の残富	
-	桟存期間別の残高 直近の二中間事業年度における国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、	
	自近の一中间事業中度にのける国内未務的11のより国际未務的11の区方で200行1111組織分の種類が1、国債、地方債、短期任債、任債、休式、 外国債券および外国株式その他の証券の区分)の平均残高	
-	↑国順券のより↑Y国体式での他の証券の区ガ)の平均残高 直近の二中間事業年度における国内業務部門ならびに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値および期中平均値	

ゆうちょ銀行

25	. 中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	29~35
26	. 次に掲げるものの額および(1)から(4)までに掲げるものの合計額	
	(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
	(2) 危険債権	52
	(3) 三月以上延滞債権	52
	(4) 貸出条件緩和債権	52
	(5)正常債権	52
27	. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	70~80
28	. 有価証券に関する次に掲げる事項	
	(1) 取得価額または契約価額	35~36
	〔2)時価	35~36
	(3)評価損益	35~36
29	. 金銭の信託に関する次に掲げる事項	
	(1) 取得価額または契約価額	37
	(2) 時価	37
	(3)評価損益	37
30	. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
	(1) 取得価額または契約価額	38~39
	〔2)時価	38~39
	(3)評価損益	38~39
31	. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	41
32	. 貸出金償却の額	41
33	. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき	
	公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	29
34	. 単体自己資本比率および単体レバレッジ比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率(単体自己資本比率を	
	除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	71

2銀行法施行規則第19条の3(連結)

銀行の直近の二中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

3/-+\ -1/2	
行およびその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	1~8
2. 直近の三中間連結会計年度および二連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益またはこれに相当するもの	12
(2) 経常利益もしくは経常損失またはこれらに相当するもの	12
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益もしくは親会社株主に帰属する中間純損失または親会社株主に帰属する当期純利益もしくは	
親会社株主に帰属する当期純損失	12
(4)包括利益	12
(5) 純資産額	12
(6) 総資産額	12
(7)連結自己資本比率	12
発行およびその子会社等の直近の二中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書(これらに類する事項を含む。5において同じ。) 2. 次に掲げるものの額および(1)から(4)までに掲げるものの合計額	13~25
(1)破産更生債権およびこれらに準ずる債権	26
(2) 危険債権	26
(3)三月以上延滞債権	26
(4) 貸出条件緩和債権	26
(4) 貝山木叶板仰見惟 (5) 正常債権	26
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	58~68
3. 自己資本の元夫の状況について並続が、民日が別にためる事項 4. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するヤグメント情報またはこれに相当するもの	26
4. 建船が防調なが、対象に対している。 5. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に	
3. 軟门が中间建和負債利需表、中间建和負益計算者のあり中间建和株主負率等を割計算者について金融間の取り広第193米の2の就足に基づき公認会計十または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	1.
	13
6. 連結自己資本比率および連結レバレッジ比率(法第14条の2第2号に規定する基準に係る算式により得られる比率(連結自己資本比率を	-
除く。))の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	59

3 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	52
2. 危険債権	52
3. 要管理債権	52
1. 正常債権 	52

4 平成26年金融庁告示第7号第11条(単体・自己資本の充実の状況)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第11号により作成)	70-	~	7
--------------------------------	-----	---	---

定量的な開示事項

重りる用小争場 己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1.信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオおよび標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオ	
の区分ごとの内訳	71~73
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)および(vi)に掲げるポートフォ	
リオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォ	
リオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、	
両者を区別して開示することを要しない。)	_
(i) 事業法人向けエクスポージャー	_
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	-
(iii)金融機関等向けエクスポージャー	-
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	-
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	-
(3) 証券化エクスポージャー	71~73
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額	
(1)マーケット·ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	-
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	-
(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	-
リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第76条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。 以下同じ。)または信用	
リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。)が適用	
されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比	
率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比	
率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示	
第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示	
第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規	
定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	80
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	
(1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを	
要する。)	-
(2) 内部モデル方式	_
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	
(1)基礎的手法	71
(2) 粗利益配分手法	_
(3) 先進的計測手法	_
単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第37条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)	71

85

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項

に関する人に対ける事項	
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の	
開示も要する。) およびエクスポージャーの主な種類別の内訳	74
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(1) 地域別	74
(2) 業種別または取引相手の別	74
(3) 残存期間別	75
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
(1) 地域別	74
(2) 業種別または取引相手の別	74
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行ってい	
ない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
(1) 地域別	75
(2) 業種別または取引相手の別	75
5. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	75
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付	
与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならび	
に第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および127条において準用する場合に限る。)の規定により1250パーセ	
ントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	76
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース	
方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に	
定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手	
法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの	
推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重	
平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先	
進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)	-
(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	
(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクス	
ポージャー 次のいずれかの事項	
$(\ i\)$ ブール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リス	
ク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメント	
の未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	_
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	-
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を	
適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リ	
テール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	-
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を	
適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リ	
テール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	_
7 が同プエンババーショー ここの区がにつた。国家大阪の月間にこ人家にの方面	
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1. 標準的手法または基礎的内部格付手法(内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDおよびEADの自行推計値を	
用いない手法をいう。以下同じ。)が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信	
用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上	
方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業	
法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	
(1) 適格金融資産担保	77
(1) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	
(2) 週間負煙担保(金帳的)が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信	
2. 標準的子法よどは対面相対子法が適用されるボートフォッカについて、味証よどはフレフッドアッパフィンが適用されてエンスボーファー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクス	
ポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リ	
バーンヤー、ソフリフロリエンスバーンヤー、立機成関寺回リエンスバーンヤー、店住用小割库回リエンスバーンヤー、適恰リバルにフン型リーニール向けエクフポージャーなりであった。	77

3. 担保によ	4額の算出に用いる方式	7
	構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	7
	える信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)	7
4) / 場に	「る合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)	7
5. 担保の種		7
	る信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	7
	・額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提	
供の別に	<u> 区分した額</u>	7
8. 信用リス	ク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	7
米 ルエクフ・	ポージャーに関する次に掲げる事項	
	「リジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種	
	類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに	
	限る。)	
(2)	原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額および	
(2)		
	当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原	
	資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	
(3)	証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	
(4)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別	
	の内訳を含む。)	
<u>(</u>	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	
(6)	保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	
	とを要する。)	
(7)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクス	
	ポージャーについて区別して記載することを要する。)	
(0)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	
(9)	自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用さ	
	れる証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
(10)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	
	(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	
	(ji) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額およ	
	び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
	(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額およ	
	び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
(11)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリ	
	スク・ウェイトの区分ごとの内訳	
2 銀行が採		
	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	
	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	7
(1)	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	7
(1)	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	7
(1)	設資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	
(1)	設資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用	7
(1)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
(1)	設資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用	7
(1)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	7
(1) (2) (3) (4)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリ	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 リジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係る原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係る原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係るのに	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ (1)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳ドリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係る原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係るものに限る。)	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ (1)	を資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳「リジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ (1)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳ドリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係る原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係るものに限る。)	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行がオ (1)	を資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳「リジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 「リジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産がならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係る原資産がならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳を含む。) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3)	を資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 「リジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引に係る原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3) (4)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳でしずごとの内部である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3) (4) (5)	 資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳でリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3) (4) (5)	対象である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳でしずごとの内部である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3) (4) (5)	 資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳でリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 	7
(1) (2) (3) (4) 3.銀行がオ (1) (2) (3) (4) (5)	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 リン・ウェイトの区分ごとの内訳 リン・ウェイトの区分ごとの内訳 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引に係る原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)	7
(1) (2) (3) (4) 3. 銀行が才 (1) (2) (3) (4) (5)	 資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 ロジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引に係る原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額がおよび適切なリスクの種類別の所要 	7
(1) (2) (3) (4) (3) (4) (1) (2) (3) (4) (5) (6)	資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)日ご資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。)証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。)包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	7
(1) (2) (3) (4) (3) (4) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	 資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 ロジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引に係る原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。) 証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額がおよび適切なリスクの種類別の所要 	7

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。) (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 と資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - いまだり資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - いまだった。 で想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - と資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分でとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - 改資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 - 投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 – 投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) – 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) – 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
とを要する。) - 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
ポージャーについて区別して記載することを要する。) - 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の
自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第248条の4第1項第1号および第2
号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 –
リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)
パリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるパリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値 -
ストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値 –
追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己
最高、平均および最低の額 –
テスティングの結果および損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明 –
借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額 上場している出資等または株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。) 79
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等または株式等エクスポージャー 79
または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 79
借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額 79
昔対照表および中間損益計算書で認識されない評価損益の額 79
エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 – – – – – – – – – – – – – – – – – – –
、 ドのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの
を 本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第
を 本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
を 本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条 1第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条 1第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第 第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80 本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条 1第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
を比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 80本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条

5 平成26年金融庁告示第7号第13条(連結・自己資本の充実の状況)

自己資本の構成に関する開示事項 自己資本の構成に関する開示事項(別紙様式第12号により作成)

58~59

定量的な開示事項

その他金融機関等(自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子法人等であるもののうち、 自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

58

(目) J 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび複数のボートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分さとの内訳 (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよびを数のボートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分さとの内訳 (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に刺げるボートフォリオことの内訳((い)および(w)に刺げるボートフォリオのリスクに刺するエクスポーシャー全体に占めるこれらのポートフォリオのリスク特性が強似しており、預金者等による連絡プループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) (i) 事業法人向けエクスポージャー (ii) 外野法人内はエクスポージャー (iii) 全部機関等向けエクスポージャー (iii) 全部機関等向けエクスポージャー (iv) 産品がポルビング型リテール向けエクスポージャー (v) 連絡リポルビング型リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (iii) の砂サール向けエクスポージャー (iii) の砂サール向けエクスポージャー (iii) の砂サール向けエクスポージャー (iii) の砂サール向けエクスポージャー (iii) を耐機関等向けエクスポージャー (iii) を耐機関等向けエクスポージャー (iii) 内部低デル手法が適用される株式等エクスポージャー (iii) 内部低デル手法が適用される株式等エクスポージャー (iii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー (iii) 内部モデルテ治が適用される株式等エクスポージャー (iii) 内部モデルテ治が適用される株式等エクスポージャー (iii) 内部モデル方が適用される株式等エクスポージャー (iiii) 中国を北下電所の外間によりで加速により前型においての場の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項規定により管用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項規定により使用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項規定により管用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー (iiii) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1判に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項規定により専用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー (iiii) 日間を対象で表がでは、サービを用いたがでは、サール・ファイトを用いたがでは、サール・ファイトとして用いるエクスポージャー (iiii) 日間を対象で表がでは、サール・ファイトとして用いるよびまでは、サール・ファイトとして用いるよびまでは、サール・ファイトとして用いるエクスポージャー (iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	資本の充実度に関する次に掲げる事項	
内部名付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオでとの内訳((v)および(w)に掲げるポートフォリオについて、信用リスグに関するエクスポージャー全体に占めるされらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、されらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを更しない。)	. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.および3.の額を除く。)およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
(2) 内部格付手法が適用されるボートフォリオおよびこのうち次に掲げるボートフォリオでとの内訳((い)および(い)に掲げるボートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのボートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのボートフォリオのり入り特性が類似しており、別念者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生しないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) (i) 事業法人同けエクスポージャー - (ii) ソプリン向けエクスポージャー - (ii) ソプリン向けエクスポージャー - (ii) 分離と関係であることを要しない。) (ii) クラブン向けエクスポージャー - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー - (v) 居住用不動産向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) をかしアール向けエクスポージャー - (vi) をかしアールのけエクスポージャーと係る信用リスクに対する所要自己資本の対する株式等エクスポージャー - (vi) 原形モアルド法が適用される株式等エクスポージャー - (vi) 原形で上が着が高れている株式等エクスポージャー - (vi) 原形でアルド港が適用される株式等エクスポージャー - (vi) 原形で上が着が高れている状態が高れているが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が多りでは、1 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー - (8) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1年に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・ウェイトをして信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第9項第1項の規定により信用リスク・ウェイトをして同いるエクスポージャー - (8) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1項を開いているが表がよりませんでは、1 日間に関するがよりますとは、1 日間に対しているがよりますとは、1 日間に対しているがよりますとは、1 日間に対しているがよりますとは、1 日間に対しているがよりによりに対しているがよりによりには、1 日間には、1 日	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオおよび複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの	
リオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのボートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのボートフォリオのリスク特性が類似しており、損会者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生しないと判断できる場合には、両者を区別して関示することを要しない。) (i) 事業法人向けエクスポージャー (ii) ソブリン向けエクスポージャー (iii) 金融機関等向けエクスポージャー (iv) 産機関等向けエクスポージャー (v) 産権リボルビング型リテール向けエクスポージャー (v) 産権リボルビング型リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー (ji) 画影代エクスポージャー (ji) 海豚が上クスポージャー (ji) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーと係る信用リスクに対する所要自己資本の割およびこのうち次に掲げる区分ごとの割 (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部モデルラなが適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部モデルラなが適用される株式等エクスポージャー (ji) 内部モデルーのみなに計算または信用リスク・アセットのみなに計算が適用される大式やエンター (ji) 自己資本比率告示等76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により質出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条の5第9項第1号により質出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1の関第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの側を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの側を算出するエクスポージャーを第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの側を算出するエクスポージャーを第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第16条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により開助リスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により開助リスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率を出するよりスページャールの関を算出するエクスポージャーを開助スク・ウェイトを用いるエクスポージャーを記録を指するよりスポージャーを開助リスク・ウェイトを用いるエクスポージャーを開助して、第167条第11項の規定により開助リスク・ウェイトを用いるエクスポージャーを記述しているように対しているように	内訳	59~61
リオのリスク特性が類似しており、預金者等による連絡グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる 場合には、両者を区別して開示するごとを要しない。)	$\stackrel{-}{(2)}$ 内部格付手法が適用されるポートフォリオおよびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 $((v)$ および (vi) に掲げるポートフォ	
場合には、両者を区別して開示することを要しない。) - (i) 事業法人向けエクスポージャー - (ii) ソブリン向けエクスポージャー - (ii) ソブリン向けエクスポージャー - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (i) 直勢作エクスポージャー - (5) 直野化エクスポージャー - (5) 直野生などの方がに関ける区分ごとの額 - (1) マーケット・ペース力式が適用される株式等エクスポージャー - (5) 直別を指しまして、力式が適用される株式等エクスポージャー - (i) 一	リオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォ	
(i) 事業法人向けエクスポージャー - (ii) ソプリン向けエクスポージャー - (iii) 公融機関等向けエクスポージャー - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) を動性工クスポージャー - (vi) を動き工たの株式等エクスポージャー - (vi) を動力におく株式等エクスポージャー - (vi) を動力におく株式等エクスポージャー - (vi) を動力におく株式等エクスポージャー - (vi) を動力に対しましてもなくないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	リオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる	
(ii) ソプリン何けエクスポージャー - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー - (iv) 届住用不動産向けエクスポージャー - (v) 適格リボルピング型リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー 59~61 2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーはあばこのうち次に掲げる区分ごとの額 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 内部モデルテ法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により増加とかった。 - (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により増加とかった。 - (2) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により増加・大型・中の額を増加するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの額を増加するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの額を増加するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの額を増加するエクスポージャー表には自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー表には自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (1) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) - (2) 内部モデル方式 (1) 標準の方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) - (2) 内部モデル方式 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) - (2) 内部モデル方式 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーことに開示することを要する。) - (2) 内部に対しまれば、10 様式は、10 様式は、1	場合には、両者を区別して開示することを要しない。)	-
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (v) 適格リポルピング型リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (vi) その他リテール向けエクスポージャー - (3) 証券化エクスポージャー - (3) 証券化エクスポージャー - (4) 阿那年だが適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額 - (1) 南易手法が適用される株式等エクスポージャー - (i) 南易手法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (2) PDM、GD 方式が適用される株式等エクスポージャー - (2) PDM、GD 方式が適用される株式等エクスポージャー - (3) ルスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本 について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 - (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項規定により信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー - (5) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第16条第5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー - (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー - (5) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・フィーシャーの顔を算出するエクスポージャー - (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率もフス・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー - (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの顔を開出するエクスポージャー - (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー - (6) 日日資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの顔を算出するエクスポージャー - (7) 財子がよりましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	(i) 事業法人向けエクスポージャー	_
(N) 居住用不動産向けエクスポージャー - (V) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー - (V) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー - (VI) その他リテール向けエクスポージャー - (VI) その他リテール向けエクスポージャー 59~61 ま分析に対してのでは、アクット・ペース方式が適用される株式等エクスポージャーは係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額 (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー - (2) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により質出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第1項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第1項第2号に定める比率をリスク・アセットの額を算出するエクスポージャー - (4) 自己資本比率告示第76条の5第1項取りスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第1項取りスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第31項取りスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第31項のカスティージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第31項のカスティージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第31項のカスティージャーまたは自己資本比率を示するの表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で	(ii) ソブリン向けエクスポージャー	_
(v) 適格Uボルビング型リテール向けエクスポージャー - (w) その他リテール向けエクスポージャー 59~61	(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	_
(wi) その他リテール向けエクスポージャー 59~61	(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	_
(3) 証券化エクスポージャー 59~61 ○ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額 (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内駅 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (2) PDA.GD方式が適用される株式等エクスポージャー - (2) PDA.GD方式が適用される株式等エクスポージャー - (2) PDA.GD方式が適用される株式等エクスポージャー - (3) リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本 について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により質出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により同様に表するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーを記述を表示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーを表示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーを表示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーを表示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーを表示第167条第11項の規定により信用リスク・フェートとして用いるエクスポージャーを表示第167条第11項の規定により信用しているに対するに対しているに対しているに対するに対しているに対	(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	_
 (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額 (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー (i) 商易手法が適用される株式等エクスポージャー (2) PDLGD方式が適用される株式等エクスポージャー (2) PDLGD方式が適用される株式等エクスポージャー (3) 担えか・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (2) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により信用リスク・アセットの額を増出するエクスポージャー (3) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定によりに関するに対しまするエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定によりに対しませるエクスポージを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	(vi) その他リテール向けエクスポージャー	_
(1) マーケット・ペース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー (2) PDLGD方式が適用される株式等エクスポージャー (2) PDLGD方式が適用される株式等エクスポージャー (3) 以スク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーとの3に表別では対していては、第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを割しては、第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを割しては、第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを割していては、第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーを記していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	(3) 証券化エクスポージャー	59~61
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー (3) リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (2) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの初まの第上するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの初まで表別であるエクスポージャー (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (7) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 - 5、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グルーブが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法	内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる区分ごとの額	
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー - (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー - 3.リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率等方第76条の5第6項の規定により第出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号により音楽がよります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第10項第2号によります。第167条第11項の規定によります。第167条第10項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16項第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16页第2号によります。第167条第16列第2号によります。第167条第16列第2号によりを表示を表す。第167条第16列第2号によりを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	(1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーおよびこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	_
(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー - 3.リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第1項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第107条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第107条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第107条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第107条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第107条第11項の規定により信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率によりますまた。第167条第10項第1号に対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに対して表によりに表によりに表によりによりに表によりに表によりによりに表によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	_
3. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分でとの額 (1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (1) 標準的方式(金利リスク、Pセットの額を算出するエクスポージャー 68 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) - 1	(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	_
 (こついて、次に掲げるエクスポージャーの区分でとの額 (1)自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (2)自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (5)自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (7)中ショントリスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式 オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1)基礎的手法 	(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー	_
(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 ・マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 5.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法	3. リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本	
※告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 2 「クロボージャーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法 59	について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーまたは自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー68 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 68 までイケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式 - 1 - 2 (5)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1)基礎的手法 - 2	(1) 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比	
 率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (3)自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (4)自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (5)自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (5)自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー (6)までレリスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式 (3)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1)基礎的手法 	率告示第167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 ま、マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 - 5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法 59	(2) 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比	
#167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (4)自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5)自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 は、マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式 - 5.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1)基礎的手法 59	率告示第167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 1. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオブション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 - 5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法 59	(3) 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示	
第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 (5)自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 1.マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式 - 5.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1)基礎的手法 59	第167条第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー 68 1. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2) 内部モデル方式 - 1. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法 59	(4) 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示	
定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) (2)内部モデル方式	第167条第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)	(5) 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規	
(1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。) - (2)内部モデル方式 - 5.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 - (1)基礎的手法 59	定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
要する。) - (2) 内部モデル方式 - 5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 59	l.マーケット・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	
(2) 内部モデル方式 - 5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 59	(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびオプション取引のカテゴリーごとに開示することを	
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 (1) 基礎的手法	要する。)	_
(1) 基礎的手法 59	- (2) 内部モデル方式	_
	5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
	(1)基礎的手法	59
	(2) 粗利益配分手法	_
(3) 先進的計測手法 –	(3) 先進的計測手法	_
5. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第25条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。) 59	i. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第25条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額をいう。)	59

信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く。) に関する次に掲げる事項

開示も要する。) およびエクスポージャーの主な種類別の内訳 62 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1) 地域別 62
(2) 業種別または取引相手の別 62
(3)残存期間別 63
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高およびこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1)地域別 62
(2) 業種別または取引相手の別 62

89

4.	. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額(一般貸倒引当金および個別貸倒引当金につ	
	いては、次に掲げる区分ごとの期末残高および期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行ってい	
	ない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
	(1) 地域別	63
	(2) 業種別または取引相手の別	64
	. 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額	64
6	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付	
	与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。)ならびに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)ならび	
	に第248条の4第1項第1号および第2号(自己資本比率告示第125条および第127条において準用する場合に限る。)の規定により1250	
	パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	64
7	・ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権およびマーケット・ベース	
	方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項および第5項ならびに第166条第4項に	
	定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	_
8	- 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項(信用リスク削減手	
	法を用いた場合は、これを反映するものとする。)	
	(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの	
	推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重	
	平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値およびオフ・バランス資産項目のEADの推計値	
	(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)	
	(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値および残高	_
	(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャー	
	次のいずれかの事項	
	(i)プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リス	
	ク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメント	
	の未引出額および当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	
_	(ii)適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	
9.	. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を 、盗用する状況等エクスポージャー、RCはRAを動き向けエクスポージャー、盗器としている。(グロリニー、Red エクスポージャー、PD/LGD方式を	
	適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値および当該実績値と過去の実績値との対比ならびに要因分析	
10	プール向けエンスパーフィーとこの自前網にのける損失の失機値のより自該失機値と過去の失機値との対比ならりに安区が何 . 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を	
10	. PSIPPでは、1997年の	
	ラール向けエクスポージャーでとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	_
	2 VOID TO VOID OF CONTINUE OF	
言用	リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1.	標準的手法または基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信	
	用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上	
	方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業	
	法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	
	(1) 適格金融資産担保	65
	(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)	
2	. 標準的手法または内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信	
	用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクス	
	ポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リ	C.F.
	テール向けエクスポージャーおよびその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)	65
元生	商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
	. 与信相当額の算出に用いる方式	65
	・ プロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額	65
	・ クロスト・	65
	・ ことに掲げる合計額およびグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)	65
	担保の種類別の額	65
	- 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	65
7		
	供の別に区分した額	65
8	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	65

理結グリ	レーブがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種	
	類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	
(2)	原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額および	
(2)	当期の損失額ならびにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化	
(2)	取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)	
	証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	
(4)	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別のは記ち合わり	
(E)	の内訳を含む。) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	
	証券に取引に任い当期中に認識した党却損益の額のより主法原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	
(0)	株有9 る証券にエノスパーファーの額のあり主体派員性の性類別の内部(円証券にエノスパーファーについて区別して記載9 ることを要する。)	
(7)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクス	
(1)	ポージャーについて区別して記載することを要する。)	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	
	自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用	
(3)	される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
(10)	早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	
(10)	(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	
	(ii)) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与	
	の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
	(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与	
	の額および想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	
(11)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリ	
	スク・ウェイトの区分ごとの内訳	
連結グル	レープが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1)	保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	
	とを要する。)	
(2)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクス	
	ポージャーについて区別して記載することを要する。)	
(3)	自己資本比率告示第248条ならびに第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用	
	される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
(4)	保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリ	
	スク・ウェイトの区分でとの内訳	_
連結グ) 事項	レープがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる	
(1)	原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産および合成型証券化取引に係る原資産の額ならびにこれらの主な原資産の種	
	類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係	
	るものに限る。)	
(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額およびこれらの主な資産の種類別の内訳	
	当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額および主な原資産の種類別	
	の内訳を含む。)	
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額および主な原資産の種類別の内訳	
(5)	保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するこ	
	උත්ත වේ විය අත්ත වේ අ	
(6)	保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクス	
	ポージャーについて区別して記載することを要する。)	
	包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の所要	
(7)	自己資本の額の内訳	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。) (i)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。) (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与	
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額および主な原資産の種類別の内訳 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。) (i)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	

ゆうちょ銀行 中間期ディスクロージャー誌 2022

4. 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載するご	_
උත්තු රජ්ය විශ්ය ව විශ්ය විශ්	
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額(再証券化エクス	ζ
ポージャーについて区別して記載することを要する。)	
(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額ならびに所要自己資本の額および適切なリスクの種類別の	Ò
所要自己資本の額の内訳	
(4) 自己資本比率告示第302条の2第2項の規定において読み替えて準用する第248条の4第1項第1号および第2号の規定により1250	0
パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳	
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する場合に限る。)	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	
2. 期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値ならびに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均および最低の値	
3. 期末の追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己資本の額ならびに開示期間における追加的リスクおよび包括的リスクに係る所要自己	3
資本の最高、平均および最低の額	
4. バック・テスティングの結果および損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	-
出資等または株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	
(1) 上場株式等エクスポージャー	67
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等または株式等エクスポージャー	67
2. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額	67
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	67
4. 中間連結貸借対照表および中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	67
5. 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの	
区分ごとの額	
1. 自己資本比率告示第76条の5第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示領	角
167条第2項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
2. 自己資本比率告示第76条の5第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第	角
167条第7項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
3. 自己資本比率告示第76条の5第9項第1号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167第	Ř.
第10項第1号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
4. 自己資本比率告示第76条の5第9項第2号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167第	Ž.
第10項第2号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
5. 自己資本比率告示第76条の5第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーまたは自己資本比率告示第167条第11項の規定により	<u> </u>
用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー	68
金利リスクに関する事項(別紙様式第11号の2により作成)	68

日本郵政グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発 揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さま と社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の 発展に貢献します。

日本郵政グループ行動憲章

1. 信頼の確保

- ・ お客さまの立場に立ち、お客さまの期待に応えるこ ・ お客さまにとって新しい利便性を創り、質の高い とにより、お客さまの信頼を獲得します。
- ・情報の保護と管理を徹底し、お客さまと社会に対し ・郵政ネットワークを通じて三事業のユニバーサル て安心を約束します。
- ・透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業 としての説明責任を果たします。

2. 規範の遵守

- ・法令や社会規範、社内ルールを遵守し、誠実な企業 活動を継続します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢 力および団体とは、断固として対決します。
- 価して職場規律を維持します。

3. 共生の尊重

- ・環境に配慮し、企業活動を通じて積極的に社会に貢 献します。
- ・多様なステークホルダーとの対話を重視し、持続的 な共生を目指します。
- ・人権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保 します。

4. 価値の創造

- サービスを提供します。
- サービスを提供することで、安定的な価値を創出 します。
- ・社員の相互理解と連携を推進し、一人ひとりが役割 と責任を果たすことによって、チームワークを発揮し つつ、郵政グループの企業価値を創造していきます。

5. 変革の推進

- お客さまに安定したサービスを提供していくために、 技術革新を採り入れ、常に内部変革を行います。
- ・責任と権限を明確にし、プロセスと結果を厳正に評・・広い視野、高い視点に立って、グループの発展のた めに創造性を発揮します。
 - ・世界とつながり世界へ拡がるビジネスに、積極果敢 にチャレンジします。

2023年1月

株式会社ゆうちょ銀行

コーポレートスタッフ部門 広報部

〒100-8793 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 TEL: 03-3477-0111(代表) URL https://www.jp-bank.japanpost.jp/

